

令和 8 年

第 5 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 8 年 6 月 1 6 日

閉会：令和 8 年 6 月 1 8 日

福岡県東峰村議会

令和8年 第5回東峰村議会定例会

招 集 年 月 日 令和8年6月16日開議
招 集 の 場 所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和8年6月16日 9時30分
 議 長 高橋弘展
閉会日時及び宣告 令和8年6月18日 10時36分
 議 長 高橋弘展

応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	大喜多 賢 治	○	2 番	野 寄 和 秀	○
3 番	小 川 利 勝	○	4 番	和 田 将 幸	○
5 番	樋 口 朗	○	6 番	佐々木 孝	○
7 番	伊 藤 均	○	8 番	大 蔵 久 徳	○
9 番	梶 原 伯 夫	○	10 番	高 橋 弘 展	○

不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	眞 田 秀 樹	副 村 長	野 口 善 規
教 育 長	梶 原 秀 昭		
総務企画課長	岩 橋 俊 典	ふるさと推進課長	梶 原 孝 司
農林建設課長	前 田 薫	災害対策室長	樋 口 修 一
住民福祉課長	國 松 直 美	教育課長	前 田 光 輝

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	古 賀 英 彦		

村長提出議案の題目

議案第 2 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 2 7 号	東峰村の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
議案第 2 8 号	東峰村学校教育施設整備基金条例の制定について
議案第 2 9 号	令和 8 度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）
報告第 1 号	令和 7 年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告
報告第 2 号	令和 7 年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告
同意第 6 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 7 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 8 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 9 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 0 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 1 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 2 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 3 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 4 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 5 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 6 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 7 号	東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
同意第 1 8 号	東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
同意第 1 9 号	東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)

3番 小川利勝議員

4番 和田将幸議員

第5回 東峰村議会定例会会議録

令和8年6月16日

(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和 8 年 第 5 回東峰村議会定例会議事日程

令和 8 年 6 月 1 6 日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第 2 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 7 | 議案第 2 7 号 東峰村の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について |
| 日程第 8 | 議案第 2 8 号 東峰村学校教育施設整備基金条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 2 9 号 令和 8 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 0 | 報告第 1 号 令和 7 年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告 |
| 日程第 1 1 | 報告第 2 号 令和 7 年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告 |
| 日程第 1 2 | 同意第 6 号 東峰村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 3 | 同意第 7 号 東峰村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 4 | 同意第 8 号 東峰村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 5 | 同意第 9 号 東峰村農業委員会委員の任命について |

日程第 1 6 同意第 1 0 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 7 同意第 1 1 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 8 同意第 1 2 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 9 同意第 1 3 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 2 0 同意第 1 4 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 2 1 同意第 1 5 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 2 2 同意第 1 6 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 2 3 同意第 1 7 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第 2 4 同意第 1 8 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第 2 5 同意第 1 9 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

開 会	
議 長	ただ今の出席議員数は、１０名です。 定足数に達していますので、令和８年第５回東峰村議会定例会を開会いたします。 （９時３０分）
開 議	
議 長	本会議に先立ち、議長の諸般の報告を行います。 報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長の諸般報告をもって代えさせていただきます。 それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。
日程第１	
議 長	日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、 ３番 小川利勝議員、４番 和田将幸議員を指名いたします。
日程第２	
議 長	日程第２ 「会期の決定について」を、議題といたします。 議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。 ９番 梶原伯夫議員
９ 番	今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。 本日招集に係る令和８年第５回東峰村議会定例会の運営につきましては、６月９日に議会運営委員会を開催しました。 まず、議案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦が１件、条例の制定が１件、補正予算が１件、その他が１件、報告が２件、同意が１４件、合計２０件の議案が予定されています。 会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日１６日から２２日までの７日間と決定いたしました。 会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。 まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定いたしております。 １７日には、引き続き一般質問を行い、１８日は、議案の審議、質疑、討論、採決を予定しております。 以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。 本定例会が円滑に運営されますよう、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。報告といたします。
議 長	ただ今、議会運営委員長より報告がありました。 本定例会の会期は、本日１６日から２２日までの７日間といたしたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認め、会期は、６月１６日から６月２２日までの７日間と決定いたしました。
日程第３	
議 長	日程第３ 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 （事務局長議案上程報告）

議 長	事務局長から議案の上程報告が終わりました。 ここで議会事務局長より資料の配布をお願いいたします。 (事務局長資料配布)
議 長	暫時休憩します。 (9時37分)
議 長	会議を再開いたします。 (9時41分)
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長
村 長	皆様、改めましておはようございます。 本日、ここに、令和8年第5回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 また、日ごろから村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につき、ご理解をいただき深く感謝を申し上げます。 まず、冒頭に、東峰村へふるさと納税としてご寄付を頂きました皆様で、ワンストップ特例を申込みいただいたにもかかわらず、当村の事務の不手際により、居住自治体へのデータ送信ができておらず、住民税の寄付控除がなされていなかったことが判明し、東峰村を応援いただいた皆様に、多大なご迷惑をおかけしましたことに対しまして、心よりお詫びを申し上げます。 特に対象となる582の居住自治体様において、税額の更正が間に合わなかった87の自治体にお住いの皆様には、確定申告をしていただかなければならなくなりましたことに、重ねてお詫び申し上げます。大変申し訳ございません。 対象となる皆様方には、村よりお詫びと対応についてのご案内を発送しておりますので、対応のお願いをしているところであります。 平成29年九州北部豪雨災害、令和5年梅雨前線災害からの復旧・復興に対し、温かくご支援をいただいた皆様や村民のご家族や親せきで、ご寄付を頂いた方もおられると思います。誠に申し訳ないと感じております。 今後このようなことが絶対起きないように、課内での担当職員の事務行程の定期的な確認や事務処理チェックリストの活用、事業見直し、業務効率化などを進めてまいりましたが、このような事態が発生したことを踏まえ、さらにDXを活用した業務の見える化、風通しの良い職場づくりなど、実効性のある対策を講じ、全力で皆様の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 さて、昨年10月に実施されました国勢調査の速報値が公表されました。東峰村は、1,618人で281名の減となっています。 昨年策定した総合計画にもあるように、社人研の令和7年国調人口推計は1,676人でしたので、既に58人下振れしていることとなります。 令和2年のコミュニティ協議会設立に係る集落座談会で、合併以来、年に56人の人口が減っていると言いましたが、先ほどの281人割る5年は56.2人で、減少のペースは、母数が減っていることを鑑みれば、悪くなっていると言えます。 大体例年40から45名の方の自然減に、20名程度の社会減があり、先ほどの数字となりますが、ただ、令和7年度の状況を見ると、これは年度になりますが、状況を見ると、自然減40名に対し、社会増9名となり、年度で減の31名となっております。 特に14歳以下の年少人口の7名の転入超過は、総合計画の目標である子育て世代の移住・定住政策を、皆様のお力でさらに前に進めていくためにも、この良い流れを村民皆様が共有して、人の流れから経済の好循環へと進めなければなりません。

	それを、今やらなくては、この村を照らす光はなくなってしまうと思っています。知恵を出し、力を尽くし、村は情報戦略を充実・効果的に発信し、皆様とともに取り組んでまいりたいと思っています。 それでは、本定例会に執行部から提案しております各議案等について、説明を申し上げます。 本定例会には、人権擁護委員の推薦1件、条例の制定1件、補正予算1件、報告2件、同意14件、その他1件、計20件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。 議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものです。 議案第27号、東峰村の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定につきましては、マイナンバーカードに搭載している電子証明書については、5年ごとの定期的な更新が必要となっているため、電子証明書の更新等業務について、村内郵便局を取扱郵便局として指定することにより、受付窓口を増やし、住民の皆様の利便性の向上を図るものであります。 議案第28号、東峰村学校教育施設整備基金条例の制定につきましては、旧小石原小学校の賃貸借契約に伴い、補助目的以外の用途使用にあたって、公立学校整備費補助金等に係る財産処分の承認等について及び補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、財産処分が行われた時点での残存価格を、東峰村学校教育施設整備基金に国庫納付金として積み立てることにより、国庫納付金を免除するというものになります。 議案第29号、令和8年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに4,491万6千円を追加し、歳入歳出総額を38億8,082万6千円とするものです。 歳出では、財産管理費2,336万4千円、企画振興対策費1,210万円、個性ある地域づくり事業費160万円、災害救助費300万円、再建支援費214万5千円、教育委員会事務局費270万7千円を計上しております。 歳入では、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、村債をそれぞれ計上しています。 報告第1号、令和7年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告につきましては、令和7年度東峰村繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。 報告第2号、令和7年度東峰村事故繰越し繰越計算報告につきましては、令和7年度東峰村事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものです。 同意第6号から第16号、東峰村農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会委員の任期が7月19日で満了するのに伴い、11名の委員任命にあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 同意第17号から第19号、東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の任期が6月22日で満了するのに伴い、3名の委員選任にあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めものであります。 以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、私の提案理由といたします。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。

日程第5	
議 長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第25までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第26号「人権擁護委員候補者の推薦について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	議案の16ページをお願いいたします。 議案第26号「人権擁護委員候補者の推薦について」 次の者を、人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 井上勇治氏 2 住所 朝倉郡東峰村大字宝珠山1197番地 生年月日 昭和33年2月7日 任期 令和8年7月1日から令和11年6月30日まででございます。 提案理由といたしまして、任期満了に伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについての議会の意見を求めるものでございます。 17ページをお願いいたします。 井上氏の略歴書でございますが、内容につきましては、お読み取りいただきますようお願いいたします。以上でございます。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第27号「東峰村特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	18ページをお願いいたします。 議案第27号「東峰村の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」 次のとおり、東峰村の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 指定郵便局の名称及び所在 (1) 名称 宝珠山郵便局 (2) 所在 東峰村大字宝珠山6315番地Ⅰ 2 指定期間 令和8年9月1日から令和9年3月31日まで 3 取扱う事務 (1) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行・更新の受付 (2) マイナンバーカードに設定された暗証番号の初期化 (3) 申請者から受領した申請書の保管及び指定期間ごとの東峰村への送付 (4) 前各号に付帯する事務 提案理由としまして、マイナンバーカードに搭載している電子証明書については、5年ごとの定期的な更新が必要となっているため、電子証明書の更新等業務につきまして、村内郵便局を取扱い郵便局として指定することにより、受付窓口を増やし、村民の皆様の利便性の向上を図るものでございます。 ここに補足資料としまして、先ほどお配りさせていただいておりますA4の事務のイ

	メージ図というか、フロー図になります。こちらをご覧くださいながら補足の説明をしたいと思います。具体的には、補足説明の事務の流れとなっております。 まず、上段のほうの電子証明書、署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書の発行、更新の申請受け付け等につきまして、基本的には役場のほうで行う事務と変わらないのですが、申請者の方からマイナンバー申請書の提出を郵便局のほうにさせていただきまして、それにつきまして、本人の確認を行いまして、暗証番号の入力をご本人様からやっていただき、それから役場のほうにタブレットを通して、この方の申請内容をメールで送信し、その内容を役場が受理し許可をした時点で、電子メールで返信を行います。 その返信を行った後、また再度暗証番号を入力しまして、その後発行申請を専用のサーバーを通して、国の J - L I S のほうに経由して提出をいたします。 その後、審査が通りましたら発行しまして、ご本人様のほうに電子証明書をマイナンバーカードへ記録し、ご本人様へカードを引き渡すようになります。 同じく、暗証番号の初期化につきまして、下段のほうなんですけど、手続き的には上段と同じようになりますが、これにつきましては、もう J - L I S のほうの内容は経由せず、窓口で申請していただいた内容を役場のほうに、また内容確認のためにメールで送り、それを、承認のメールをまた返すことでご本人がマイナンバーカードの引き渡しができるような内容になっているところがございます。 そういった内容を踏みまして、郵便局のほうでもこういった事務を取り扱っていただき、マイナンバー取得の向上を目指すのと、併せて郵便局の多様な利用といった村民の皆様のご利用等を推進できればというふうな仕組みでございます。説明は以上でございます。
日程第 8	
議 長	日程第 8 議案第 2 8 号「東峰村学校教育施設整備基金条例の制定について」補足説明を担当課長に求めます。 農林建設課長
農林建設課長	1 9 ページをお開きください。 議案第 2 8 号「東峰村学校教育施設整備基金条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和 8 年 6 月 1 6 日提出、東峰村長名でございます。 提案理由、旧小石原小学校の賃貸借契約（有償）に伴い、補助目的以外の用途使用にあたって、公立学校整備費補助金等に係る財産処分の承認等について、及び補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第 2 2 条の規定により、財産処分が行われた時点での残存価格を東峰村学校教育施設整備基金に国庫納付額として積み立てることにより、国庫納付金を免除するもの。 2 0 ページをご覧ください。 東峰村学校教育施設整備基金条例の制定について 東峰村学校教育施設整備基金条例を次のように定める。 東峰村学校教育施設整備基金条例 第 1 条（設置）、東峰村の学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため、東峰村学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。 第 2 条（積立）、基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 第 3 条（管理）、基金に属する現金は、金融機関へ預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。 第 4 条（運用）、村長は、必要があると認めるとき、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

	第5条（運用益金の処理）、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算を計上して、基金を繰り入れるものとする。 第6条（繰替運用）、村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 第7条（処分）、基金は、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り処分することができる。 第8条（委任）、この条例に定めるもののほか、基金の管理、処分に関して必要な事項は、村長が別に定める。 附則、この条例は、公布の日から施行する。 こちらにつきましては、現在、県を通じまして、文部科学省へ財産処分の承認手続きを行っております。そこで、補助金を整備した学校施設が補助目的以外の用途に使用されるため、財産処分を行われた時点での補助金の残存価格を、国庫納付額として学校施設整備基金に積み立てることで国庫への納付が免除されるため、新たに基金を創設するものです。 また、基金につきましては、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り処分することが可能となっており、基金の運用については、教育課が所管します。以上です。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第29号「令和8年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）」補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	21ページをお願いいたします。 議案第29号「令和8年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）」 令和8年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,491万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,082万6千円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 地方債の補正、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 22ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。 12款2項県補助金1,210万円の増、13款1項財産運用収入100万円の増、14款1項寄附金270万6千円の増額、15款2項基金繰入金421万円の増です。 17款4項雑入160万円の増、18款1項村債2,330万円の増額。 補正合計4,491万6千円、補正後の額38億8,082万6千円でございます。 続きまして、23ページをお願いいたします。 歳出でございます。 2款1項総務管理費3,706万4千円の増額、3款4項災害救助費514万5千円の増額、10款1項教育総務費270万7千円の増額。 補正合計4,491万6千円の増額、補正後の額38億8,082万6千円でございます。 次に24ページをお願いいたします。

	第2表、地方債の補正、地方債の補正後の額でございます。 過疎対策事業債、総務債を2,330万円増額といたしまして、1億6,590万円といたします。その他起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。 2ページ飛びまして、27ページをお願いいたします。 歳入の明細のほうでございます。 12款2項1目総務費県補助金1,210万円の増額、明細といたしましては、美しいまちづくり推進事業の県の補助金でございます。 13款1項1目財産貸付収入100万円の増額、こちら旧小石原小学校の賃貸料でございます。 14款1項1目寄附金、こちら一般寄附金として270万6千円の増額です。 15款2項1目財政調整基金繰入金、財政調整基金からの繰入れの調整額でございます。マイナス93万5千円です。 それから、16目災害対策基金繰入金514万5千円の増、こちら災害対応に係る分の基金からの繰入れになります。 続きまして、17款4項1目雑入160万円の増額、コミュニティ助成事業補助金になります。 それから、18款1項1目総務債2,330万円の増額、こちら災害伝承館のリニューアル事業の過疎債分でございます。 続きまして、28ページ、こちら歳出のほうの明細になります。 ここから各課ごとにですね、分かれて説明のほうをさせていただきたいと思います。 それでは、まず総務企画課の分でございますけれども、2款1項15目個性ある地域づくり事業費、負担金補助及び交付金160万円、コミュニティ助成の分でございます。こちら自治総合センターが宝くじの収益を活用して行うコミュニティ助成事業の交付決定がございましたので、申請団体への交付のほうを行うものでございます。 それから、3款4項1目災害救助費300万円の増額、こちら令和5年災害で住宅敷地内に入りました、土砂のほうの撤去を行う費用として計上させていただいております。 総務企画課からは以上です。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	28ページをお願いいたします。 2款1項6目企画振興対策、14節工事請負費、補正額1,210万円でございます。これは、福岡県の花による美しいまちづくり補助金を活用して、買い物支援拠点等隣接する広場約250㎡を花壇と位置付け、整備するものでございます。整備概要は、芝生の広場、花木の植栽、照明、ベンチ、フェンス等を予定しております。全額県補助金を活用する予定としております。以上でございます。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	28ページをお願いいたします。 3款4項2目再建支援費でございます。18節負担金補助及び交付金としまして214万5千円を計上したいと思います。こちらにつきましては、令和5年の梅雨前線豪雨災害により、大字小石原鼓の地域の所有の作業小屋が、周辺の法面の崩壊を受けまして、周辺の田畑等も含め土砂の流入等を受け全壊をしたものでございます。 こちらの公費解体を行うものでございますが、当初は7年度中に竣工を計画しておりましたが、7年度までに周辺の工事が終了を見込めなかったために、こちらの8年度の補正予算として計上することになりました。以上でございます。
議 長	教育課長

教育課長	28ページをお願いします。 2款1項5目財産管理費でございます。補正前の額1億5,172万2千円、補正額2,336万4千円、計の1億7,508万6千円になります。 12委託料でございます。2,336万4千円、展示業務委託料を計上させていただいております。 続きまして、10款1項2目教育委員会事務局費でございます。補正前の額352万9千円、補正額270万7千円、計の623万6千円、24の積立金270万7千円、東峰村立学校教育振興基金として積立金を行うところでございます。以上でございます。
日程第10	
議長	日程第10 報告第1号「令和7年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	29ページをお願いいたします。 報告第1号「令和7年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度東峰村繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 款項につきましては、明記されているとおりですので、割愛させていただきたいと思っております。事業名と翌年度繰越額を報告させていただきます。 企画管理一般経費500万円、電算事務費914万8千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付事業3,611万1千円、保健福祉センター管理一般経費1億3,600万円、買い物支援拠点整備事業1億5,150万7千円、診療所運営一般経費130万円、農村環境整備事業1,000万円、林業振興費一般経費100万円、林道施設整備事業費30万円、観光施設管理費294万2千円、公共土木施設災害復旧一般経費1,695万5千円、農地・農業用施設災害復旧一般経費1,000万円、合計3億8,026万3千円、こちらを令和8年度に繰り越しをいたします。以上でございます。
日程第11	
議長	日程第11 報告第2号「令和7年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	30ページをお願いいたします。 報告第2号「令和7年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告」 地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和7年度東峰村事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 令和7年度東峰村事故繰越し繰越計算書、先ほどと同じように款項は割愛させていただきます。 農地・農業用施設災害復旧一般経費1,600万円、合計1,600万円を事故繰越しとして令和8年度に繰り越しをいたします。以上でございます。
日程第12～ 日程第22	
議長	日程第12 同意第6号から日程第22 同意第16号「東峰村農業委員会委員の任命について」 補足説明を担当課長に求めます。 農林建設課長

農林建設課長	31 ページを開きください。 同意第6号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 泉健一 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原468番地 生年月日 昭和23年7月18日 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由、任期満了に伴い農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新たに農業委員を任命することについて議会の同意を求めるものです。 32 ページをお開きください。 同意第7号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 1 氏名 泉一徳 2 住所 朝倉郡東峰村大字小石原613番地2 3 生年月日 昭和30年3月13日 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由は先ほどと同様でございます。 33 ページをお開きください。 同意第8号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 柳瀬圭三 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓2683番地 3 生年月日 昭和37年8月13日 4 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由は先ほどと同様です。 34 ページをお開きください。 同意第9号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 梶原秀則 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓2346番地1 3 生年月日 昭和29年1月2日 4 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由は先ほどと同様です。 35 ページをお開きください。 同意第10号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 井上博幸 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓502番地
--------	--

	3 生年月日 昭和36年2月1日 4 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由は先ほどと同様です。 36ページをお開きください。 同意第11号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 井上健司 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山3735番地 3 生年月日 昭和28年11月17日 4 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由は先ほどと同様です。 37ページをお開きください。 同意第12号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 萩尾利勝 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山2918番地2 3 生年月日 昭和27年5月4日 4 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由は先ほどと同様です。 38ページをお開きください。 同意第13号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 高倉喜久男 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山263番1中原団地5棟1号 3 生年月日 昭和33年11月14日 4 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由は同様でございます。 39ページをお開きください。 同意第14号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 岩田渉 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山9番地1 3 生年月日 昭和25年11月29日 4 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由は同様でございます。 40ページをお開きください。 同意第15号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。
--	--

	令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 佐々木茂季 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字福井984番地3 3 生年月日 昭和30年12月22日 4 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由は同様でございます。 41ページをお開きください。 同意第16号「東峰村農業委員会委員の任命について」 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 樋口誠 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字福井2909番地 3 生年月日 昭和31年1月31日 4 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで 提案理由は同様でございます。 東峰村の農業委員会委員の任命につきましては、現農業委員の任期満了に伴いまして、令和8年7月20日より新たな体制となるため、令和8年4月15日より農業委員として、定員11名の募集を行いました。定数11名に対して、応募推薦により11名の候補者がありましたので、東峰村農業委員会候補者評価委員会において評価し、村長に報告を行い、本議会の同意を得て、農業委員を決定して任命するものになります。以上です。
日程第23～ 日程第25	
議 長	日程第23 同意第17号から日程第25 同意第19号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	42ページをお開きください。 同意第17号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 下記の者を東峰村固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 重石豊臣氏 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字福井2638番地2 3 生年月日 昭和31年6月23日 4 任期 令和8年6月23日から令和11年6月22日まで 提案理由としまして、固定資産評価審査委員会委員の重石豊臣氏の任期が令和8年6月22日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。 43ページの略歴書はお読み取りをお願いいたします。 続きまして、44ページをお願いいたします。 同意第18号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 下記の者を東峰村固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

	令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 元永彰一氏 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原883番地6 3 生年月日 昭和31年8月3日 4 任期 令和8年6月23日から令和11年6月22日まで 提案理由としましては、先ほどと同じです。 45ページの略歴書はお読み取りをお願いいたします。 46ページをお願いいたします。 同意第19号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 下記の者を東峰村固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。 令和8年6月16日提出、東峰村長名でございます。 1 氏名 川村卓三氏 2 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字福井2692番地 3 生年月日 昭和25年4月13日 4 任期 令和8年6月23日から令和11年6月22日まで 提案理由は先ほどと同じです。以上でございます。 47ページの略歴書のほうは、お読み取りいただくようお願いいたします。
議長	補足説明を終了します。
休憩	
議長	10時45分まで休憩します。 (10時29分)

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開いたします。 (1 0 時 4 5 分)
日程第 5	
議 長	日程第 5 一般質問を行います。 一般質問は、8 名の議員より提出されています。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は 6 0 分以内となっています。 通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 9 番 梶原伯夫議員の質問を認めます。 9 番 梶原伯夫議員
9 番	この度の改選でですね、我々も担当職が代わりと言いますか、いろんな会議に出るようになりました。区長会もあると思うんですが、区長会のことについてお伺いします。 これはですね、住民の意見を聞ける重要な会議だと思っております。この区長会というのは年何回ぐらい開いて、どんな議題でやっているのか、内容について、現状はどうなっているかお伺いします。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	区長会、こちらのほうの現状につきましては、区長会、そもそもは区長設置条例に基づき、互選された会長の招集によりまして、条例が定める回数以上、条例は 4 回以上となっておりますけれども、こちら以上、現在は年 6 回の開催、それと年 1 回の先進地視察や講師を招いての研修会、こちらのほうを開催しております。 会議のほうにつきましては、村長はじめ各課長等が出席しまして、主要事業の説明や連絡、依頼事項の伝達等を行うとともに、各地区からの活動報告や要望、質問等を受け付けております。 こちらにつきましては、住民と行政の垣根を超え持続可能な村づくりに向けた、真摯な意見交換を行う大切な場というところで、開催のほうをさせていただいているところになります。以上でございます。
議 長	9 番 梶原伯夫議員
9 番	今聞いたんですが、要望とか意見とかもそこで出るわけですね。そういう問題はですね、我々議会議員も参加していれば、また解決も早くなると思われるのでですね、この議会議員として代表なり何人かを会議に参加できないのか、なぜ今まで議会のほうからはそこに入らなかったのか、また、できないのか、村の考えをお伺いします。
議 長	村長
村 長	今、議員さん言われる話ではございますが、さまざまな審議会等会議がございます。そういった部分について村の課題を協議いただく、そういった部分については、やはり議員さんからですね、数名委員として就任をいただいているという事例はございます。 一方区長会においては、区長設置条例がございます。その第 1 条また第 6 条に基づきまして、先ほど課長が申したとおり、村の行政の円滑な運営と住民の皆様の要請等の伝達、さらに行政からの依頼に限らずそれぞれ区長さんがそれぞれの地域の中での懸案事項、課題事項、そういった部分を共有しながら、自分の地域と他の地域の意見交換をですね、行うという会を目的を持ってさせていただいているものでございます。

		あと要望事項等の話もございました。基本的に答えの要る要望事項については、村としては文書によって区長名で要望を出していただく、それに伴う確認事項については、区長会の中で答えと申しますか、をさせていただいているところでございますので、区長会としては、区長さんを構成員とする会議でございますので、会議録についてですね、議員さんと共有という部分はあるかもしれませんが、区長会に議員さんが会員というか、委員として入るという部分については、想定はしていないところでございます。以上です。
議 長		9 番 梶原伯夫議員
9 番		想定をしていない。どういことでしょうか。 今言ったように、その会議に議員が参加すると、委員としてじゃなくてもですね、何か不都合があるのか、お伺いします。
議 長		村長
村 長		村の会議等については、原則公開、会議録についても公開をする。秘密会とかですね、個人情報に関わる部分以外については見ることもできますので、会議の中、傍聴という制度が区長会の中で設定してあるかどうか、はっきりとは明記はしておりませんが、想定されてないという部分については、やはり会の設置自体が区長さん同士の意見交換という意味合いが強ございましたので、そういった形での回答をさせていただいたところでございます。以上です。
議 長		9 番 梶原伯夫議員
9 番		そういう回答と言われてもですね。 これ、僕がなんでこの問題を出したかというところでですね、ある区長さんから言われたんですよ、議員さんはなんで参加してないのかと。 だから、そこの何と言いますか、参加してない理由というか、想定とかじゃなくて、はっきりした理由があったら、そこのところをお伺いします。
議 長		村長
村 長		理由と申しますか、元々の設置が区長さんを構成員とする、それぞれの各地域の意見交換等を行う場として設定しておりますので、議員さんの参加については想定していないという答えにはなりますが、実際にコロナ禍以降設けられておりませんが、従前はですね、年に1度ほど議員さんと区長、皆さんとの意見交換、テーマを絞ってですね、そういうものも行われておりました。そういった形でのあり方もあるのではないかなというふうに思っているところでございます。 村としては、会の設置にさまざまな目的がございます。この分について議会のほうから例えば申し入れ等があって、区長会の中で協議をしてという部分であれば、村としては排除というか、それをするものではございません。以上です。
議 長		9 番 梶原伯夫議員
9 番		また、それは議会の中でもですね、話し合っ、また、皆さんも私と同様な意見であればですね、また、そういう方向に持っていきたいと思います。 次の質問に移ります。 前回も出したのーとの問題ですね、ちょっと前回聞き方がおかしかったと言いますか、適当でなかったところもありましたので、改めてお伺いいたします。 E V車のことなんですが、故障が非常にまだ多い。何度も業者のほうに持って行ってもらっていたり、来てもらったりして見ていただいているんですが、まだ良くなっていないというふうに伺っております。 村長もしくはですね、担当課長かまた係の人でもよろしいんですが、普通の営業してないときの車じゃなくて、普通に営業をやっているような状態で乗車されたことはありますか。

議 長	村 長
村 長	私としては、村内便は車があるので、1度、2度乗ったことがございます。あと、蔵開きというイベントがあっているときに、帰りは車が乗れませんので、ご利用させていただいたとかいうこともございます。 また、杷木便が動き出したときにですね、福岡で出張があるときに、それも意見交換会を伴うものでございましたので、それも時間がちょうど合いましたので杷木便に乗って行った。あと、個人的にですが、けがをしたときに、ちょっと葬儀に行くのにですね、杷木まで使わせていただいたとか、そういうことで利用をさせていただいております。以上です。
議 長	9 番 梶原伯夫議員
9 番	乗られたならですね、そのときの感想を少し言っていただけますか。
議 長	村 長
村 長	梶原副議長の言われる部分も十分ご理解しているところではございますが。 杷木便のほうに乗ったときに、自動ドアが途中で止まったという、私が乗るときにですね、がありました。 やっぱりそういう事象が発生していることについて、自分自身も住民の方からですね、「どうにかならんとね」というお言葉もいただいております。 後のやり取りにはなと思うんですけど、そういった部分についてですね、しっかりそれは重要な課題であるというふうに認識しておりますので、またその部分についてもご質問いただければと思います。 私として杷木便に乗るときに、そういう事象はございました。以上です。
議 長	9 番 梶原伯夫議員
9 番	そういうふうにドアでもですね、運転手さんは非常に気を使っているそうです。 でですね、あの車もですね、国産車の普通の乗用車タイプじゃないみたいでですね、何と言いますか、貨物車を乗用車にしたような感じなんですよ。 でありますので、非常にクッションが悪い。そんなにスピード出しよるわけじゃないわけですよ、時間もちゃんと取ってるから。普通の車と同じように、その流れに沿って走っているものすごいバウンドするわけですよ。そういう苦情もあるわけですね、運転が荒いって。 荒いわけじゃないんですよ。普通通りに走ってるのに、今言ったバウンドしたりとかガタガタと言いますか、そういうふうになるんですよ。 このE V車でないと補助が下りないとか、いろいろありました。それはちゃんと聞いてはおります。 こういう不具合が発生しているにもかかわらずですね、E V車でなければならないという理由を、いま一度説明をお願いします。
議 長	村 長
村 長	議員さんご存じのことと思いますが、本E V車につきましては、地域交通の維持、確保や環境負荷の低減を目的として、国のですね、社会資本整備総合交付金また県における日田彦山線の沿線地域振興基金の補助制度を活用しながらですね、導入したものであります。 これまでもにおいてもですね、運転手さんの努力をいただきまして、利用者の安全を最優先に運行してきたところでございます。 先ほど自分も言いましたが、スライドドアの開閉の不具合、また通常運行中に警告ランプ等が点灯する等の報告はされているところでございます。 そういった不具合が発生した際には、その都度販売元のほうに原因確認と対応を求めているところではございます。

		ただ、点検後、異常ないという形で運行を開始した後も、やはり同じような、これは不具合と申しますか、が出るという状況を伺っておりますので、もっと根本的なですね、改修を、今協議を行っているところでございます。 E V車においては、乗り心地の件も言っていただきました。村内これまで走っていた国産のワゴン車との比較もですね、あり得ると思っております。 ただ車両については安全性、ちょっとスライドドアについては、ものすごく利用者の方にとっても不便をおかけするところがございますので、これがいいというわけではございません。しっかり対応をさせていただいて、安全な運行をしたいというところは、村としての考え方でございます。 E V車にこだわるのかという部分については、ちょっと補助金の関係と、また環境負荷、そういった部分の観点において導入をしたということもございまして、これについては、先ほど申したとおり、さまざまな要因を排除、きちんと対応しながら運行させていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長		9 番 梶原伯夫議員
9 番		大阪万博で百何十台というですね、ものすごい大量のバスを、もう国内でお客さんを乗せて運行するのはできないということで、もう諦めているわけですね、あつちは。 だからこっちのほうもですね、そういうふうに引き取ってもらって別な車を貰うとか、何か他に策はないんですかね。 今、村長が言ったようにですね、ドアが開いてるときに閉まったりとかするわけですよ。事故があつては遅いと思うんですけど、他に何か手はないか、お伺いします。
議 長		村長
村 長		議員さんご指摘の大阪の事例におきましては、ハンドル操作の不具合やブレーキホースの破損、また自動運転時の接触事故等ちょっと安全というか、そっちのほうの根本的な不具合があつて、導入したE Vバスを民生用に転換しないという決定したというふうに認識をしたところでございます。 そのケースと本村のE Vバスの不具合の度合いを一概に比較することは非常に難しいとは思っておりますが、まずは車の運行に係る不具合の原因究明、これはですね、急務で非常に重要だと考えているところであります。 このため今月中にですね、車両を製造したメーカーの技術者を日本に来ていただいて、原因調査を予定しております。そういった調査結果を確認しまして、その内容を踏まえながら今後の対応についてメーカー等ともですね、協議を行いながら判断してまいりたいというふうに思っているところでございます。 あと、ドアについて、走行中に開いたという、それはちょっと大変危険なことではございますので、そういう事例は報告は受けてないんですけど、開いてるときに乘ろうとしているときに閉まったとか、そういう形ですので、すぐそれが安全性の担保の部分には結びつくかというところについては、事例をさまざまそのメーカーの方とですね、協議をして、根本的な解決方法について、まずは調査と判断というか、対応をしたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長		9 番 梶原伯夫議員
9 番		さっきも言ったようにですね、事故が起きてからでは遅いんですよ。 だから、いろんな向こうの技術者の開発、技術者の方も来て、どうにかするとか言ってますけれども、事故が起きないことを祈っておる一人です。 そういうことですね、安全面にはですね、やっぱり十分気を付けて運行していただきたいと思っておりますので、そこのところの対応はよろしく願いいたします。 それとですね、村内のるーとと杷木線、同じ色、同じデザイン、非常に見分けがつか

	きにくいと。前、白だったんですよね、村内は。杷木線が赤、非常に見分けやすい。どっちも赤だから、「あ、もう杷木線行ってしもた」思う場合があるそうです。同じ色、同じデザインになぜしたのか、お伺いします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	住民の皆様や村外の利用者の方に乗合タクシーの車両として広く認識していただくために、全車両をですね、統一した赤色としておるところでございます。また、路線を問わず柔軟に運用できるように車両デザインを統一したものでございます。以上でございます。
議 長	9 番 梶原伯夫議員
9 番	その運用方法も分かります。 分かるんですけど、今言ったように、住民の方が分かんないって言ってるんですよ。色を変えるとか、他の方法はなかったか、お伺いします。
議 長	村長
村 長	のる一においては、やっぱり一目で分かるという部分を考え、デザインと色を決めたという経緯はございます。 村内便、村外便という形で分けるという考え方自体、私もどちらかという、一度同僚の議員さんからもあったと思いますが、乗り換え、いずみ館なりで杷木便を乗り換えて、村内においては自由に走ってという形も、一つの選択肢としてあるのではないかと、今やっております定時定路線の杷木便の運用、これが絶対的な解決というふうには自分も考えておりませんので、やはり将来的にのる一という乗合タクシーの認知を上げるという形で、やはり同じデザイン、同じ色で造らせていただいたという村の経緯がございます。 また、さまざまな考え方がありましたら、先ほどのようにご意見をいただければというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長	9 番 梶原伯夫議員
9 番	だから、こっちの何と言いますか、執行部の考えも分かるんですよ。分かりますけれど、村民の意見も聞いていただきたいなと思っております。 さっきもちょっと自分言いましたけど、戻って悪いんですが。 この故障が改善されないんだったら、もう国産が7名乗りは確か出てますよね。だから、国産のハイブリット車かE V車に買い替えることはできないか、お伺いします。
議 長	村長
村 長	国産の車両のご提案をいただいたところでございますが、今ある車両をですね、やはり購入した以上、問題があればそれを解決し利用していく。 ただ、車両の耐用年数等を鑑みたときにですね、走行距離にもよりますが、そういったところで、更新という形になるときにはですね、財源等もございませんので、現実的なE Vにこだわるかということ、ハイブリット等でもですね、いいのかなというふうに思っているところでございます。 現状としては、やはり先ほど申しました詳細な原因の調査を行う。その調査結果を踏まえ、原因の明確化や再発防止策の内容を十分に確認をしたうえでですね、必要であれば車両のあり方も含めて、今後の対応については適切に判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。
議 長	9 番 梶原伯夫議員
9 番	確か車両は耐久年数ですか、確か5年だったと思いますけど、6年ですかね、5、6年だったと思いますので、また、その更新時期が来たらですね、そういうことも考えていただきたいと思います。よろしく願いしときます。 次の質問に移ります。

	これは建設課のほうになるんですが、村の管理の道路についてお伺いします。林道、村道、農道もですね、村が管理しているところがあるとも伺っております。とにかくですね、村の管理道路、延長でどれくらいあるか分かりますか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	議員ご質問の村管理の道路ですけども。 村管理の道路延長としてはですね、142, 677mになります。 内訳としましては、村道が96, 264m、農道が9, 196m、林道が37, 210mになります。
議 長	9番 梶原伯夫議員
9 番	結構ありますね、14キロですか。 そこでお伺いしたいんですが、何と言いますか、雨が降ったりしたときに、水の流れとか土砂の流れとかあるからですね、横断溝が切ってあるんですけども、その横断溝の箇所、申し訳ない、横断溝の箇所はどれくらいあるか分かりますか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	村の中でもですね、管理用道路における横断溝についてはですね、こちらは各管理道路ごとで現状は把握できてない実態であります。今後はですね、把握に努めていきたいと考えております。
議 長	9番 梶原伯夫議員
9 番	そんなにあるとは思ってないんですが、横断溝ですね、横断溝と橋のところに段差ができるんですよ。普通に走れないんですよ。ものすごくぎゅっとスピード落とさんと行かれないくらいの段差があるわけですよ。 だから、そういうところと言いますか、穴も含めて、大体そういうところが傷んでいるところ、いうところを見回りですね、はどのくらいの頻度で見て回ってるのか、お伺いします。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	議員のご質問についてですけども、横断溝のある箇所についてはですね、一部探査が生じてたりですね、側溝そのものに土砂が詰まったりして機能を果たしてない箇所があるというところはですね、職員のほうも現場に行く際だとか、いうところで現地を見ておりますので、それが週何回行くとかいうところはまだ決まってはおりませんが、その都度現場に行くときなどに把握に努めているところです。 あと、どうしても先ほど議員がおっしゃられたように、特に段差がひどい箇所等はですね、行政懇談会や各地区からの要望も受けたりしておりますので、そうした箇所は今後ですね、把握していきながら、緊急度の高いところからですね、優先的に対応してまいりたいと考えております。以上です。
議 長	9番 梶原伯夫議員
9 番	昨年だったか一昨年だったかと思うんですが、小石原地区の原地区のところの県道を地区内の横断溝を直してもらったんですよ。ものすごく段もなくなったし、音もせんごとなった、走りやすなったとみんな喜んだんですよ。 だから、そういうふうですから、今言ったように、確かに各地区からですね、要望とかいろいろあると思うんですが、それ前に、こんな段があったらちょっとまずいんじゃないかなというところは分かると思うんですよ。 だから、そういうふうでですね、直していただきたいんですがですね、栗林のほうから岩屋のほうに抜ける道のカーブのひどいところなんかはですね、あれなんかすごいですよ、ごば一っと落ちとるけん。ほんと止まるぐらいのスピードで行かんと行かれんけんですね。 だから、そういうところは、優先順位があるないは別としてですね、あんなところ

	は早く直してもらいたいなと自分としては思っているんですよ。 だから、もう普通に走られるくらいでいいですよ。バンバン飛ばして行かな行かれん、そういうところじゃないと思うんで、普通に2、30キロのスピードで行きよりゃ、そのまんま行けると、国道がちょっとガタンと言いますけど、橋との段差のところですね、あれくらいにはならないのかなって。住民の方から言われて、ほんとここの段は激しいと言われるわけですよ。 だから、そういうところはかなりあるからですね、今言ったように、確かに優先順位はあると思います。各地区内とか全然通ってない農道とかですね、それは分かるのは分かります。そしてまた、予算の都合も分かります。 また言ったように、土砂が詰まっているところは、もう早く土砂をのかしてほしいんですよ。それぐらいはもう優先順位以前の問題と思うんですよ。造ってある以上は、今言ったように、横断溝が用をなしてなければ造った意味はないわけです。だから、そういうところを直していただきたいと。 何回も言いますけど、予算とか優先順位も分かります。でも村が管理しているわけですよ、農道、林道ね、村道。だから、難しいのは分かっているんです。分かっているんですが、どうにか対策と言いますか、できないか、再度伺います。
議 長	村長
村 長	ありがとうございます。 道路の安全走行については、もう村の責務、道路管理者が行わなければいけないこととございます。 ただ反面、先ほど農林建設課長が言われたように、道路のそういう状況を目的に村内巡回というものをするというよりは、現場に行くときにちょっと気になる部分があるという形の中で、その連絡の体制とか確認の体制、そういった部分がしっかり出来上がってない。 他の自治体であれば道路の穴が開いている部分をLINEかなんかを使って、住民の方からデータがあって、その対応をまた情報を公開するとか、そういった取り組みもあっているようでございますので、村としてもちょっとどこまでやるか、どのくらいのやつまでやるかという部分については、今後基準というかですね、方針を定めたいとは思いますが、もしこれで車両が壊れたとか、そういった分になると賠償責任等の関係にもなってまいりますので、そういった事例も過去にございましたので、そういった部分についてはしっかり対応というか、まずは調査をしてですね、対応するように指示を出したいというふうに思っております。以上です。
議 長	9 番 梶原伯夫議員
9 番	今、村長が言われたので、そういう方向に持って行っていただきたいと。 最後に、繰り返しになるかと思いますが、担当課長、今言ったように、見回る頻度とかいろいろありますよね。対策を課のほうで取っていただきたいと思いますので、再度その件についてご返答をいただければと思います。 私の質問を終わらせていただきます。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	ご指摘ありがとうございます。 村内の道路を見回る体制についてはですね、課内でよく議論してですね、どのような見回りの仕方が一番いいのかということも踏まえまして、課の中で議論して把握に努めてまいりたいと思っております。以上です。
休 憩	
議 長	13時ちょうどまで休憩します。 (11時20分)

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開いたします。 (1 3 時 0 0 分)
議 長	5 番 樋口議員の質問に入ります前に、樋口議員及び執行部に対し一言申し上げます。 樋口議員につきましては、買い物支援拠点整備工事の質問については、現在入札の手続きが開始されていることから、入札に影響のないよう慎重な質問をお願いいたします。 また、執行部につきましても、一般質問通告後に入札手続きを開始していることから、入札に関する質問を予定していた樋口議員の心情に配慮し、両者とも冷静な質問及び答弁となるようお願いを申し上げます。 それでは、5 番 樋口朗議員の質問を認めます。 5 番 樋口朗議員
5 番	私は、今回3項目の質問をさせていただきます。 まず、買い物支援拠点整備事業についてですが、一般質問を6月4日に提出した後一般競争入札が実施されましたので、質問の変更をせざるを得ませんでした。ご理解をいただきたいと思います。 それでは、質問に入ります。 村民の期待が大きかった買い物支援拠点、いわゆるコンビニとコミュニティスペースの入札が不落になったことを、6月1日の議会全員協議会で報告がありました。配布資料では、想定する今後の案として、案1から案3まで掲載されていました。 6月12日金曜日、事後審査型条件付き一般競争入札が開始されました。6月1日から12日までの詳しい経緯を副村長に伺います。
議 長	副村長
副 村 長	ご答弁申し上げます。 議員のご指摘のとおり、買い物支援拠点につきましては、まずは指名競争入札をさせていただきましたまして、5月28日に開札を行ったところ、入札不調という結果に終わりました。 その結果につきましては、議員ご案内にありましたとおり、6月1日の全員協議会の中でご報告申し上げたところでございます。 この結果を踏まえまして、村のほうでも実施設計を行いました建築会社さんにもお越しいただいて、それ以降開始したというところでございます。 要因分析を行いましたところですね、主だった要因としましては、昨今の社会情勢によります資材単価の高騰、まずはこれがあつたんではなかろうかというところ。 もう一つありますのが、使用木材の加工法の違いによるもの、こういったところが積算の乖離の要因としてあつたんじゃないかなというところでもございました。 またですね、先日の入札は村内及び管内事業者を対象とした指名競争入札を行わせていただいたんですけども、結果としまして、最終的な入札参加は4社にとどまったというところでございます。 こうしたところを踏まえまして、村のほうでは資材単価を最新なものに置き直すとともにですね、入札方式を、こちらのご案内のとおり、事後審査型の条件付き一般競争入札に変更して、入札参加の対象となる事業者を増やすことで、現設計内容で受注していただく事業者を、再度募集するということになりました。 6月1日から12日までの期間については、そういった要因分析ですとか資材単価の置き直し、こういったところの作業にかけた時間でございます。そういう作業を踏

	まえまして、１２日に公告をさせていただいたところでございます。以上です。
議 長	５番 樋口朗議員
５ 番	理由は分かりました。 ただ、私はですね、明日６月１７日の議会全員協議会で報告があると理解していました。全員協議会であれば全議員が揃うので、より理解と議論が深まることが可能だと思います。１２日と１７日の差はわずか５日間です。なぜ５日間を待てなかったのか、副村長に伺います。
議 長	副村長
副 村 長	ご答弁申し上げます。 今回の買い物支援拠点につきましては、冒頭議員のお話にもありましており、大変やっぱり村民からの期待が大きな事業であると、村のほうでも思っております。 元々支援拠点の検討につきましては、令和６年度からですね、食品アクセス事業ということで村民の皆様にも参加いただいて、地域協議会なども開催してですね、皆さんの意見をお伺いしながら考えをまとめていったところでございます。 当初ですね、令和６年度事業の事業報告書時点ではですね、買い物支援拠点については、本年夏ごろの開業を目指すということで、スケジュールを実績報告書でお示しさせていただいたところでございます。 ですがですね、設計に入らる中で、建設用地については地盤改良が必要であったことですか、あとは建築確認申請が建物については必要となってくるんですが、こちらが実績ベースで事前相談から実際に確認申請の許可が下りるまでに５カ月程度期間を要しております。 こうしたところもございまして、なかなか夏ごろには間に合わないということで、令和９年３月、今年度末の開業を目指すということでお示しさせていただいたところでございます。 村としましては、工期を十分に確保するために、まずは入札をですね、一日も早く実施すること、これが最優先だと考えまして、１２日に公告を行わさせていただいたところでございます。 また、協議というお話もありましたが、入札であつたり公告については、その手続きの性質上ですね、事業者間の公平な競争を促すという観点から、方針につきましても内容につきましても、発注者のほうで情報については厳格に管理させていただく必要があると思っております。そうしたところからですね、村のほうで方針を決定させていただいて、今回の公告に至ったというところでございます。以上です。
議 長	５番 樋口朗議員
５ 番	中身についてはよく分かります。私もですね、かつてはそういう場におりましたからですね、事情はよく察しているところです。 しかし、やはり５日間、実質言えばですね、１２日以降もう土日だったわけですね。実質事務は２日間なくていいと、実質は３日間です。この３日間でも待てなかったのか、再度お尋ねします。
議 長	副村長
副 村 長	結論から申しますと、一日でも早くというのは、これは村のほうでもそうですし、周辺の事業者と話す中で、やっぱり建設業界人手不足といったところもございますし、東峰村におかれましては、過去の災害の経緯も踏まえまして、夏の大雨ということも懸念されるところではございます。 そういったところを踏まえますとですね、一日でも早くする必要があつたかなと思っております。以上です。
議 長	５番 樋口朗議員

5 番	事情、私もよく分かります。 ただですね、今回公開された一般競争入札のお知らせには、工事の最終期限を令和9年1月29日と記載しています。コンビニオープン予定の3月末までには2カ月間の余裕があります。それでも明日の全員協議会まで待てなかったのか、副村長に重ねてお伺いいたします。
議 長	副村長
副 村 長	議員ご指摘のとおり、今回の一般競争入札におきましては、工期を1月末とさせていただきます。参考までに、前回の入札時点では12月末でさせていただいたところでございます。 こちらにつきましてはですね、今回整備するコンビニエンスストアのほうからですね、建物は出来上がってから開業までの準備期間として概ね3カ月、2、3カ月欲しいというようなことをもう前もって言われております。こうした期間を確保するという観点で、現在の工期で公告をさせていただいているところでございます。以上です。
議 長	5 番 樋口朗議員
5 番	私もですね、家業が商売しておりまして、その中でいろいろリフォームをしたこともありますのでよく分かります。陳列の棚を揃えたりとか商品を揃えたりとか、それはそれは大変な仕事です。だから理由は分かります。 でも、やっぱり議会を電話でして、17日にせっかく全員協議会があるということには分かってたんですからですね、明日公告をすることも私は視野に入れてもらいたかったというふうに思います。もう終わったことですからですね、しょうがありません。 次の質問に行きます。 一般競争入札の入札申請書の提出締め切りの6月19日までに、入札参加申込書の提出がなかった場合は、議会全員協議会配布資料の案3、設計内容を見直し、改めて指名競争入札方式において発注を行うのか、副村長に伺います。
議 長	副村長
副 村 長	現在のコンビニの大屋根デザインにつきましては、建築工事にかかる予算額というのを明示しまして、外部委員も招聘して実施したプロポーザル審査の中で選定したプランでございます。 こちらにつきましてはですね、実際の設計にあたっても緊急対策地域協議会の皆様にも何度も情報をお出しして意見もお伺いしながら、実施設計の完成までこぎつけたものでございます。 こうした経緯があることから、今回の買い物支援拠点、いわゆるどこにでもあるようなコンビニというものではなく、東峰村ならではのシンボルとなるような施設にしたいというのが、村の考えでございます。 よってですね、現時点での設計変更というのは、もちろん一般競争入札も公告しておりますので、変更することというのは考えておりません。 村としましては公告しました以上、一般競争入札への応札があることを期待して実施しているものでございますので、設計変更の可能性というものについては、現時点ではお答えすることはできません。以上です。
議 長	5 番 樋口朗議員
5 番	8月1日の示した資料、案3を書いているんですね。 それには設計変更とは書いてませんが、設計内容を見直し、これはいくらかでもいろんな解釈ができると思いますね。それで、改めて指名競争入札方式において発注を行った。だから、そこを聞いただけなんですね。 これはいろんな解釈がですね、受け取りようがいろいろあって難しいとは思いますが、手続き上にそういったふうになるのかというのを聞いただけですので、もう一度

	回答をお願いします。
議 長	ちょっとこちらで止めます。 ただいまの樋口議員の質問内容については、現時点で入札を開始をしている段階で、の入札に応札する、要は参加するかどうかという部分に影響を及ぼす可能性があります。その後の対応について、現時点で今の副村長の回答以上のことを求めることは、入札に影響を及ぼす可能性があるとして、これに対して執行部の答弁は求めません。
議 長	5 番 樋口朗議員
5 番	ありがとうございます。 ただ、資料はもう配布されてますからですね、これは私たちが嚴重にですね、取り扱ってくださいという執行部側からの言葉があるべきではないかなというふうに思っております。 それでは、次の質問です。 一般質問通告書、私が書いていた２段目の項目は、この一般競争入札の実施で質問する意味がなくなりましたので、一般競争入札関連について質問をします。 この入札公告には、コミュニティスペースの面積が29.81㎡と記載しています。昨年8月のプロポーザル実施要項では120㎡でしたので、4分の1に縮小しました。極めて狭く、昨年住民に配布した資料、そして昨日全戸配布したこの資料ですね、これには地域コミュニティを支える居場所というふうに書いています。 そして、本日また配布された資料、当時の基本実施設計仕様書には、寄り合い所としての場所、子どもの実習、遊び場、〇〇教室などを企画できる場等に利用できる施設を目指すと記載されてあります。これは村が書いているわけですね。ところが、その理想とは全くかけ離れた現在の状況ではないかと思います。 宝珠山駅の福井コミュニティセンターがなくなり、心待ちにしていた住民の期待を裏切るものだと思います。今後コミュニティスペースに相当する新たな施設を整備する意思があるのか、村長に伺います。
議 長	村長
村 長	コミュニティスペースにつきましては、先ほど副村長が申しましたとおり、これまで食品アクセス緊急対策事業の中で、皆様のご意見をいただきながら設定をしたものでございます。 その中で村民の寄り合い処、子どもの実習、村民向けの小規模イベントなど、買い物支援拠点に村民の居場所としての機能を持たせる。コンビニと居場所と相乗効果を狙うという形で、整備をすることと決定したものでございます。 議員さんご指摘のとおり、プロポーザルを実施した際、これについては120㎡と提示をし、業者を選定したうえで設計を進めてまいりました。 しかしながら、設計を進める過程において、さまざまな当初の見立てを上回る想定となったことから、そういった分もいろんな形またスケジュール等も考慮し、ちょっと面積が狭くなった、これについては事実でございます。 ただ、その見直しにあたって、食品アクセスの協議会の皆様また運営委員会において、そのスペースについての協議をいただき、限られたスペースであっても、子連れの方の居場所、ワークショップの会場、またコンビニの食材を使った寄り合い、そういった部分で十分使えるという形で協議をいただいて、ご了解をいただいたうえで方針を決定しておりますので、そういった事情も鑑みまして、したがって、新たなコミュニティスペースを別に整備するという考えは、現在のところございません。以上です。
議 長	5 番 樋口朗議員

5 番	協議会に参加されている方は理解をさせておきたいと思います。しかし、住民は1700人います。今日配布された資料は、そのことは一切触れてません。 ですから、やはり住民に、主権者である住民に、このコミュニティスペースが減少したことは報告しなくちゃいけません。 幸いですね、行政懇談会が7月から実施される予定です。村長はどのような手段で住民の皆様にお知らせし、理解、納得していただくか、お伺いいたします。
議 長	村長
村 長	行政懇談会を7月から8月にかけて行わせていただくところで、今準備をしておるところでございます。 さまざまな村の事業等においてですね、やはり説明する機会をいただくということで、そういった部分についてはですね、しっかりご説明とご理解をいただきたいというふうに思っております。 すべての事業に対して納得をいただくというのは非常に難しいことでございますので、さまざまな事情を鑑みた中での決定ということで、ご説明を申し上げたいというふうに思っております。以上です。
議 長	5 番 樋口朗議員
5 番	さまざまな事情がある、これは私も理解できます。 しかし、やっぱり住民の方に説明して理解をしていただく、これは大切な行政の責務だと思います。相手が理解する、しないとかじゃなくて、それ以前の問題ですね。そういった機会は必ず作らなくてはいけない、これはもう責務ですね。 じゃあ、次の質問をします。 昨年8月に買い物支援拠点の基本設計・実施設計業務のプロポーザルが実施されました。施設平面図の大部分であるコンビニ部分は設計仕様がすべて決まっており、変更できません。 ですから、プロポーザル参加業者は審査で選ばれるために、他の業者との違いを屋根の形状等を際立たせたデザイン、例えばですけどね、そういったことで提案せざるを得ません。その分建設費が相当高くなったのではないかと、私は思います。 一方、入居するコンビニであるファミリーマート本部は、日本を代表する総合商社です。総合商社のネットワーク、情報力、技術力、施工力を活用すれば、早期に着工できていたのではないのでしょうか。 私は、建設費が高くならざるを得ないうえに、工事の着工が遅れる不要なプロポーザルだったと思います。なぜプロポーザルを実施したのか、副村長に伺います。
議 長	副村長
副 村 長	今回の買い物支援拠点の整備におきましては、地域協議会等での議論も踏まえまして、一般的なコンビニエンスストアとしての機能に加えまして、先ほどご質問いただいております、村民の居場所となるコミュニティスペース、またコインランドリーを整備するといったアイデアが出てきておりまして、そうした複数の機能を有する施設として整備する方針としまして、令和7年度の当初予算に計上をさせていただいております。 ですので、村としましては、複合施設として整備する前提として考えておりましたので、通常のコンビニの設計仕様とは異なる部分が、全体としては出てくるものだというものと想定しておりました。 またですね、早期着工ができたのではないかとというご質問もいただきましたが、早期に着工できなかった要因、主だったものについては、先ほど答弁しましたとおり、事業の用地については地盤改良が必要であったこと、また建築確認申請にかなり想定以上の長期間を要したこと、こういったところがございまして、仮に、仮定の話に

		は答えませんが、そういった要因があるものとしてご理解をいただければと思っております。 またですね、こうしたプロジェクト型の事業、大型建築を伴うものにつきましては、通常であれば構想を固めた後、基本計画また基本設計、その上で実施設計、その先に建築工事というふうに段階を分けて進めていくのが一般的な行政の手法ではないかと考えております。 ですがですね、今回の買い物支援拠点については、令和6年度の報告書にもございましたが、令和5年の豪雨災害を受けて東峰百貨店が被災しましたことを受けてですね、村民の皆様からも一日も早い買い物機能を村の中に復活させてほしいというご要望がございまして、村としまして、そこは全く同意するものでございましたので、一番早くステップを進められる手法としてですね、基本設計と実施設計を一本化することで工期短縮を図ることとしまして、その事業者選定にあたってプロポーザルを実施したものでございます。以上です。
議 長	5 番	5 番 樋口朗議員 プロポーザルを実施するかしないか、これはですね、その執行部の考え方でさまざまだと思います。 ただ、私は、今の結果から見るとですね、非常にする必要はなかった。もうコンビニエンスストアは決まっているわけなんですよ。そして、コインランドリーも決まっています。コミュニティスペースをそんなデザインをこだわる必要ありません。なぜなら、村にはデザイン指針がないわけなんですね。 私は、湯布院のデザインガイドブックを持っています。これはもう26年前に観光総合事務所が作ったものです。そして、地域の方たちに、もうものすごい膨大な時間をかけてアンケートを取ってですね、湯布院のまちづくりをどうしようかと、いろんなとんでもない建物がどんどんできるからですね。 それを皆さん方に理解をしてもらいながら、湯布院のまちづくりを考えるというガイドブック、それは町が作ったんじゃないくて、湯布院観光総合事務所というところが作っています。その局長と私友だちでございましたので、資料を今でも持っていますけどね。 そういった、ない中で、デザインにこの村でこだわる必要は、私はないと思います。 それからですね、地盤改良とか、それから建築確認、これはどこの事業でもあるわけなんですね、当たり前の話なんです。それが遅れたことを理由にするのは、先があまり読んでないというふうに私は理解しております。ここで議論しても仕方ありませんからですね、次の質問に入ります。 次に、筑前岩屋駅舎におけるアロマ事業について質問します。 岩屋駅舎をアロマラボに改修する実施設計業者を、これもプロポーザル方式で選定しました。理屈が分かりません。 予算は、駅舎改修費5,000万円を含め、合計8,000万円と極めて高額です。しかも、既に1,550万円ものコンサルタント委託料が支払われていて、合計9,550万円、なんと1億円に迫る大事業です。 コンサルタントが作成した令和10年度の収支計画では、収入335万円、支出321万円で、地域おこし協力隊1名が運営する予定になっています。つまり人件費を賄える収益が出ないということです。私は、このような事業は止めるべきだと思いますが、村長の考えを伺います。
議 長		村長
村 長		質問なのか、ご意見なのか、よく分かりませんが。 筑前岩屋駅のアロマラボ整備事業につきましては、アロマコンサルタント委託料、

	実施設計、駅舎改修、常緑整備等含めて、先ほど議員さん申されたとおり、今年度事業として、昨年度の繰り越しも含めて8,000万円を計上しているところでございます。 本事業は、今年度中に施設の整備、製品開発を完了し、9年度から材料の調達と蒸留を行い、その後の販売を目指しているところであります。 予算委員会で提示をいたしました収支については、その後ですね、令和10年度、計算上は年間56回の蒸留を想定しており、これは、先ほど協力隊という話もございましたが、1人の専任職員が材料の調達から出荷まで、すべてを1人でこなした場合の試算になり、商品を販売した売上のみを収入に計上しているところでございます。 数字だけを見るしかないと思っておりますが、議員さんご指摘のとおり、人件費が賄えるほどの利益が出るものには、10年度においてはなっておりませんので、材料を効率的に外部の方をお願いする等協力体制を取ったりして、効率的に収集を行い、蒸留器の稼働率を上げていくため、そういった感じの関係団体との打ち合わせや、当初ですね、後の質問にもあると思っているんですけど、体験型のツーリズム、この展開においても収益を上げるための取り組みは、今年度事業の中で検討してまいりたいと考えているところであります。 その上で、事業の運営につきましては、株式会社ふるさと村への事業継承を見据え、本年度の事業計画及び販売計画、併せて機種選定等を含め、改めて整理検討をすることとしております。 本事業は、単に収益性のみを目的とするものではなく、地域資源を活用し、アロマ体験の提供や商品の販売を通じて東峰村、特に岩屋駅の水のイメージアップに繋げるツールとしての役割や交流人口の拡大など地域活性化を目的とした取り組みと捉えておりますので、この事業についてはやり遂げたい、そういうふうにも村としても考えております。以上です。
議長	5番 樋口朗議員
5番	私が止めるべきと指摘した理由を4つ述べます。 一つ、9,550万円の初期投資に対して、売り上げが335万円は極めて少額で、収益事業とは言えません。民間であれば実行しない事業です。 二つ、岩屋駅舎において、1年に2500本販売することになっています。1年365日から週休二日やお盆・年末休みに店を閉じた場合に、年間約250日が営業日になります。そうすると、1日10本販売が可能だということになりますが、私はほぼ不可能だと思います。 なぜなら乗降客が少ない、売店の規模が小さく魅力に乏しい、アロマは生活必需品ではなく購入する人が限られる、値段が高く継続して購入するか疑問、この4点です。 三つ、デザイン費100万円、広告費50万円、合計150万円は、売り上げ335万円の45%になります。大きすぎる通常の小売業ではありません。 四つ、先ほども言いましたが、地域おこし協力隊1名で運営することは、事業として自立できないことを最初から認めていることになります。人件費を計上しない収支計画は、事業計画とは言えないと思います。 以上4点が、廃止の理由を私は述べました。この4点を覆して、収益の上がるアロマ事業にする方法があるのか、村長に再度伺います。
議長	村長
村長	貴重な提案、ご意見というふうにご受け止めさせていただきますが、4点に対してそれぞれ一つ一つ反論とかするものではございませんが、基本的には、一つは村のイメージアップを図るためにアロマを活かす。これが一つの重要なポイントになっております。

		岩屋駅でアロマを売るという考え方、そういう考え方ではない。それをいろんな、例えばバレルサウナとか観光の村旅観光局が想定しているさまざまな事業、それと絡めることで事業展開が図っていける。そういうふうと考えているところでございますので、先ほど非常に厳しい試算のお話をいただきましたが、そういった部分もしっかり踏まえたうえでですね、しっかり走り出したいというふうに思っております。以上です。
議 長	5 番	樋口朗議員
5 番		村長がですね、先ほど体験をやりますということ、それは、私はいいいことだと思います。私の議会だよりもですね、書かせていただきました。 質問項目にもありますが、どうしてもアロマ事業でやりたいのであれば、低額な蒸留器を利用して、アロマ体験を何年もかけて広めていけば、村民や観光客の認知度が次第に高まり、実現性も高くなるのではないかと思います。 体験事業を継続する中で、事業化する自信がつけば、さらに発展させていく可能性もでてくるのではないのでしょうか。その上コンサルタント経費も低額になり、将来は不要になると思います。 ただ、もう今年の予算にですね、1, 500万円のアロマ蒸留器の予算が計上されているわけですね。ですから、これはもう最も高い蒸留器を買う計画が予算化されますからですね、分かるわけです。それはもうはっきり言ったら止めてもらって、地小さい数十万円で可能な、体験のアロマ蒸留器からぜひ始めていきたいと思いますが、村長の考えを伺います。
議 長		村長
村 長		アロマ事業につきましては、先ほど申したとおり、地域資源を活かした産業振興の取り組みとして令和6年から7年にかけて、村内で収集した素材を活かした試作、蒸留を行ってまいりました。 これまでの話の中でも、今、予算で想定をしております部分について、精度歩留まりと言いますか、そういった部分も踏まえて一応想定はしていたところではあるんですが、今のところですね、8年度の取り組みにあたって、6年度から7年度の成果として、今、試作品、ちょうど農林建設課の横のホールのところにですね、置かせていただいているものでございますが、そういった成果を踏まえた製品化を行う予定としております。 その中の提案の中に、先ほど議員さんも提案としていただきましたツーリズムの体験ですね、の部分もしっかりやるという形で計画を作らせていただいているところでございます。 その部分についてと、また、先ほど議員さんもお指摘いただきました、低額な蒸留器の性能等もですね、今、比較をしているところでございます。 実際に蒸留器につきましては、決定ではございませんが、やはり小型の蒸留器を数台置くことでやれるのではないかと、今、調整というか、内部のほうでですね、検討をさせていただいているところで、今度ソフト事業のほうのプロポーザルを行います。そのときに、もう機種ありきではなくて、どういう形で次年度以降自走できるか、そういった視点を踏まえながら事業者の選定を行いたいということで、本年度考えているということで、しているところでございます。以上です。
議 長	5 番	樋口朗議員
5 番		だいぶん今までの蒸留器一辺倒の考えが薄らいだようで、少しは安心しています。 あとは場所の問題ですね。私の議会だよりも書かせていただきましたが、岩屋駅を5, 000万もかけてですね、待合室を改造してアロマラボにする。そしてボイラー等も持っている。非常に私は無駄なことだと思いますし、僕は岩屋地区の説明会と

	いうか、3地区説明会にも参加させていただきましたけど、誰も賛成もしない反対もしない。はっきり言えば分からないということだと思います。 プロポーザルの話があったとき、岩屋の住民の方の話を聞けばですね、内実としては誰も賛成してないというような反応でございました。 私は議会だよりに書かせてもらいましたが、親水公園にある体験交流センター、あれがまた活用策をですね、模索してますですね。これは私が親水公園で質問したときにも言いましたが、村長もあそこの体験交流センターの活用策を今から検討していきますということでございました。 ちょうどやっぱりこのアロマの体験と親水公園の体験交流センターが、見事に私は一致するのではないか。そうすると岩屋駅に莫大な経費で改造する必要もないし、親水公園の体験交流センターも新たな利用価値が出てきますので、そういった意味で議会だよりには書かせていただきました。 その件について、村長はまた別な考えがあると思いますけど、ご意見をお願いしたいと思います。
議 長	すみません、答弁の前に一言だけ申し上げさせていただきます。 樋口議員は広報委員長、議会広報特別委員長を兼ねられてますので、議会だよりというちょっと言い回しだと誤解を招く可能性がありますので、議員だよりや議員報、そういった形で言い方を変えていただきますか。
議 長	村長
村 長	樋口議員の議員だよりですかね、という部分も目を通させていただいておりますが、村としての考え方、岩屋駅の湧水、トンネル、アロマの駅というキーワード、そういった諸々の部分を踏まえたうえで、岩屋駅の有効活用、元々そういった部分、岩屋駅の活用については、地域の方は、自分としては車が通りにくいとか言われてたので、実際全部壊して更地にするという案もありますけど、という部分の中では駅舎は残してほしいと。 そういった中で、駅のほうに、やっぱり人が集ったり、そういったイメージと言いますか、そういった部分のシンボルとなり得る施設を造るということは、私としては有効なことだというふうに思っております。 親水公園の部分については、また、どういう形がいいのかという部分についても、しっかり検討はさせていただきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	5番 樋口朗議員
5 番	次の質問をさせていただきます。 岩屋駅周辺整備事業について質問します。 3月24日にほうしゅ楽舎で開催された3地区説明会で、岩屋駅周辺整備施設配置イメージ図が配布され、質疑応答がありました。 今年度予算に実施設計費3,300万円を計上してますし、3月議会の予算説明で、来年度の事業費約3億円の概算内訳を説明しています。 岩屋駅周辺整備をイメージ図のとおり実施するのか、村長に伺います。
議 長	村長
村 長	議員さん申されました、3月24日ほうしゅ楽舎において説明会を行わせていただきました。 これについては、元々基本構想、基本計画にあった計画を基に、それをちょっと絵的にですね、基本計画という形で示させていただいた部分。 ただ、基本構想レベルの分には、そうめん流しもございました。チャレンジショップもありました。ボトリリングもありました。さまざまなものがほんとに窮屈に詰め込まれている。

	その中で、どういう形で行っていくかという部分において、令和7年度に水のですね、資源等の調査、資源活用の調査を行わせていただいたところでございます。 その中で、昨年、先ほどの説明会の中でも、その前のですね、岩屋地区で行いました、公民館で行いました説明会でも、やっぱり食べ物を扱う賑わいというか、食堂と言ったらあれですね、の部分については、やっぱり地域が主体となって、地域の皆さんでやらないと無理ですという話の中で、ちょっと申し訳ないですけど、反応が鈍かったというのは実情としてございます。 そういった中で、昨年の水の資源調査の中でボトリング、元々計画の中には小っちゃくあったんですけど、その事業をしっかりと大企業、大きい企業との協議を行いながら、どういう形で進めていくか、これはまだ決定はしておりません。そういった形での構想も先日お示しして、さまざまなご意見をいただいたことでございます。 ですので、今年、今年度予算として先ほど申しました3、300万円という実施設計を上げているところではございますが、これは財源が日田彦の基金でございますので、最終的にはそれ以前の、以前というか話として、やっぱり岩屋地区の方が本当に何を求めているのか、全体的にあの周辺をどう扱っていくのか、その機関として、やっぱり農協の加工所、これもすぐ意見が出るんですけど、なかなか扱えないという状況の中で、今年度はしっかりそういう話をですね、するべきではないかということで、予算については計上させていただいておりますが、やっぱりそのステップをしっかり踏んだうえでですね、やらせていただきたい。 ただ、水を活かす部分として、今、ふるさと村がやっております水自体の販売所等についてはですね、あとヤマメの養殖をどういう形で発展的に進めていくか。ヤマメの養殖所もふるさと村のほうが半分近く絡んでおりますので、そういった部分についての部分と、今、広場としている部分の活用、これをやっぱりしっかり、本当は基本計画、基本構想の中で話したところではあるんですけど、やっぱりいろんなご意見がですね、中途半端というか、成熟しないまま計画としてなったという部分も、やっぱり住民の方からの考えと感覚的にはあると思っておりますので、そこをしっかりと協議、ご説明を申し上げながら、どういう形ですのかというのを、考えていきたいというふうに思っております。以上です。
議長	5番 樋口朗議員
5番	まだ実施するか、どんなふう to 実施するかは確定していないということでございます。それはそれで、私は安心しましたが。 やっぱりこれから事業をするときですね、ハードありきではなくて、中身をどうしていくか、そのために住民の方たちをいかに巻き込んでいくか、これが私は大切ではないかなというふうに思います。 行政がすると、どうしてもやっぱりハードが先になるわけですね。ハードができたところに、じゃあ中身をどうしようかというふうに考える。そうするとほとんどがうまくいきません。やっぱり民間の方で、いろんなレストランとか食堂で成功している方たちは、もちろん全く意気込みが違いますし、やっぱりこれをするために一生懸命になるし、そのためにはどういったハードが必要であるということを想像して、そしてお金の工面をして建設、計画していくわけですね。 そこ辺が、行政はどうしても何かの補助金があるからとかですね、予算があるからということで、ハードを先に考えがちになります。そこがうまくいかない、私は大きな要因ではないかなというふうに思います。 そういったことでですね、失礼なことを書いてますけども、宝珠山駅カフェは完成した後に開店が大幅に遅れました。約1年近く遅れたのではないかと思います。 今度の岩屋駅周辺整備はですね、今の案でいくとあまりにもやりたいことが多すぎ

		て、この運営の大変さはですね、宝珠山駅の比ではありません。 ですから、やはり住民と膝を交えて、徹底的に何回も何回も話して、住民の方が盛り上がる、そこまで待たないと、ハード事業に私は取り組むべきではないと思いますが、村長の考えを再確認したいと思います。
議 長		村長
村 長		公共事業、村の事業において考え方、これについてはいろんな考え方がございます。 まず、公共事業を考えたときですね、個人で行う分については別なんですけど、考えたときに、まず、ソフトから始めた部分においては、なんでその事業所が決まって、そのために物を造るのかとか、建物を造った後に募集をかけるときには、なんで最初からどういう人がするか、そういう想定をしてなかったのかとか、そういうさまざまなご意見をいただく中で事業を行っております。 実際には宝珠山駅においても、やっぱり地元の方という思いがあって、そのいきさつについては皆さんご存じのことだと思っております。いろんな紆余曲折あって時間がかかりましたがオープンをし、これはあとの議員さんからの質問にもあると思っておりますが、どうにかですね、運営を行っております。 岩屋駅についても、やっぱり地元のご意見、岩屋協議会の中でも、やっぱりいろんな食事ができるところが欲しいとかですね、そういったご意見はあるんですけど、じゃあ自分たちでやるのかという部分についての一步の中で、どうかなというところで、いろんな計画をお出ししてたんですけど、その中での動きもあって、今の現状になっている。 ただ、当然整備するにあたっては必ず運営をする方が必要になりますので、そういった部分においても、しっかり真意をですね、持ちながら事業の進捗にあたっていくたいというのは、実際にそうしなければならないというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長		5 番 樋口朗議員
5 番		村長の回答に少し触れましたが、今回岩屋駅のほうはですね、どれだけ出来上がるというのは、まだ村長もはっきりは決まってないというふうに思いました。 ただ、宝珠山駅よりもですね、施設が多いのは間違いないのではないかと思います。その施設が多い分ですね、人件費とか諸経費が多大になり、それを上回る売り上げを上げることは非常に疑問です。 先ほどの国道に近い立地の良い宝珠山駅でも、残念ですけど、ほとんどお客さんを見たことはありません。岩屋駅周辺整備で採算をとることは大変厳しいのではないかと思います。 引き続き次の質問に行きます。 5月25日の経済常任委員会では、岩屋湧水のボトリングについても検討していると担当課から説明がありました。村が計画している全体像が曖昧なので分かりにくい、ぜひとも実現したいとの強い意欲も感じません。現時点で岩屋駅周辺整備とボトリング事業の中で、実施を決めた事業と実施年度を村長に伺います。
議 長		村長
村 長		岩屋駅周辺事業については、これまで縷々やり取りをさせていただいたところでございます。 ボトリングの部分でのご質問でございましたので、ボトリングについては、今、昨年の事業調査等で熊本や佐賀の元となる工場ですかね、水を製造販売している事業所とのですね、意見聴取、意見交換を行っているところでございます。 ただ、どういう形、水をそのまま売るといのは非常に、いろんな方に話を聞いても、絶対やってくださいよとか言われるんですけど、実際に投資にどれぐらいかかる

	のか、実際にどういう売り先をキープするのか、それに基づいた事業規模というものも必要になってまいりますので、こういった部分を現状のところですね、検討中という形ではございますが、やっぱり地域にとって岩屋の湧水、日量1万5千トンという形、調査の中でも冬場に量って、片側の水路で6千トン、1日にですね、ぐらいの水量が常にあるということで、それを活用する。水質等においても、もう九州の名水百選においては抜きんで軟水であるという部分、そういった部分のメリットや利点をですね、活用できる方法、これを今考えているところでございます。 ただ、ボトリングについては、そういった条件整備のほうが先、条件というか、始めるまでのいろんな協議とか条件ですね、それが必要ですので、これについて、もう来年する、再来年するというスケジュール的な考え方は、今のところはまだ決まっております。 また、今年度岩屋地区の皆さんとさまざまな意見交換をさせていただく中でですね、村としての可能性と方向性を交えて協議をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	5 番 樋口朗議員
5 番	水の事業、確かにいいと思いますけども、この業界は競争相手が大変多いわけですね。私が調査した段階では、ビールの大手4社、それからコカ・コーラを含め300社以上、販売会社約700社です。とてもじゃないけど飽和状態だと思います。 岩屋湧水はとてつもなく村の宝ですが、この膨大な競争相手に、補助金があるから取り組むような商法では採算は厳しく、他社を圧倒する販売戦略が必要ではないかなというふうに思います。 ボトリング事業には広大な土地と莫大な建設費も必要です。財政状況の厳しい村が取り組む必要はあまりないのではないかと私は思います。岩屋湧水のボトリングで、販売で収益を上げることが可能と思っているのか、村長にお伺いします。
議 長	村長
村 長	実際にどういう規模で、どういう会社、OEMとか言い方はよくしますが、事業所、（ ）にとって東峰村、岩屋の水というブランディングができるような道筋ができれば、それは非常に強いと思っております。 そういった協議を今行っているところでありまして、実際事業化にあたって、いろんな霧島とかですね、浮羽のほうとか、勉強と言いますか、させていただきました。 規模についてはほんとと大小さまざまな規模がございまして、その中でこういったターゲットにするのか。当然スーパーとかに並ぶものであれば、もう太刀打ちできないというのは目に見えておりますので、そういった部分も含めて戦略等をですね、今、行っているところでございますので、その中でしっかり収益、利益を確保することができ。この事業に関しては民間との競争ということにはなりますので、しっかりその中で収益が出せる構造、計画が必要だというふうに思っております。以上です。
議 長	5 番 樋口朗議員
5 番	実は、私は昨年10月にですね、岩屋神社の歴史研修会で岩屋湧水活用の可能性調査を委託された人と偶然会い、話を伺いました。 その時の話ではですね、ボトリング事業を提案する話はなかったように記憶しています。5月25日の経済常任委員会で岩屋湧水活用の可能性調査報告書の提出を求めていましたが、できれば明日の議会全員協議会で提出していただき、説明を伺いたいと思います。 霧島の話が出ましたが、私たちも議員研修で霧島に行ったときに、当時の大変有効な水をいただきました。それから、霧島出身で福岡でボトリング事業を始めている会社のパンフレットをいただきました。それは別系統です。

	それはやはり水だけでは商売にならないと思ったのか、災害で避難した人たちが活用する救援物資というんですか、それをもう相当多数ですね、商品化してカタログに載っていました。だから、水から派生して、いろんな商品を開発していることを知って、これはやはり民間の発想ですごいなというふうに思ったところです。 時間がありませんからですね、私の意見を述べることで質問を終えたいと思います。ありがとうございました。
議 長	村長
村 長	答弁という形ではございませんが、しっかり村の事業がですね、良い方向に向く、そのための取り組みはしっかり行ってまいりたいと思っております。 先ほど申されました岩屋湧水の調査結果ですかね、それについては、お渡しすることはできます。 ただ、結構ページ数が多いので、その説明については、一度目を通していただければなというふうに思っているところでございます。よろしくお願いします。
休 憩	
議 長	１４時１０分まで休憩いたします。 （１３時５８分）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 （１４時１０分）
議 長	２番 野寄和秀議員の質問を認めます。 ２番 野寄和秀議員
２ 番	よろしくお願いします。 初めにコミュニティ協議会の形成についてということでご質問いたします。 質問の背景といたしまして、村長より冒頭ごあいさつの中にありましたが、先月５月２９日にですね、２０２５年国勢調査の人口速報値公表されて、日本の総人口がですね、２００８年１億２，８００万をピークに減少しておりと。それから減少幅が拡大しているという現状。 福岡県におきまして前回から、５年前からですね、１％の減少。わが東峰村におきましては、県内市町村減少率１位ということで、１４．８％の減少、１，６１８人で、村の総合計画の人口ビジョン予測では１，６７８で、村長のあいさつにもありましたように、５８人の差があると。社人研の予測から減少が加速している現状にあるというふうに思われます。 そこで、東峰村コミュニティ協議会設立検討委員会、改めましてこのコミュニティ協議会、期待される効果とですね、設立時期をお伺いいたします。
議 長	村長
村 長	ありがとうございます。 あいさつのときにも申しましたが、先ほどのとおり福岡県自体が減少に転じた中で、最も人口減少の激しい東峰村、その次にというのが添田町でございました。 やっぱり地域的なもの、福岡都市圏の一人勝ちと言われながらですね、やっぱり地域的なものもあるということはあると思っておりますが、実際にそれでもなんとか村は継続して元気な村をつくっていかなければいけない。その部分でさまざまな事業を行い、また、総合計画等を作成したところでございます。 その一番の中心として高齢化、人口減少で、最初の取り組みとしては小組合や行政区がの運営が難しい、そういった中でどうやっていくのか。村としては、どんどん人口が減る。そうすると自主財源も乏しくなる。その中、それをですね、何も努力せずにいると、総合計画の目標にあります子どもの数が減る、小学校の存続、学校の存続

	が危うくなる。その次は何かというと、やっぱり村の存続ができなくなる。 そういったときに、土地としてはですね、場所としては動かせようがございませんので、その中で、やっぱりこの中、村の中に住む方がどうやって生き抜いていくかというか、元気に過ごしていただくか、この事態に対応するため、また、今の行政区と村の繋がりの中ではなかなか解決できない部分、地域のことは地域で解決する、行政区を補完する組織として、村内を4つから5つの地域に分けたコミュニティ協議会を設立するという形で、さまざまな協議等を行っているところでございます。 効果と時期という形でご質問いただきました。効果については、協議会を設立することによりまして、ちょっとこれは一般的にはなるんですけど、住民が主役の村づくり、なかなか村がする分においては、広く公平性、公共性、公益性を持ちながらやらなければいけない。地域で独自に活動ができると地域の特性に合った取り組みができると思っております。 それが地域の実態に応じた村づくりの実現、事業活動の整理統合や役員の重複を解消し効率的な地域運営、そういった効果を見込んでおりまして、総合計画の中にも強い地域という形で言わせていただきました。 いろんな、要するに地域で行う取り組みについては、さまざまな形がございますが、目標については、地域に暮らす人が稼ぐ力を高め、笑顔で楽しく元気に生きること、これはちょっと総合計画のほうにも書いてる文書でございますが、そういった目標に向かってですね、やっぱり地域が一体となって、いま一度地域の力のあり方をですね、考えましようという形のものでございます。 令和8年度については、7年度までこういうものがあつたらいいとか、こういうことができたらいいい、課題等の抽出を行いました。 それで、地区ごとの検討会で協議した目指すべき将来像を実現するために、どのような取り組みが必要なのか、また、その仕組みをどうやっていくのかをですね、今年度行いながら、実際に設立に向けて設立準備委員会という、これはもうコアメンバーを作って、その人たちの中で進めていくという形で今年度考え、その中で計画等を作っていく、9年度以降準備のできた地域から地域コミュニティ協議会を設立していくという構想でございますので、9年度中早い地域であれば想定できるのかなというふうに思っているところでございます。 これについても地区担当職員また、行政が地区担当職員になりますが、あとコンサル等も入っておりますが、伴走しながらですね、皆さんの組織づくりをですね、しっかりやっていきたいというふうに思っております。以上です。
議長	2番 野寄和秀議員
2番	ありがとうございます。 私もですね、この検討委員会、第1回から委員として参加させていただいております。終盤のですね、終盤というか年度末の委員会におきましては、今ご答弁ありましたように、令和10年度から準備のできたところは順次設立を進めていくというような形で報告受けておりますし、話し合いの中でもそういうこともございました。 ただ、前段の質問にありましたように人口減少の拡大と、それから、拙速になってはいけないと思いますけども、一定のスピード感を持ってこの形成が必要ではないかというふうに思っております。 答弁の中にもございましたように、儲けるという言葉、それから委員会の中ではRMOとかですね、地域の共同体というか、地域特性があり形態もさまざまかもしれません。 2つ目の質問でございますが、コミュニティ組織のですね、運営にかかる経費、それから財源等々についての想定をお伺いしたいと思います。

議 長	村 長	村長
議 長	村 長	地域コミュニティ協議会を設立するにあたって、村としてはヒト・モノ・拠点、この3つをですね、作り上げたいという形で、令和2年から取り掛かったときからですね、申し上げていたところでございます。 その中で、人についてはですね、通常の事務員さんの村的な村の雇いの職員、また集落支援員さん、そういう儲けるというか、稼げる地域という形の取り組みを行うのであれば、地域おこし協力隊さん等の関りを持ちながら取り組んでいって、自走できる地域という形の想定を考えております。 ただ、運営経費や財源という質問でございましたので、実際はですね、この金額について、今検討を行っているところでございます。 他の地域、先日、() さんですかね、の集落の方等が勉強会という形で村のほうに来ていただきました。研修で。 そのときも、大体地区で150万とか、そういった、実際に考えると、それで運営できるのかなというふうな感覚も持っていたんですが、実際にはですね、ここで数字は、今回準備委員会等を検討する中で、大体の概略をお示しできるかなというふうには思っておりますが、どういった財政負担で行うのか。 ただ、現在、例えば区長会とか連絡員さん、また子組合長さんとか、そういった役員さんにお支払いしている報酬をすべて足すと600万ぐらいお支払いしている分があります。 そういった部分も、やっぱりそういう地域の活動のほうに振り替えることができる。それプラスアルファ、また地域協働の村づくりを、今、30万という上限で行っておりますが、それを枠を広げてですね、もっと事業に対しても重点的に活用することができる。基礎的な活動に対しての金額、そういった部分、例えば、世帯割とか人口割とか、そういった部分での算定を、いろんな地域としての希望、村としての財政事情等ございますけど、そういった部分についてですね、きちんとやり繰りと申しますか、それができるような考え方をお示ししたいというふうに思っております。 まだちょっと具体的な金額については、まだお示しの段階まで行っておりません。申し訳ありません。
議 長	2 番	2番 野寄和秀議員
議 長	2 番	4月でしたか、全戸配布でかわら版ですかね、今までの話し合った内容を取りまとめたものを配布いただいたと思います。 その中には、やはりコミュニティというか、地域が一体となった楽しいこと、もしくは飲み会だとか場所、機会というものが大事だという意見があったかと思います。その中で、十分話し合いが必要だとかですね、先進地の先輩方からもそういう話を私個人的に聞いたことがあるんですけど。 それで一定のですね、予算を付けて、選定なのか募集なのか分かりませんが、第1号、それが9年度なのか10年度なのか、モデル事業としてですね、先行した地域の協議会を設立し、改善、補正をしながら、最終系のコミュニティ協議会をつくっていく、一緒にですね。そうした手法の導入、これを倣って他の地域も協議会に誘導という、少し乱暴な考え方かもしれませんが、そうしたモデル的なもの、先行的なものの考え方についてお伺いいたします。
議 長	村 長	村長
議 長	村 長	モデル的なやり方という部分でご提案をいただきました。 昨年、7年度がですね、ワークショップという形で開いた。これの課題としては、やはりみんな一緒に、その日の会議のゴールをある程度皆さんで一緒に行うという形で、やっぱり地域ごとの温度差を無理やり一定の速度に調整をしたような印象を持た

	れたというところがですね、4回目、3回目かな、一番最後の地域協議会をしたときに、「また同じことするとかい」というようなことをご意見としていただいた。それは、ほんと村としては反省すべきことでもございます。 ただ、元々の構想からですね、8年度においては、そういった事業を進めていくにあたってのコアメンバーを選んで、その中で話し合いを行っていった、習熟度が高いというか、実現の可能性の高い部分については、もう先にここって決めるのではなくて、その協議の中で、やっぱり進めそうなところにおいては重点的に支援をしていきながら、そのときに当然、進みが遅いと言ったら申し訳ない。これは競争ではございませんので、そういった部分についてももしっかり周りの協議の状況等を踏まえてやっていく。 ただ、金太郎飴のように同じ事業を行うための地域コミュニティをつくるという考えは最初からございませんので、やっぱり地域ごとの課題の解決に応じた地域コミュニティのあり方、これをしっかり踏まえたいうえで実現に向けて、そこから先はですね、もう絶対につくるんだ、つくったからには村はもう絶対に伴走と言いますか、これをしていくという意思を示したうえでですね、協議をしていくべきだというふうには思っております。以上です。
議 長	2 番 野寄和秀議員
2 番	ぜひ、コミュニティ協議会をですね、進捗それから精査しながらですね、協議進めて一体となって私たちも行っていきたいというふうに考えは持っておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。 続きまして質問事項、営農継続対策について、ということでございます。 地場産業の振興、農業政策についてお尋ねをいたします。 以前よりですね、農業機械、高額であることから買い替えをせずにですね、田んぼはもう自分で農機具を買うことなく、田んぼは作ってもらうように頼んだ、委託するようにしたというふうに聞きます。聞く機会が増えてきました。 そこで業界と言いますかですね、農機具のほうの関係者に聞きますと、トラクター17馬力、メーカーにもよるでしょうけども、新車で250万、コンバインだと350万、田植え機130万ということを伺いました。 では中古車はいかがかというふうに聞きましたところ、これは非常に価格差が大きいと。それから、状態が不安定なうえですね、近年流通があんまり進んでないように伺いました。 といった状況を踏まえですね、いかがですかね、離農、農業離れ対策としての農業機械更新対策について、考えをお伺いいたします。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	ご質問についてですけども、議員ご指摘のとおりですね、農業機械の維持管理の負担とか農家の高齢化に伴いまして、近年農業生産組合への委託や個人間の委託に農業形態が移行してきているところでございます。 現状、東峰村においてはですね、村独自の農業機械導入、購入支援の助成制度はございません。国や県の支援事業には認定農業者や認定就農者、集落営農組織、農地所有適格化法人、農事組合法人とかですね、こちらに向けてのものはありますけども、個別の農家ごとの支援メニューはない状態でございます。 本村の農業、特に水稻におきましては、農家からの委託作業の中核になっていただいていますのが、法人の東峰村農業生産組合ですので、村としても当該組合がですね、昨年12月に議会のほうでも視察されました宮崎県の日之影町ですね、日之影アグリファームのようなですね、先進事例も参考に持続的な運営ができるように、引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。以上です。

議 長	2 番 野寄和秀議員
2 番	ご答弁の内容は理解したところでございますが、やはりこれを委託、受託する法人、農事組合法人、それから任意団体等もしくは個人があるかと思います。 農業機械の購入で農家を支援していくのか、そうした受託する団体、組織をですね、支援していく、育成していくということなのか、もしくはその両方。 私、人口減少にこだわるわけではありませんが、それと離農者も増えてきていると。ですので、あまり待ったなし状態ではないかというふうには思っております。 農業振興協議会、委員会等ございますし、私が言うべき言葉じゃないかもしれませんが、そうした機会を通してですね、ぜひこれは、そういったいろんな角度からですね、離農、農業者離れ対策をですね、ぜひ、お願いしたいと思っておりますので、お考えがございましたらお願いします。
議 長	村長
村 長	今回一般質問で農業関係、4名の方いただいております。 先ほど課長が申しました日之影アグリファームという仕組みのあり方、あれはものすごくよく考えられた仕組みだというふうに思っております。 それを村に置き換える。また、先ほど言ったとおり、団体等に関わる支援の関係はあるんですけど、なかなか個人が自分の田んぼを営農する方に対する補助というのが、やっぱり国や県を探しても、他の自治体もちょっと調べたんですけど、なかなかございませんでした。 総合計画、総合戦略の中でもですね、農業を行う団体等に対して、農業を継続するにあたって必要な設備等の購入、更新に対して補助をする仕組みを検討しますという文言は書いております。 この言葉の意味というのがですね、やっぱりもし個人でもし買われても、その方がそういった先ほどライスセンターとか農事組合法人と言いましたが、そういった方がやっぱり村の農業生産をマネジメントする形で、ただ、そこのある機械1台、2台だけで村全部の耕作を行うというのは、やっぱり無理な話でございますので、そういったときに、そこに登録する、団体か個人かは置いて、登録をして、そのマネジメントの中でいろんな受託をして、広げて、営農を続けていく。そういった方に対する補助とかいうのは、ちょっと検討に値するのではないかなというふうに、計画の中でですね、思っているところでありますが、現状として個人で更新するからという補助の制度というものは、ちょっと無理かどうかはまだ検討次第なんですけど、非常にちょっと厳しいのかなというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長	2 番 野寄和秀議員
2 番	やはり形状が悪かったりですね、水利が難しいと、条件が良くても、そういうところは致し方ない部分もあるかと思います。 ただ、土地的、地理的にですね、条件があまり悪くなくても耕作放棄されてある耕作地が増えてきているように思います。ぜひ、この問題、具体的な取り組みとしてですね、深めていただきたいというふうに思います。 関連いたしまして、次の質問ですけれども、河川の土砂撤去や隣接する林からのですね、枯れ葉、枯れ枝の除去に労力を費やして作業が困難になっているということから、水路維持管理作業が、従事者の方々もですね、高齢化していたりしておりますので、この作業軽減策ということ、考えをお伺いいたします。 非常に漠然としておりますが、河川に関しましては、同僚議員よりですね、後ほど質問されるかと思っておりますので、水路のですね、枯れ葉、枯れ枝除去、それから作業の軽減策等についてお伺いいたします。
議 長	農林建設課長

農林建設課長	ご質問いただきました水路の維持管理については、現状ですね、各地区で田植え前に水路沿いの草刈りや土砂の撤去など、井ぜ上げを実施していただいているところで す。 この作業に対しまして、村では農水省の補助を活用して、財政的な支援を行っておりますが、議員ご指摘のとおりですね、農業者の高齢化が進む中で、作業自体の負担が大きくなってきているところも認識しております。 現状考えられる対応としましては、水路の両脇に防草対策と土砂流出抑制を兼ねたですね、張りコンクリートを実施するなどの措置や、農地とですね、産地との間に樹木の間伐を行いまして、緩衝帯を設けるなどの措置が考えられます。 張りコンクリートの実施に対しましては、村独自の補助金もございますので、周知に努め活用を促進してまいりたいと考えております。以上です。
議 長	2 番 野寄和秀議員
2 番	非常にありがたい言葉をいただいたと思います。 張りコンとか防草対策ですね、それから枯れ枝、隣接する林からのですね、やっばり葉っぱとか枝が下りて来て、どうかしてくれという声が聞かれます。水路から何メートルぐらいの幅は一斉に伐採するとかですね、その辺りの状況も把握いただいて、里山空間のようなところに施業等が創設いただければ非常にありがたいというふうに思います。 続きまして、農業政策、もう一つと言いますか、福祉部門なのか分かりませんが、村内にですね、農産物を出荷し直売する施設が、今現在道の駅だけではないかというふうに思われます。他の施設等にあるかもしれません。整備それから復旧等あるかもしれませんが、高齢農家ですね、農産物を作っても農産物を出荷する、生産する技術は持っていても出荷の方法が手段がないと。集荷の支援等についてですね、その農業生産物のそつのないように活かしていく、生きがい対策の一つになるかもしれませんが、そうした出荷、集荷の支援について伺いたいと思います。
議 長	村長
村 長	議員さんご指摘いただきました高齢農家の出荷、集荷等に係る問題、これは全国でもさまざまな課題が出ているところというのは認識しているところでございます。 東峰村においても一時期ですね、地域おこし協力隊さんが出荷支援という形で、そのミッションで行ったという経過があるのは、もうご存じかなと思います。 ただ、その方が期間終わって独立という話をしたときに、やっぱりどうしても人件費も出ないというところもあって、その方が確か断念した。ちょっと自分もそのとき担当ではありませんでしたので、そういう経過があったかなというふうには思っているところでございます。 ただ、先ほど言いましたとおり、農作物を作って出荷のどこまで持って行けないから近所の人ですね、食べてるとかいう話を伺うときに、今の乗合タクシーのるーとの地域公共交通計画を作るときに、貨客混載という人と荷物というか、そういうものを運ぶという事業についての事業化についても、計画に上げて検討したところでございます。 それについて、ほんと荷物を運ぶだけというか、言い方が失礼になるんですけど、を人が乗るのと同じ料金体系等でできて、その出荷の部分も、ちょっとサポートという形でできるのであれば、今後の計画の発展形としては、元々計画にも上がっておりますので、あるのかなというふうには思っているところでございますので、そういった部分についても、直接出荷支援だけのミッションというのはなかなか難しいんですけど、そういう形でやっていける。実際に確か島根のほうでも人を運びながら、そういう野菜とかも運ぶ。それはちょっと道の駅に運んでいたかどうかというのとは記

		憶にないんですけど、そういった部分もですね、行うという形も事例としてございますので、これについては検討ができるのではないかなというふうに思っております。以上です。
議 長	2 番	野寄和秀議員
2 番		ありがとうございます。 のる一と、貨客搭載サポートですかね、それから最初の質問にありましたように、コミュニティとかですね、地域でそうやって連携してですね、何か高齢者の支援というのが一緒にできればいいのかなというふうに感じたところでございます。 続きまして、観光事業に入らせていただきます。 観光実施団体への補助支援策についてということで、観光事業についてはですね、村において4月より岩屋祭り、民陶むら祭、蔵開き、ほたる祭り、棚田火祭り等々ですね、ここ3カ月で多くの集客、観光事業が行われております。 実施団体におきましても、運営母体の高齢化、それからスタッフの人員確保、人件費、諸経費の高騰など課題が山積されてあるというふうに伺います。 多くの観光客、来ていただいている状況と、そうした裏腹というかですね、運営する側には非常にいろんな課題、困難もあるかと思います。そうした状況を考慮したですね、補助金の増額等の考えをお伺いします。
議 長		村長
村 長		観光等でのイベント等の実施する分においてさまざまな経費、物価上昇等で、その影響を受けているという部分についてはですね、把握というか認識はしているところでございます。 一方で補助金というものはですね、公費を財源としておりますので、個々の団体の状況だけではなく村全体の財政運営状況や他の補助制度との均衡、公平性の確保といった観点も考慮する必要があると思っております。 実際に人件費において一番上がっている警備員さんの高騰とかですね、そういった部分については、やっぱりイベントを運営するうえにおいての、もう絶対的に必要な部分でございますので、これまでも協議の中で増額を一部してきた経過もございますが、基本的には、もうこれをするから金額を上げてくれという部分は、なかなかできにくい部分はございますので、今ある補助金の範囲内で創意工夫をする。 また、例えばほたる祭りさんであれば、いろんなところからスポンサーになっていただいて応援をしていただくとか、そういった資金援助の面とかですね、そういった部分も考えながらですね、イベントってよく言うんですけど、やっぱりみんなが期待するんで、毎年毎年華美というか、豪華になっていく部分もあると思っておりますが、やっぱり先日秋と春に行われました釜床マルシェとかですね、ああいった手作りのイベント、あれも観光プロモーション等の予算を確か使ってたと思いますが、そういった部分の中ですね、やっぱりできることをやって、皆さん喜んでいただく、そういった観点の中からもですね、ここで上げる、上げないという話はですね、答えとしてはできないと思っておりますが、やはり必要な部分については対応すべきものであるというふうに思っておりますが、これについては、やはりさまざまな影響や近郊、公平性、そういった部分を加味しながらですね、検討する必要があるというふうに思っております。 明確な答えじゃなくて申し訳ございませんが、以上でございます。
議 長	2 番	野寄和秀議員
2 番		ご答弁ありがとうございました。 先ほど例に挙げました観光事業、実施されているものの中にはですね、補助金支出に関しては、清算したうえで補助金が決まる形態の事業もあるというふうに伺いまし

	た。運営者等のほうですね、意思疎通というか連携が取れていなければですね、その辺りの情報共有、予算の範囲で十分なイベント企画がなされるようにですね、その辺り行政と運営実施団体とのですね、連携を密にお願いしたいというふうに思います。こっちは要望ということでお受けいただきたいと思います。 次はちょっと変わります、今度は国県道、道路インフラについてお尋ねいたします。タイトルといたしましてはですね、国県道整備期成会というふうに書かせていただいておりますが。 やはり道路インフラは私たちのですね、日常生活の活動、経済活動を支える基盤であり、車や徒歩等での移動、安全かつ円滑に行うというのは不可欠であります。 これを協議する躯体であります村の道路整備期成会、こちらの活動促進のための開催、まずはですね、開催についての考えをお願いいたします。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	議員のご指摘の東峰村の国県道改良促進期成会につきましては、国道、県道の早期改良を促進し交通安全の確保及び沿線地域の生活環境の向上、産業・文化・経済・観光の発展を図ることで、住民福祉の向上を推進することを目的として活動を行ってきているところです。 期成会につきましては、毎年開催をしてきておりましたけども、令和元年以降ですね、新型コロナウイルスや災害対応で開催できない状況が続いておりました。 昨年ですね、１１月、ようやく期成会を開催し、国県道に関わる工事進捗の確認、要望箇所についての協議を行い、改めて早期整備の必要性について共有させていただいたところであります。 この期成会につきましては、村議会の議員の皆さんをはじめ区長や地域の住民のご意見をいただきながら、国や福岡県に働きかけを行っていく大変重要な活動であると考えております。本年度以降もですね、毎年期成会を開催しまして、国県道の早期整備促進のため改良工事の箇所の内容、進捗状況等確認、共有しながら、懸案箇所については諸般関係各所に対し、引き続き要望活動を実施してまいりたいと考えております。以上です。
議 長	２番 野寄和秀議員
２ 番	ありがとうございます。 開催された折は、今申されたような確認事項ですね、確認していきたいと思えますし、国道２１１号、歩道整備が今進んでおります。屋敷から山の神にかけての区間整備が進められ感謝したいというところでございます。 未整備区間ですね、早期整備、着手等を、またより一層共に要望活動をですね、進めていければというふうに思っております。 １点だけちょっと確認なんですけども、改良及び法面对策というところですね、通告させていただきましたけど、まだ具体的な表記はありませんでしたので、もしこれ、ご存じであればというところで。 つづみの里から日田方面に下った区間であります法面、昨年度樹木の伐採はですね、終えてあると思いますが、法面の整備が進められるというふうに伺っておりますが、地元のほうとしてもですね、いつ着手されるのかというようなことを伺っておりますので、もし情報をお持ちであればお聞かせいただきたいと思います。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	今の改良及び法面对策に関わる箇所の話ですけども、議員ご指摘のあったつづみの里、役場よりですね、のところで防護柵の近辺を樹木伐採したところがあるかと思います。 福岡県のほうに確認したところ、当面は今の樹木伐採で経過観察をさせていただき

		たいということで伺っておりまして、その後の法面对策については、まだ予定は立っていないというところで確認しております。以上です。
議 長	2 番	野寄和秀議員
	2 番	確認ありがとうございました。状況はよく分かりました。期成会でまたその辺りですね、確認させていただきたいというふうに思います。 最後の質問となりますけれども、合併浄化槽の点検料等にかかる費用に対する補助について。 本村はですね、手厚く豊富なメニューで住民の生活支援をいただいていると思います。近隣の市町村からですね、東峰村は非常に補助メニューが多く、生活支援をされてますねというふうに伺うことがあります。 そこで、最近伺ったところではですね、この浄化槽、ちょっと前段は異なりますが、浄化槽設置に際しましては、生活雑排水の浄化ができる、水質に与える影響を大きく減らせるということで、行政、これは国はもとよりですね、自治体等も推進している政策の一つだと思います。 ただ、点検料等がですね、維持費が急激に高騰していると伺います。世帯によってはですね、負担が大きくなっているというところもあるかと思われます。 総じて物価や人件費の高騰であります、あらゆる事象に対することを即対応というのはですね、困難かもしれません。 ただ、実態把握とですね、今後の動向を踏まえてご検討いただきたく、合併浄化槽点検にかかる費用に対する補助が追加できないか、ということをお尋ねいたします。
議 長	村 長	村長
	村 長	合併浄化槽の設置につきましてはですね、補助があるというのは、もう議員さんもお存じのことだというふうに思っております。 一方維持管理については、これまでたびたび要望等もあがってた分ではございましたが、なかなか今、村の合併処理浄化槽普及率75%ほどを達成しております。その方々に対して、一律に補助というのはなかなか厳しいという形で、確かお答えをさせていただいてたのは、近隣の状況を見る中で、近隣であれば公共下水道とやっぱり合併浄化槽が混在している自治体においては、やはり公共下水道のほうが、やっぱり月にしても数千円安いという実情がございますので、これにおいて、その差額的なものを補助している。 ただ、それにおいても5年間とかですね、というような中でやられている事例はあるようでございます。 村においては、すべて合併処理浄化槽、ただ、事業所、エリアにおいてちょっと金額が違うとか、そういう課題もあるとは思っておりますが、現時点においてですね、管理においての補助、公民館については行っておりますが、一般の設置の部分においては、村単独で行うのは難しいかなというふうに思っております。 ただ、ちょうど県南総合開発促進協議会とか町村会の要望等の中で、今、この割合までは承知しないですけど、法定点検等をやっばり行えてない設置浄化槽が結構増えつつあるという状況らしいです。 その中でも、やっぱり浄化槽を適正に管理するために、国県において、その管理においての財源措置等をお願いしたいという要望等もですね、一緒に行って、これは総会等であげてる分ではございますが、等でございます。何百とある要望の中の一つではございますけど、やはりその最重点項目という形であげておりますので、こういった部分についても、やはり村の課題というよりは国を挙げての課題というふうに捉えている中での要望事項でございますので、そういうものについても、また今後とも積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。以上で

	す。
議 長	2 番 野寄和秀議員
2 番	今、取り巻く情勢、それから社会状況ですね、非常に混沌としているというか、変わってきている状況はございます。いろんなケースに対応ということでですね、自治体、行政、執行部にはですね、いろいろご検討いただいていると思いますので、実態の把握、それから近郊の状況、精査の上ご検討をお願いしまして、2 番 野寄の質問を終わります。ありがとうございます。
休 憩	
議 長	1 5 時ちょうどまで休憩します。 (1 4 時 5 1 分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (1 5 時 0 0 分)
議 長	3 番 小川利勝議員の質問を認めます。 3 番 小川利勝議員
3 番	私は、災害に伴う大肥川復旧工事における法面の除草について質問をいたします。 猿喰～小松橋間の法面除草について、用水組合から要望があった件について。 河川が広がり、地権者のご協力により立派な農道ができました。しかし、法面に草や葛が道にまで生えている状況がございます。担当課の職員と現地確認済みですが、その後の対応についてお伺いいたします。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	先ほどのご指摘の県営河川、大肥川ですね、の兩岸の法面、こちらのほうにつきまして、先ほどちょっと議員さんのほうからは農道と言われておりましたが、基本的には管理河川道でございます。地域住民の皆様から景観やですね、通行の安全確保の観点より、かねてから草刈り等のご要望をいただいている箇所でございます。 令和 6 年の 1 0 月にですね、西福井地区並びに東福井下地区より要望書が提出されまして、同月の県土整備事務所のほうに進達しておりました。 この進達につきまして、県のほうからですね、河川愛護の活動の中でですね、無理のない範囲でお願いしたいと。または草が繁茂、かなり生い茂った、河川管理上支障があると県が判断した場合は、県で除草しますという回答が返って来ております。 村としましてはですね、当初の要望の背景としまして、住民の道路・河川愛護活動での対応は、住民の高齢化等により危険性が高く、困難であるということがございましたので、県と引き続きですね、協議を行いまして、一定の対応をしていただけるよう粘り強く働きかけていくところでございます。以上です。
議 長	3 番 小川利勝議員
3 番	これはですね、毎年要望は、もう役場をお願いしているんですけど、県のほうとお願ひして交渉しています、という返答しか返ってきませんけど。 本来ならですね、コンクリートできれいにすれば、もう完璧にいいんですけど、防草シートとか草の生えにくい工法とかを検討する価値があると思うんですよ、高齢化してますので。 それに河川の法面というのは県の管轄と思うんです。できれば県のほうからですね、ボランティア等来ていただいて、草刈り等をできるように強く要望をお願いしたいと思いますが、村としてはどうでしょうか、意見を聞きたいと思います。
議 長	村長
村 長	先ほど災害対策室長が時系列というか経過についてはですね、ご報告をしたところでございます。

	ただ、元々区長さんを通じていただいた要望においては、やはり高齢化をする中で、道路愛護等の中でそこまでやるのは、とてもじゃないけどできないという部分、また、河川も改良によってかなり高くなっておりますので、ちょっと危険もある。そういった中で、どうにか草刈りをできないのかという要望をですね、いただいてたところでございます。 実際に先日、県土整備事務所の所長さん等が来られた、役員さんがですね、来られたときにも現状の写真をお見せして、特に今、いちばん生い茂っているときであります。 元々河川管理道においては、県の所有ではあるんですけど、最終的には村が管理をするという形で整備をしていただいたという経緯がございます。 ただ、現状まだ県の管理でございますので、どうにか県のほうで、今の草刈りの状況を、リモコンのやつは貸し出しがあるとかいう話もですね、県土の方言ってたんですけど、ちょっと河川もありますんで、じゃあ落ちたらどうするんですかという話を雑談の中でしながらですね、実際に一応県の管理の部分でございますので、どういう形で草刈りをするのか、また、実際に村のほうに移管という形になる場合においては、やはり今の状況が毎年繰り返されるようであれば、村としても管理が膨大な手間がかかりますので、先ほど申されましたコンクリ張りをする、防草シートを張る、そういった部分について検討していただいて、またお返事をいただくような形にはしております。 ただ、今、現状がものすごい草が生えてる状況で、葛等もですね、出ておる状況ですので、まずは一度現地をしっかりと見てくださいという話をしているところでございます。 ちょっと現状としては、報告はまだ不十分でございますけど、そういった話をしております。以上です。
議 長	3 番 小川利勝議員
3 番	その件は、ほんと県のほうによろしくお願ひしたいと思います。 もう1点はですね、同じ河川ですけど、御手水用水の頭首工に土砂が長年蓄積するために、機械の乗り入れる進入路を設置できないかという要望ですけど。 これはですね、昨年9月の定例議会でもある議員さんが同様の質問をされました。そこで村長は、頭首工の進入路に関しては、県の事業として行わない。それに関しては村もしくは農業関係者で対応して、というお話でございましたが、その後どのようなになったか、ちょっとお聞かせください。
議 長	村長
村 長	昨年のやり取りの記録もご覧いただいたようでございますので。 何カ所か、やっぱり機械が入る、土砂が入ったときに撤去できるような小型のユンボと申しますか、が入る道ができないかということはお伺い、要望としてですね、伺っているところで、実際には、県との協議の中では、やっぱり河川断面を阻害しないようなやり方を考えることが必要、それにおいても、県としては、村のほうで行っていただきたいだったかな、ちょっとすみません。元々のデータというか記録がちょっとあいまいでございました。そういうふうな話をしたかなと思っております。 その後の部分についても、現状においては変わった部分はございません。御手水用水の部分についても、結構段差がある部分と、結構切り立っておりますので、あそこに道を造るという部分においては、現地は確認しているところでございますけど、ものすごく工事にも困難が伴うなというふうには、実感として感じているところでございます。 今後の課題にはなってくると思いますので、これについては、ちょっとお答えが、

	今日持って来れてる分では、ないのでございます。そういうことでございます。以上です。
議 長	3 番 小川利勝議員
3 番	他の地区でもですね、結構土砂が入って困っていると思います。高齢化してですね、人力ではできないという状況でございますので、ぜひとも早急にですね、村のほうの動きをよろしくお願いしたいと思います。 それとですね、どこまで村が事業としてやるか、地元組合が担うかという境界も出てくると思うんですよね。村が全部やるならいいんですけど、もしそういう場合は、村の補助等ございましたら利用できないか、お伺いしたいと思います。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	もしですね、乗り入れの進入口等造ることになればですね、事業そのものは村のほうで行うことになります。 ただしですね、どうしても用水組合等からの要望というところでありましたら、受益者負担というところが出てくるかと思いますので、いくら負担いただくというところは、まだちょっとリストがお示しするものではありませんけども、完全に村の予算だけで実施できるというところは、ないのかなというところですよ。 あと、実施にあたっては、先ほど村長も申し上げたとおりですね、河川に進入口等設置するということは、占用許可という行為が出てきますので、これは朝倉県土のほうに占用の申請書をお出しして、そこで河川を改築するという行為を認められたうえでの事業になってきますので、そうした事務手続きもですね、伴ってきます。というところでお答えさせていただきます。以上です。
議 長	3 番 小川利勝議員
3 番	ぜひともですね、この頭首工の取り入れ口にも進入路はですね、各用水関係が頭を痛めているところでございます。速やかな行動をお願いしたいと思ひまして、私の質問は終わらせていただきます。
休 憩	
議 長	1 5 時 2 5 分まで休憩します。 (1 5 時 1 3 分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (1 5 時 2 5 分)
議 長	1 番 大喜多賢治議員の質問を認めます。 1 番 大喜多賢治議員
1 番	議長、資料の配布があるのでよろしいでしょうか。
議 長	事前に確認しております。 局長、配布のほうをお願いいたします。 (事務局長 資料配布)
議 長	質問を再開してください。
1 番	東峰村の農業を将来にわたり守る体制づくりについて質問します。 第3期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略では、5—1、継続可能な農業体制の確立として、営農体制の充実、担い手の育成、指導体制の充実があげられています。今配った資料が、その箇所にあたります。 本村農業の高齢化、担い手不足、農地の維持管理、農作業受託体制の確立などの課題に対応するため、村として優先すべき体制づくり、担い手の育成との連動、具体的機に工程について問います。 1. 事業、(1) 営農体制の充実の優先施策について、事業(1)にあげられた①

	集落営農組織の育成、②農業生産法人の育成、③農作業受託体制と営農組織、営農支援組織の充実という3つの方向性のうち、本村の現状から見て、まず、どれを最優先に位置付け、推進していく考えなのか、そこを教えてください。
議長	村長
村長	質問いただきました。議員さんも農業をされているということで、ご存じのとおり、本村の農業の現状においては、農業者の高齢化また担い手不足等により、農地の維持管理や農作業体制の確保などが課題として山積しているというところは、もう共通しているところかなというふうに思っております。 そういった中で、先ほど申されました令和7年6月に策定をいたしました第3次東峰村総合計画、また第3期東峰村の総合戦略、その中の施策の柱の一つであります農林業の継続に向けた環境整備のメニューとして、先ほど申されました部分で、3つの取り組みを行うということにしているところでございます。 現在、村では集落営農で地域として取り組んでいる中山間地域の直接支払制度等を活用した集落営農に取り組んでいる地区、また、個人農家間の受委託や農業生産法人組合ですね、法人へ委託するケース、それぞれが混在しているところでございます。 いずれも持続可能な農業体制の確立のためには必要な取り組みでございますので、村といたしましては、地域の活動をですね、どういう形でより効果的に行っていくのか、という地域の意向を尊重しつつ第3期の総合戦略の中で取り組むということにしております農業法人等担い手の組織化の促進を図ってまいりたい。 どういう形かという、やはり一番の担い手となる分においては、やはり法人等、農業法人、生産組合、やっぱりそこが一義的には、やっぱり担っていくべきものではないかなというふうに思っております。 そのマネジメントの中で、そこがやるから全部おつかぶせるというものではなくて、やっぱりそれぞれ地域地域で行っている農業の生産のあり方ですね、形態、それを尊重しながら、その中でどういう形で組織と、また受委託の関係、その辺りをですね、組織、制度化していくか、その取り組みをしながらですね、やっていかなければいけないなというふうに思っております。 ですので、3つの中での最優先という形ではございませんが、やはり最終的には、そういった溶け込み合いの中で、やっぱりコアとなる組織づくりというのが、必要であるというふうには考えているところでございます。以上です。
議長	1番 大喜多賢治議員
1番	では、2を柱に1、3も織り交ぜて進めていくというような形で考えてよろしいんでしょうか。 では、2の質問に行きます。 最優先施策、今回の場合1つじゃなかったんですけど、連動した事業（2）担い手の育成、指導体制の充実の具体的な進め方について。 事業1で優先とした施策を確実に機能させるために、それを支える人の育成が不可欠であると思います。 事業（2）にあげられている①から⑤の取り組みを最優先施策と、具体的にどのようにリンクさせて進めていく方針か、お聞かせください。
議長	村長
村長	第3次総合計画、先ほどご質問いただきました営農体制の充実と合わせ。今、質問いただきました担い手の育成・指導体制の充実にもですね、取り組むことは必須であるというふうに思っております。 議員さんご指摘のとおり、村の営農体制の充実を図るうえで、組織の充実も大事、さっきの問いではございませんが、組織の充実も大事ですが、それを支える人という

		部分もですね、育成が不可欠、これはもう共通の課題であるというふうに思っております。 先ほどの回答で、優先的に取り組む事項としてですね、3つの混在がやっぱりうまく力を発揮しながらやる、その中でも農業生産法人の育成と効率的な農業経営の促進をあげたところでしたが、当該の組織の育成と経営の安定化、また、その持続を実現するために、この組織を支える職員の安定的な確保や知識、技術の向上を図る必要があるというふうに思っております。 また、それと連動するわけではございませんが、担い手の育成・指導体制の充実として取り組む、その下に1から5までございますが、東峰村の農林業振興協議会ので取り組み活動などを通じ、村の農業の魅力を発信し、次世代の農業の掘り起こし、育成に努めていく必要があると考えております。 その中でJAや県の普及センター等ですね、部会の活動等々の連携をした生産の指導体制や移住者や退職者の新規就農者の希望する方に対するですね、フォローアップ等の実施にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。
議 長	1 番	1 番 大喜多賢治議員 今、村長が言われた形だと全部を網羅してて、まずどこにエネルギーを注ぐかというところが見えてないんですよね。 そうなるこの総合戦略、10年の期間で実施していくんですけど、田植えで考えると、もう2回終わっているんですよ。去年からですね、7年、8年が終わってますので、やっぱりそのプレーヤーとなる人間の機会がもう限られてきている中なんので、せめてどこにエネルギーを向けていくかというのを考えてもらったほうが、やっていく人間としても確実に学んでいけるんじゃないかなと思うところがあるんで、少しそこはちょっと明確に考えていただけたらと思います。 次、3番に行きます。 実施に向けた直近のスケジュールと目標について、どこから手を付けるのか、という初期段階の取り組みについて、今年度あるいは次年度にかけての具体的な行動計画、ロードマップと目指すべき直近の成果目標などをどう設定していこうと考えてますか。
議 長	村 長	村長 人材の育成また農業者、新規就業者の確保等については、ほんとになかなか難しい面もございますが、いろんな形でですね、県やJAさん、県普及センターと一緒に取り組んでおります。村独自の取り組みとしても農林業振興協議会の中で、やはりそういった部分についても協議というか、どうにかしなきゃいけない。 ただ、それについての、ちょっと実現にあたってですね、先ほどどの部分にリソースを割くか、エネルギーを注ぐか、これについても、自分も農業をしているところではございますけど、後継者というのがなかなか、家庭内のですね、後継者がいないという。帰ってきた子どもさんについては、やっぱりいやいやながらも渋々農業をして、そのうちやっぱり担い手となっていく。 そういった部分、もうゼロから農業後継者を探していくというのはなかなか難しいなと思いつつも、やっぱりそういった方々を掘り起こしていく必要性は、もう絶対あると思ってます。そういった中で、やっぱり安定した収入が得られる農業というものを、環境として考えていかなければいけないかなというふうに思っております。 先ほど、すみません、質問のあった部分でございますが、自分が常々言っていることなんですけど、例えば中山間地域の直接支払制度ってもう25年経ちますが、あの取り組みは非常に国としてもですね、今回6期目にあたって、持続するのとか拡大する

のか、規模縮小にするのかというテーマの中で、財務省といろいろやり合ってますね、今の制度をどうにか従前どおりの制度を獲得したということはございます。

その中でも、やっぱり地域で農地を守る、保全する、保護するという活動については、やはり中山間の中で取り組めてる部分があるというふうに思っています。

それでもやはり荒廃農地が増えていく、これをどうするかという部分について、農地を活かすですね、その取り組みがやっぱり視点としては足りないのではないかなというふうに思っております。

農地を活かす、一つは、昨年来から経済常任委員会等でもお話をさせていただいて、議会でも行いました。やはり普通作、米をですね、どういうふうに営農を続けていくか、どういう差別化、うまいお米を作っていくか、その取り組みをようやく今年度からですね、具体的に見える化をしてやっていこうというところでございます。

ただ農業、先ほど目的で言われたとおり、一つのサイクルが1年間でございますので、やっぱり1回サイクルを行って、それで課題等を作って、次に改良をして、それを反省してと、1年で何サイクルもできないので、なかなか進捗、スピーディーという面においては、一つね、どうにか研究できる機会がないかなというふうに思っているんですけど、そういった中で、実際にその活用するそのスキームが、ちょっと先ほど別の議員さんの中でも申しましたが、やはりコアとなる組織があって、その周りに営農組合、その周りにも個人がいて、その農地をどうにか組織的にですね、受委託できるような仕組みを作ること、ちょっと分かりにくいんですけど。

それを中心になって、今週の末農業生産組合の総会もございますので、そういった提案、ちょっとすみません、自分が今、思いのままに言ってますので、そのときにはきちんと整理して文書で申し述べたいなと思っておりますが。

やっぱりそういった形でですね、やっぱりできる余力、個人にしる集落営農組合にしる、やっぱりそういった余力をですね、どこに振り分けることができるか。それはなかなか個人ではできないという部分がございますので、こういった部分について、なんとか先ほどの日之影アグリファームではございませんが、仕組みづくりができればと思っております。

それについてもやっぱり予算が必要な部分もございます。日之影においては中山間のお金をプールというか集めて、それを再配分するような形でやってたというふうに、確か報告を受けておりますが、今からその制度を作るのは大変な労力がかかりますので、なんとか取っ掛かりができるような仕組みができないかなというふうに思っているところです。

そういった形でですね、今後の農業について、ちょっと今、米だけの話ではございましたけど、やっぱり地域として農村RMOという形の中で高収益な農作物、それを作れる人、それを荒廃農地とか空き農地で作って、その売り上げをですね、地域に還元する。そういった考え方も、今後コミュニティの中でもあり得るのではないかなと思っております。

これを必須にしてしまうと、なかなかハードルが高ございますので、これは、やはり地域の活動の中で、やはり次のステップとして当然そういった部分もですね、考えていくべきものであるというふうに、自分としてはですね、考えているところでございます。

ちょっととりとめの話にはなりましたが、直近の目標としてはですね、先ほど申した農業生産組合の運営の安定、また、先ほど普通作と言いました。うまい米づくり、また、有害鳥獣の分野でも今、ジビエのですね、獣肉処理施設ができておりますが、そのやっぱり農業生産だけではなく、そういった部分における活用、また買い物拠点施設を活かした地元特産品の販売、そういったテーマはですね、さまざまフ

	リートークの中で出ている分がございます。 これを行えるような事業に対する行動計画、それをですね、分かりやすく作るということで、今、農林業振興協議会においてアクションプランというものをですね、行動計画を今年度作るという計画にしておるところでございますので、しっかり話し合っていきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	1 番 大喜多賢治議員
1 番	今の村長の話なんですけれど、私も個人で田んぼのほうに入ってやってて、いろいろな人から話を聞くんですが、やっぱりこれだけ、これすればみたいな感じの問題じゃない。いろんな問題が絡んだ状態で、今、動くに動けない、個人では、という状況になっていると思います。 ただ、今、1、2、3の答えに近いものをいただいたんですけど、やっぱりある程度村が方向性というのを少し示してあげないと、皆さん危機感を持っているんですけど、動きようがないという現状になっているんで、今すぐはっきりしたものをくださいというわけではないです。 次の9月の一般質問でも、どうなりましたかというのを聞きたいと思いますので、引き続き村長をはじめ関係課のほうも一緒に進めていっていただければと思います。以上です。
散 会	
議 長	これを持ちまして、本日の日程はすべて終了しました。 明日17日は、午前9時30分から開会します。 本日は、これにて散会いたします。 (15時44分)

第5回 東峰村議会定例会会議録

令和8年6月17日

(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和 8 年 第 5 回東峰村議会定例会議事日程

令和 8 年 6 月 1 7 日開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	ただ今の出席議員数は、１０名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりです。 （９時３０分）
日程第１	
議 長	日程第１ 昨日に引き続き、一般質問を行います。 ６番 佐々木孝議員の質問を認めます。 ６番 佐々木孝議員
６ 番	まずは、梶原新教育長、ご就任おめでとうございます。これからのご活躍を期待申し上げます。 そこで今回は、まだ村のことを十分に把握していない点多々あるとは思いますが、さらなる教育行政、教育の充実のために質問をしたいと思います。 まずは、教育長としての抱負をお聞かせください。
議 長	教育長
教 育 長	ありがとうございます。 それでは、少しお時間をいただきまして、教育長としての抱負、教育ビジョンを述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。 東峰村教育施策要綱に掲げております教育の基本目標は、チャレンジ精神を持った想像力豊かな村民、児童生徒の育成であります。 未来のふるさと東峰村に誇りを持ち、予測不能な未来を生き抜く確かな学力、豊かな人間性、たくましい体力と健康を身につけた子どもたちを育てるために、私は、子どもが真ん中、子どもが主語となる教育施策を推進してまいります。 私が目指す東峰村の教育と具体的な取り組みの方向性について、次の３点から申し上げます。 １点目は、ふるさと東峰への誇りとたくましく生き抜く力を伸ばす教育です。 東峰の美しい山や川、脈々と受け継がれてきた文化や伝統は、子どもたちにとって当たり前の日常かもしれません。しかし、一步村を離れて、わがふるさとを見つめ直したとき、その価値の高さに気づくはずで。 まずは、自分を育んでくれたふるさとを誇りに思い、愛する心を育てます。 その上で、予測困難な時代を自分らしく生き抜くために、目標に向かって突き進む諦めない心、物事をやり抜くこと、困難に直面しても立ち上がるしなやかな強さ、そして多様な人々と共有する人とつながる力といった非認知能力を育みます。 他人と比べるのではなく、昨日の自分より一步成長した自分を認められる自己肯定感を育てていきたいと考えております。 ２点目は、主体的な学びを支える教育環境の整備と教員の人材育成です。 本村にはＩＣＴ環境の充実はもとより、検定試験の補助、ＡＰＵ留学生との交流、キッザニアや北九州英語村での体験学習など、他市町村に誇るべき恵まれた教育環境が整っています。この環境を最大限に生かし、子ども一人一人が「わかった」と実感できる事業改善やキャリア教育を推進してまいります。 また、教育の質を向上させるためには、教員の人材育成が極めて重要です。先生方が子どもの伴走者として、自信と誇りを持って教壇に立てるよう支援するとともに、先生方の働き甲斐、働きやすさを、そういったものを実感できるような取り組みを進めてまいります。 ３点目は、村民の自己実現を図る生涯学習、社会教育の充実です。 教育行政の視点から、持続可能な東峰村をつくるためには、子どもたちだけではな

	く、すべての村民の皆様が生涯を通じて学び輝き続けられる環境が不可欠です。誰もが学びたいと思ったときに、新しい知識や技術を身につけ、自己実現を図れる機会を作ります。そして、その学びで得た力を、地域の課題解決や伝統文化のバトンを繋ぐ活動に生かしていただくことで、元気のある地域コミュニティの維持・発展に繋げてまいります。 以上のように、家庭、学校、地域が一体となり、村全体で支え合うオール東峰の教育を展開していく所存です。議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、私の所信の表明とさせていただきます。以上です。
議 長	6 番 佐々木孝議員
6 番	今、教育長が言われたことは、要綱の大事なところだと思っておりましてけども、実際進めていただければと思います。 私が記憶するには、教育長が東峰学園の校長のときに、英語学習それからＩＣＴ教育に頑張っていたいたと思っております。先生方の頑張りのおかげで、県内でも有数なですね、先進校になったんじゃないかというふうに思っているところですけども、子どもたちの英語能力も英語会話能力も向上し、外国の方たちとも臆することなく会話している姿も見ることができます。この力をさらに伸ばして、子ども一人一人がさらに国際間感を身につけるために、実際に海外に行って、その国の空気を吸い文化を肌で感じることも必要ではないかと考えております。 国際情勢が安定していないうえに、今は円安などの影響で、海外への修学旅行を控える学校が増えている近年でありますので、積極的に行きましょうとはなかなか言いづらいところもありますけども、子どもたちの国際感覚を育てるためにも、中学生あるいは高校生あたりで一度海外の体験をすることも大切だと考えております。ここにおられる方たちも、これまでに海外に行かれて、同じような思いをされてる方もおると思いますが、その辺り教育長はどのようにお考えでしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	ありがとうございます。 まずは、議員ご提案の中で、最初にありました、今の中学生の英語教育の状況について、少しお話をさせていただきます。 まず、東峰学園における英語教育の現状についてでありますけども、現在、東峰学園では、ＡＰＵの留学生との交流やオンラインによるセブ島との英語教師、講師との英会話など、生きた英語を用いたコミュニケーションの場を先進的に設けており、子どもたちにとって大変貴重な実践の場となっております。 そこで、本村での海外への中学校での修学旅行の歴史を振り返ってみますと、平成１２年から平成２４年までの間、中学生の海外への修学旅行を実施していた時期がございます。 しかしながら、その後発生した感染症等の拡大を受け、生徒並びに教職員の安全確保を最優先に考え、国内旅行に切り替えられ現在に至っております。 現在の東峰学園中学部の修学旅行は、その目的を社会性や公共マナーの習得、身につけた知識や技能のアウトプットと、主な目的をそのように位置付けまして、関西方面に２泊３日の日程で実施しております。 近年の旅費高騰に伴い、公共交通機関を利用した移動を取り入れておりますけれども、移動手段の選択や都市部での集団行動など、生徒にとっては日常と異なる環境での貴重な体験の場となっております、大変教育的にも大変価値高い内容であると、学校長からも聞いております。

	議員ご提案の海外の修学旅行でございます。 やはり国際感覚の醸成とか、今、東峰学園で行っております国際理解教育の基本となるのは、やはり英会話、それをどうアウトプットするかということもありますし、海外に行くことで、そういった身につけた英語学習のモチベーションの向上など、大変魅力的な側面があることも事実だと私は認識しております。 一方で、修学旅行を実施するにあたりまして、教育委員会並びに学校の第一義的な責任は、議員もおっしゃっていただきましたけども、すべての生徒の安全を確保して、確実に保護者の元へお返しすることであると考えております。 したがいまして、現時点では、生徒並びに教職員の安全確保、保護者の経済的、心理的負担、そして、現在の国内修学旅行の成果を総合的に勘案いたしまして、現在では海外への修学旅行は想定しておりません。 併せて、中学校でございますけども、やはり海外への渡航となりますと、非常に危険性を伴うというか、今の状況を考えますと、すぐには進められるような状況ではないと考えております。 やはり現地で海外に身を置いて、異文化を体で感じるということは非常に、大変価値が高いと私も考えておりますけれども、現在東峰学園が行っております国際理解教育は、修学旅行という数日間の渡航に、そういった英語教育のアウトプットの場を依存するものではなくて、日常の学校教育の中に、いかに継続して異文化に触れるか、英語を話す必然性を作るかということに主眼を置いていると思います。 そのためにもAPU等の留学生の交流を日常的に継続的に行っておると思います。 やはり一過性で終わらせる修学旅行であってはいけないと思いますので、現時点では、今ある国際理解教育の充実を国内で進めていきたいと考えております。 また、併せて高校生というお話がございましたけども、高校生になると、やっぱりそれぞれの選択によるかと思います。そうすると、それぞれの家庭の経済力等の差は出てきますけども、本当にそれがどこまで可能なかということとは、そういったものを実施している自治体等の状況を研究していく必要があると思いますので、今の段階ではそういった回答になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
議長	6番 佐々木孝議員
6番	今、APUの学生さんたちとの交流、それからセイハによるオンライン授業、これは非常に成果を上げているというふうに思います。今、教育委員会にインターンです、APUの学生さんがおられます。この方との交流もいろいろあるんだろうというふうに思います。 今、教育長言われるように、そういう学生さんたちとの交流で、十分できるところはあると思うんですけども、冒頭に申しました、今、教育長も認められましたけれども、やっぱりその国に行って初めて分かること、そういったこともあります。 確かに保護者の目から見たら、やっぱり日本国内と海外に行くということの心配の度合いというか、そういったものもかなり違うんじゃないかと思うんですけども、だいぶ今は交通の部分も、海外旅行もですね、部分もだいぶ以前に比べれば行きやすくなってきているんじゃないかと、安全面でもですね。 昔私たちがフィリピンに行ったときなんかは、警備付きで行ったこともありました。そういう国際情勢のいろんな部分も含めての危険性というか、安全性を鑑みながらですね、やる必要はあるかと思いますが、今、ちょっと言われましたように、例えば、今言われているセイハのオンラインの講師はフィリピンのセブ島にありまして、日本からの修学旅行も受け入れますよというようなこともありました。 それから、今、ベトナム国とは行政レベルでお付き合いもしていると思いますので、そういったところとはですね、できないことはないのじゃないかというふうに思いま

	すが、いかがでしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	ご提案ありがとうございます。 やはり今、オンラインでのお話をいただきましたけど、確かに画面越しで会話をすると、また、対面で話をするというのは、また子どもたちの実感であるとか、そういったものは大きく変わってくるのは本当に事実だと思います。 ただ、修学旅行、中学部での修学旅行は、学校行事の一つでもございまして、教育課程の一つでもございます。そこから考えますと、教育課程に関しましては、学校長がこの編成の権限を持っておりまして、教育委員会からはですね、そういった内容が適切なのかとか実習がどんなとかいう指導助言はございますけども、具体的な教育課程への、個々への詳しいそういったものはあまりございません。 そういったこともございますので、学校が捉える、学校が考える修学旅行の目的に沿った実施が必要かと思います。 併せまして、繰り返しになりますけれども、やはり毎年の財政負担とか継続性とか、そういったもし補助とかいう話になるのであれば、他の行政施策とのバランスとかいったものを慎重に見極めていく必要があるかと思いますので、今ここですぐにといいことでは、ちょっと回答ができないのが事実でございます。以上でございます。
議 長	6 番 佐々木孝議員
6 番	教育長の思いはしっかり分かりました。しっかりした考えをお持ちですので、保護者あるいは教育委員会の皆さんと十分検討しながらですね、今後の修学旅行、海外部分も含めてお考えをいただければと思いますし、昨年から公共交通機関を使って、修学旅行を関西方面でやっていると。去年は万博があったので、そこに行ったということですね、今やっていること、去年から改めてまた始めたということですので、今後のまた修学旅行の充実を図っていただければというふうに思うところですけどもですね。 やっぱり昔私たちが若いころ、県の青年の船、あるいは他の団体等々でですね、海外に勉強、研修しに行っていた時代がありました。最近はかなり少なくなっているんですけども、やっぱりこういう機会に村の若い人たちもですね、海外に行けるような体制もとれるといいなというふうに思っているところです。 実際、小石原の陶芸家の中には、海外を販売の相手としてですね、実際にどんどん取り組んでいる方たちがどんどん増えています。そういった方たちからもですね、小石原のほうを中心に海外のお客さんたちもたくさん来られることになろうと思いますので、そういう意味でもですね、中学生だけでなく若い方たちも対象にですね、そういう海外への研修を、村独自でもいいので、作っていただければいいなとは思いますが、どのように考えをお持ちかちょっとお聞かせください。ちょっとこれ予定に入れてなかったと思いますけれども、いかがでしょうか。
議 長	村 長
村 長	修学旅行という話のテーマの中でのご提案でございましたが、いきさつについてはですね、議員さんもお存じのこととは思っております。 海外研修がいろんな情勢の中で、ちょっと厳しいねという中で、やっぱり保護者の皆様からご意見をいただいて、最終的には国内、国内で国際感覚を現地でですね、関西に行ったときに、ちょっとそのテーマで交流をしようという形で、そういうふうに変わっていった。 その後、APUさんとの交流等が始まった中で、やっぱり先ほど教育長言われたように学校内でもできる部分、それが充実してきた。その中で修学旅行のあり方として

	は先ほど教育長が言われたとおり、そういったテーマ、公共マナー、社会性また知識や技能のアウトプット、そういった部分にシフトしていったというですね、やっぱり時代の変わりというのはあるというふうに思っております。 そういった中にも、実際に、やっぱり集団で動くという部分については、やっぱりなかなか実現としては厳しいかなというふうに思っております。 一時期A L Tさんのところに5人とか6人とかの子どもたちがホームステイという形で行ったとか、いきいき基金を使ってホームステイの研修に行ったとか、そういった部分については積極的に応援をしていきたいというふうに思っておりますが、修学旅行の部分については、学校側の判断でもございます。保護者の判断でもございます。それは、あらゆるテーマの中でですね、一番良い方法を採用していくべきであるというふうには思っております。以上です。
議 長	6 番 佐々木孝議員
6 番	突然の指名で申し訳ありませんでした。 通告にはですね、中学生の修学旅行ということでしたけども、さらにやっぱり発展して青年層あるいは一般の方も含めてですね、海外の経験をする機会を村で与えていただくと、いいかなというところの提案でした。ちょっと村長の回答は修学旅行を中心でしたのであれですけども、今後中学生に限らず若い人たち、一般の村民も行けるような形での海外研修も今後考えていただければなと思います。 次の質問に移ります。 東峰学園の良さの一つとして、ふるさと学習に力を入れていると感じております。先ほども教育長もですね、答弁の中で言われましたけれども。 昨年の議会で私は教育課程の見直しをして、中学3年生あたりになったら、子どもたちが観光客とかいろんな方たちに、観光資源のガイドができるようになるといいね、というようなことをお話したことがあったんですけども、まだ、今6月で始まったばかりではありますが、何か学園でのふるさと教育について、これまでと違うような何か取り組みがあれば教えてください。
議 長	教育長
教 育 長	ありがとうございます。 東峰学園では、さまざまな特色ある教育活動を行っておりますし、教育委員会としましても、そういった教育活動を支えるために、まず、大きな教育施策を示しまして、東峰学園と一緒に特色ある活動を作り上げようとしております。 その中で、ふるさと教育と話がございました。現在行われておりますふるさと教育ですけども、今ですね、地域の人材であるとか自然、歴史、そういったヒト・モノ・コトを積極的に活用して行っております。 例えば小学部であれば、宝珠山地区や小石原地区の文化や歴史を調べて発表したり、地域の方を迎えて学校での米作りを行ったりもしております。 中学部では、小石原焼の陶芸体験をしたり、棚田を支える人々の仕事を通じて、村の自然環境のすばらしさを学んだりしております。 こういった活動を通して、ふるさと東峰村の良さを子どもたちが学んでおりますけども、こういった活動をより体系的に、継続的に行えるようにということで、今、東峰学園が取り組んでいるのが、1年生から9年生までを繋ぐ、学びを繋ぐカリキュラムとして「ふるさと東峰学」と題して、教育活動の一層の充実を図っております。以上です。
議 長	6 番 佐々木孝議員
6 番	「ふるさと東峰学」、しっかり充実した学習内容にさせていただいてですね、村を愛する若者がますます育っていくことを期待しております。

	地域のいろんな昔の話等々、詳しい方もまだまだおられますので、ぜひ、そういう方たちとともに学習をしていただければと思っています。 併せて、学校教育だけでなく社会教育も大切だと思います。先ほどの3つの柱の中に社会教育を入れていただいておりますけれども、今、公民館長を中心に、いろんな工夫をして公民館活動、事業を行っておりますけれども、社会教育、しいて言えば生涯学習を充実していくことが、やっぱり大切なだと私も思っております。 就任されてまだ間がないので、十分にまだまだ把握されていないところがあるかと思いますが、社会教育のさらなる充実のために、教育長がぜひこれは取り組んでみたいというようなことがあれば、お話しください。
議 長	教育長
教 育 長	ありがとうございます。 社会教育・生涯学習の充実につきましては、学校教育・家庭教育を含めた形で、両輪として進めていく、非常に大切な教育の一環だと私は思っております。 そういった意味で、社会教育・生涯教育の推進につきましては、先ほど所信でも述べさせていただきましたように、持続可能な東峰村をつくり上げていくためには、子どもたちの教育のみならずすべての村民の皆様が、一生を通じて学び続けることのできる学習と集いの場の整備が必要であると考えております。 まずは、就任したばかりということが言い訳にはなりませんけれども、令和7年度の教育委員会施策の成果と課題を踏まえまして、社会教育に関わる皆様の多様なニーズの把握に努め、令和8年度の社会教育施策を具現化していきたいと思っております。 具体的には、第1に、公民館つながり塾や1館1運動を中心とした学びと地域コミュニティの活性化づくりです。 第2に、ジュニア未来塾やスポーツ、レクリエーションを通じた青少年の健全育成と健康づくり。 第3に、人権意識の向上や文化財等の村の宝を守り育む心豊かな村づくりです。 これらの視点に立って、充実を図っていきたいと考えております。以上です。
議 長	6 番 佐々木孝議員
6 番	具体的なところの社会教育事業等々についてはですね、公民館長ともまた話をしていく必要があらうかと思っておりますけども。 学びを充実させていくためには図書館、うちは図書コーナーではありますけども、そのやっぱりさらなる充実が一つは大事だろうというふうにも思うところですけども。 教育長は社会教育主事として社会教育にも従事されていた時期がありますので、その経験を活かして、村の社会教育・生涯学習のほうに力をしっかり入れていただければと期待しております。また、詳しいことと言いますか、慣れた頃に、また違う形でご質問をさせていただきます。 次の質問に移ります。 最近ニュースで教職員の性犯罪に関する報道がありました。昔は考えられないような事案が発生しており、信じがたい犯罪などが出ています。東峰学園では、そのような事件は起きないと信じてはいますが、若い先生方も多くなりました。若いうちにしっかり研修して、このような事件に巻き込まれないようにしてほしいと思うところですけども、何か不祥事事件が起きたときにはですね、必ず県とか、いろんな形で研修を組まれていると思いますけれども、現在どのような研修がなされているのか教えてください。
議 長	教育長

教 育 長	私も3月までは学校長として勤めておりましたので、議員がおっしゃるように、非常に不祥事防止については、神経をとがらせていた毎日が続いていたというのが実情です。 そういった状況の中にありながらも、やはり多くの教職員は、日々子どもたちと向き合って、真摯に教育活動を進めているということは、私も自信を持って言えますし、ほんの一部の教職員のためにですね、今働いているすべての教職員が、地位が脅かされるというのは、非常に残念に思っています。 それでは、答弁をさせていただきます。 教職員による不祥事は、公教育に対する信頼を根底から失墜させる極めて深刻な問題であると重く受け止めております。特に、児童生徒に対する性暴力等の事案につきましては、子どもの教育に携わる者として、絶対に許されるものではありません。私も同じく教壇に立ってきた者としては、決して許しがたいものだと思います。 不祥事の防止の対策につきましては、かねてから福岡県教育委員会を通じまして、繰り返し綱紀の厳正な保持、服務規律の確保について、指導がなされてきました。 東峰学園におきましても、県教育委員会の指示や指針に基づき、継続的な指導や研修が実施されております。 具体的には、実際の報道記事や県教育委員会が作成した研修資料を教材として扱い、教職員一人一人が不祥事を自分事として捉え、自らの行動を客観的に振り返る研修を実施しております。 また、校長による一人一人への職員面談の中で、不祥事防止のためのチェックリストに基づき、わいせつ行為の防止や飲酒運転の撲滅などについて語りかけたり、毎月の職員会議、毎週ある週礼の中でも管理職から、必ず不祥事防止についての指導・啓発が行われております。 そういった中で、職員は自分の行動に不適切な点はないか、それから、自分の行動がそういった疑念を招かないか、などの振り返りを行っております。 教育委員会といたしましても、不祥事はどこでも起こり得るという強い危機感を学校と共有して、さらに不祥事を絶対に起こさせないという確固たる覚悟のもと、すべての児童生徒が安心して学べる環境維持に全力を尽くしてもらいたいと考えております。以上です。
議 長	6 番 佐々木孝議員
6 番	以前はですね、学校行事など、先生たちも自由にと言ったらおかしいですけど、子どもたちの写真を撮っていました。そして、それを学級通信や管理職であれば学校通信等々で使ったりしておったんですが、最近はそのようなこともはばかれるようになって、許可が要るようになってきたということですね、大変やりづらい面も学校ではあるんじゃないかというふうに思いますが。 ある学校ではですね、体育の時間に、「先生が私のことをじっと見てた」という女の子の一言で、学校中の大きな問題になったというふうなことも聞いたことがあります。 具体的な現場検証等もですね、あったみたいですけども、ちょっとしたことで誤解を受けるということで、先生方もやりにくい時代になったなというのを、そのときに感じたんですけど。これは、もう数年前の話ではありますけどですね。 本村のことではありませんが、どこでもやっぱり、教育長言われたように起こり得ることだと思いますので、若い先生方には、やっぱりいろんな意味で研修していただいて、今、教育長言われたような自覚をですね、しっかり持っていただくということをお願いしたいと思いますし、日々から研修をはじめいろんな形での声かけ等々しながら、少なくとも東峰学園では、そういう不祥事というか、事案が起きないように心

	がけていただければと思っております。 最後の質問になります。 東峰学園になる前に小石原小学校では山村留学を実施しておりました。小学校が1つになるときに、止めたのではなかったかなと私は記憶しておりますけども。 村長が提唱している子育て世代の移住・定住を促進する一つの方法としては、山村留学をうまく取り入れれば解決の方策になるのではないかなというふうに、私は思うことがあります。村長いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	今、議員さん申されたとおり、旧小石原小学校ではですね、山村留学を行われていた。これはもう皆さんご存じのことだと思っております。小石原小学校の複式学級を防止するための取り組みというふうに理解しているところでございます。 ただ、そもそもからいくと、里親さんから山留センターになって、そういった経緯の中で、自分としての山村留学、今、複式学級の阻止、ならないことが総合計画の一番のメインの目標だというふうに申し上げておりますので、山村留学そのもの、子どもたちをどうにか東峰村に住んでいただいて、学校に通ってもらう。これについては、自分としても何とか、どうか方法がないかなというふうに思っているところでございます。 その内の一つとして、ファミリー山村留学という言葉を最初から言ってた分がございいます。 子どもたちだけが山村留学に来ることにおけるさまざまな点がですね、これまで小石原小学校で山村留学を行っていた中で顕在化する。その中で、やっぱり里親さんの負担等が増える。学校等の負担も増える。そういった中で、最終的には東峰学園という小中一貫校、学校の統合という形で複式学級が解消された。それで山村留学も役目が終わったということで終了した。 この中でもですね、今、0歳、今年生まれる子どもが非常に少ないという現実の中で、1年2年でどうじゃなくて、4年後、5年後をちゃんと見据えて、どういう形で移住・定住対策を取っていくか、これを今、村の中でもですね、しっかり考えているところでございます。 一つあったのが、子どものころ、都会の子どもたちを保育園のころからでも保育園留学という形で2週間ぐらい家族とともに滞在してもらって、村の小学校にそのときに交流をして、そちらのほうに行く魅力づくり、また、小学校においても、教育委員会の中でもオープンキャンパスをしてみたらという分もあっております。体験入学みたいなものを東峰学園で行う。これについてもですね、一つの考え方であるな。 これについては、まだ実施とかいう部分について、具体的な話ができていないわけではございませんが、一つの良い考え方ではないかなと思っている部分もございいます。 先ほどの縷々申し上げた山村留学、子どもたちが山村留学するという課題の一つの解決策として、やはり家族連れで子どもが小さいときに、東峰村で子どもを学ばせたいという方の掘り起こしとかいうか、そういう形を、先ほどの保育所時代、また体験入学等で行っていきながら、子どもたちを東峰村で学ばせたい、この学校ならうちの子も子どもたちがすくすく育つのではないかなという部分の中で、やっぱりじゃあ、自分たちも一緒に東峰村に住んでみようかという流れをですね、作る、その部分で今後取り組んでいけたらなというふうに思っているところでございます。 まだ具体的にいつから、どういうふうに取り組むという形ではございませんが、構想としてはあるということで、お知りおきいただきたいなと思っております。以上です。
議 長	6 番 佐々木孝議員

6 番	ファミリー山村留学、とても良いアイデアだろうと思います。 ただ、家族で来たときに、住むところがなければ何なりませんので、その辺りの手当もですね、しっかり早急にやっていただいて、こういったのは、良いことはどんどん率先してですね、やっていただければと思うし、共にやっていきたいと思います。 現在、阿波公民館長さんたちは、当時小石原の山村留学に関わっておられましたし、まだそういう経験者がいますので、村独自の山村留学も考えられるのではないかなと思いますので、ぜひ、早々にですね、考えてもいいのではないかと、一つは思っているところはあります。 教育の立場から、教育長はこの件については、どのようにお考えでしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	議員が先ほどご提案いただきました山村留学ですけれども、教育行政の立場から申し上げますと、大変東峰学園の特色ある教育活動を広く発信して、そこ魅力を持っていた方に移り住んでいただくというのは、非常に素敵なことというか、前向きなことですばらしいなと私も考えております。 議員も先ほどおっしゃいましたけれども、旧小石原小時代に5年間ほど実施されたということを聞いております。ここでは当時留学生が生活する留学センターが設置され、子どもたちの身边のお世話をしてくださる寮母さん、運営スタッフ、そして、何より地域の方々の多大なる協力の確保によって、運用がなされたというようにも伺っておるところでございます。 山村留学、このときのようなシステムで行おうとするときに、やはり現在ですね、受け入れ家庭や里親、スタッフの高齢化に伴う人手不足、それから、地域を取り巻く人的・物的環境が大きく変わってきているかなと思います。 併せまして、やはり東峰学園の教職員の負担等も考えあわせますと、すぐにというふうには考えにくいところでございます。 ただ、村長も今言われましたけれども、オープンキャンパス、そういった体験型とかいうのであればですね、何か一つ道筋が開けていくのかなというふうに考えたところでございます。以上です。
議 長	6 番 佐々木孝議員
6 番	ありがとうございます。 前向きに考えていくということですね、捉えていただければと思います。 私は、以前考えた一つは、おじいちゃん、おばあちゃんの家に住んで、東峰学園に通うというような留学のあり方も、一つの方法としてあるのかなと思ったんですが、なかなか現実には厳しいところもあるんじゃないかと思います。 この山村留学のメリットあるいはデメリットは、私もかなりの部分分かっているつもりでありますけれども、何もしないではですね、この村の発展もありませんので、一つの提案として、今日は提案をしてみました。 梶原教育長の抱負、お気持ちも十分理解したような気がします。教育長を中心に教育委員会あるいは教育課が一枚岩になってですね、教育行政を進めていただければと思います。期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。
休 憩	
議 長	10時25分まで休憩します。 (10時13分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (10時25分)

議 長	8 番 大蔵久徳議員の質問を認めます。 8 番 大蔵久徳議員
8 番	今回は大きく 4 つの項目について質問したいと思いますが、先日同僚議員が同じ質問をしております、重複しますので、なるべく重なったような質問はしないと思いますけれども、通告の時間よりももしかしたら短くなるかもしれません。よろしくお願いします。 それでは、まず、BRT 3 駅の整備について質問いたします。 まず、宝珠山駅について質問いたします。 今、宝珠山駅にはカフェと子どもの遊び場ですか、キッズルームが完成しておりますけれども、なかなかあそこに行ってもですね、営業しているときがない。 見に行くと、あそこを書いてあるのが、土日祝日の営業、それも 11 時から 15 時と書いておりました。でも、その時間に行ってもなんか閉まっているような感じがします。村民からもそういった意見を聞きます。 なんでこんなふうに営業時間が短いのか、お聞きします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	お答えいたします。 宝珠山駅のカフェ等につきましては、指定管理者である合同会社テシゴトが運営をしております。現在、営業日は、議員おっしゃったとおり、土曜日、日曜日それから祝日の午前 11 時から午後 3 時まで営業をしているところでございます。また、営業日以外の利用につきましては、事前予約制によりまして対応できるというふうに聞いているところでございます。 運営につきましては、指定管理者が利用状況等を踏まえながら、営業日や営業時間の調整を行っており、現在はスタッフの方の体調不良により、週末を中心とした営業となっているとの報告を受けているところでございます。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	こういった店ができてですね、メディアも来て、大きく取り上げられて。村民の期待は非常に大きかったと思うんですね。 そういった中で、最初から土日祝日の営業とかですね、ちょっと考えられないと思うわけでございます。 そして、この契約時点では営業日数とか、そういった何日以上開けてくださいとか、そういった内容はなかったのか、お聞きします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	指定管理協定の締結時のですね、営業内容でございますが、休館日は、当初、毎週水曜日、それからお盆の 8 月 13 日から 15 日、それから年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日、営業時間につきましては、11 時から 21 時となっております。以上でございます。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	契約とずいぶん違う営業実態かなと思いますけれども。 体調が悪い、なんかそういったことを言ってますけれども、いつもで待つんですね。通常営業を始めるのに、何カ月かの猶予があるのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	宝珠山駅については、指定管理ということでご存じだと思っております。契約ではなくて協定という形で結ばせていただいております。 一応指定管理者のほうにおいては、やはり予定通りの営業を行いたいという意向はあるんですけど、やっぱりさまざまな諸事情で、現在のところは土日祝日の営業を行っているというところでございます。

		村としても、営業日については、随時打ち合わせ等を行っていきながらですね、状況の把握に努めているところではございますが、やはり指定管理者側がですね、そういった形で営業を行うことに対して、ペナルティとか、そういった部分については、指定管理としては想定はしておりません。それについては随時、また今後も協議を行っていくという形になります。 やっぱり先ほど議員さん言われたとおり、利用したいなという方が「あれっ、閉まっているじゃないの」という部分、これについては、インスタグラム等のSNSで、しつかり営業日についての広報はしているところではございますけど、なかなか伝わりにくい部分、営業中については最近お客さんもですね、入ってきている。 それにおいて、また営業日の部分も、また調整、協議に入っていくと思いますが、現状について、この体制で行うことについて、今後いつまでに予定通りの部分にする、そういった見込みというか見通しについては、現在としてはですね、まだ立ってはおりません。以上です。
議 長	8 番	8 番 大蔵久徳議員
		商売をやっておりますと、お客さんは来ないでも店を開けておると、そういったことが常識であろうと思います。向こうが体調が悪いとか、そういったことなら仕方ありませんけれども、今後役場のほうと密に連携取りながらですね、通常営業ができるように、よろしくご指導お願いしたいと思います。 続いて、大行司駅について質問いたします。 大行司駅の整備、階段の整備とエスカレーターですか、あれは終わっておりますけれども、ワークショップがいろいろあったときにですね、地元の人から要望があったのは、大行司駅への進入路、それとトイレ等々があったと思いますけれども、村としてそういったことを、拡幅とトイレ設置は行うのか、お聞きします。
議 長	村 長	村長
		当該路線等の話については、過去にもご質問いただいたところではございます。 基本構想、基本計画、このときに進入路が狭いというお声はですね、あった。それは把握はしておりますが、実際に、じゃあ拡幅の必要があるのかという部分については、前回のやり取りの中でもお答えをさせていただいたところではございますが、危険性や事故等の話もないという部分の中で、拡幅する必要性としては、村としては、現状のところでは、考えていないという回答をしたところでありまして、今もその考えについては変わっておりません。 また、トイレ整備につきましては、大行司の整備の中でトイレが一応絵の中には入っております。 実際にトイレの設置については、村の中での考えである地域公共交通の拠点としての整備、事務機能を持つ、そういった部分の整備に合わせてトイレのほうも設置は、トイレについてはですね、設置を考えているところではございます。 ただ、規模については、皆さんの計画のときに、やっぱり男女別がいいとか多目的トイレがいいとか、結構計画の中で詰め込んだ部分が図面として非常に大きなものをお示しした中でですね、やっぱり必要最小限でいいのではないかというご意見もあった。こういった部分を踏まえて、そこまで場所的にもそんなに大きいものはできませんので、そういった部分については、規模感も含めて整備については、今後の駅舎のですね、活用の目途に向けて、整備についても考えていきたいというふうに思っているところです。以上です。
議 長	8 番	8 番 大蔵久徳議員
		トイレはできるということで、ありがたく思います。 宝珠山駅、岩屋駅を見ると、非常にきれいなトイレが設置されており、すばらしい

	など思っておりました。大行司だけ置いて行かれるような感じでありましたけれども、早めの設置をお願いします。 それと進入路の件ですけれども、村長自身はあんまり危険性を感じないと思っているようでございますけれども、あそこの出口ですね、あそこの出口は、私ちょっとカーブでですね、たまたま事故が起こってないかもしれませんが、非常に危険なところだと思っております。もし再考できるならですね、そこ辺を考えていただいて、拡幅に努めていただきたいと思いますと思いますが、改めて答弁をお願いします。
議 長	村長
村 長	出入り口の危険性と拡幅の分が、自分としては繋がらないんですけど。 駅のほうから出て国道に出るときに、やっぱりちょっとカーブしているとか、右側の見通しが非常に悪いとか、そういう部分を言われているのであれば、やっぱり相手方のあることでございますので、慎重に検討しなければまいります。 すみません、即答はできませんけど、現地も自分も分かってはおります。ただ、その部分についての必要性については、自分としては、そこまではないのかなというふうに感じているところでございます。以上です。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	拡幅、入口のところが広くなれば見通しが良くなるわけでございますね。そういったことで、そこ辺を検討いただきたいと思います。 続けて質問を移ります。 先ほども言いましたけれども、大行司駅に設置されました車椅子の昇降機ですね、この頃東峰テレビでも流れておりまして、使用の方法について、15日の配布資料にもこれが入ってございました。 それで、初めて私は6月15日からの営業と聞きましたけれども、何でこれだけ営業が遅れたのか、お聞きします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	昇降機につきましては、3月末に階段それから昇降機の竣工検査を実施いたしましたが、昇降機の電源が入らないという、そのときにですね、不具合が発生をいたしました。 その原因について調査をしましたところ、検査の数日前に、落雷により電気系統が故障したということが判明しまして、そこからその修理に約1カ月間を要したところでございます。 また、村の再検査の前に、昇降機の動作確認を行いましたところ、階段上部、カーブ付近におきまして、昇降機の盤面と階段中央部約5段の一部がですね、接触する不具合が発見をされたことから、階段の接触する部分の手直しを行い、6月の上旬に再検査、それから、動作確認において不具合が解消されたことからですね、運行開始が6月15日となったものでございます。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	落雷で電気がやられる、そして、工事が終わったばかりで不具合が発生する。非常に残念なことでございます。 また、こういったこともあれば、また工事費がかさむのかなと思っておりますけれども、できてしまってからですね、これからどういふこともできませんけれども、なるべくお金がかからないように、できればいいかなと思っております。 それとですね、この昇降機、階段は県の条例によってバリアフリー化をしたわけでございますけれども、この営業時間帯、8時半から5時とか事前に予約しなければいけない。そして、土日祝日は営業しない。こういったことで県のほうとして、こういったやり方を許すのか、そのあたりは県と話はしているのか、お聞きします。

議 長	村長
村 長	県の福祉のまちづくり条例の中での要件として、整備をすることという要件の中で整備を行った部分でございます。営業時間等については、その条例等でも要件としてはなっておりません。 ただ、こういう報告はしておりますが、それで、県のほうも何も言っておりませんので、確認は取れた。ただ、文書等で制約を取ったというわけではございませんが、今の形で達成をしているという認識でございます。以上です。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	事前に予約をしなくちゃいけないとか営業時間が少ないとか、こういったことで利用する方がいらっしゃるのかなと思っております。 これ造るときから私たちは、これは必要ないかと、誰も使う人、使うことがないんじゃないかと言っておりましたが、まさしくこういった運行の仕方じゃ少ないのかなと思っておりますが。 その中で取えて聞きますが、この事前というのはどのくらい前まで、直前でも大丈夫なのか、それとも何週間か前とか、そういうふうな時間があるんでしょうか。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	事前というのはですね、BRTをご利用になる方がお使いになるというふうにご考えておりますので、BRTを利用される時刻前であればですね、職員のほうでサポートは対応させていただきたいと思いますが、チラシのほうにも書いてありますとおりですね、昇降機を使った場合片道7分ほどかかりますので、その時間がかかるということをお前提にですね、村のほうにお申し込みいただければと思っております。以上です。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	車椅子を使ってなくても足腰の弱い方、そういった方がご利用いただけるように、役場で車椅子を用意して上るようなことも話してたようですけども、そのことはやるんでしょうか、お聞きします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	足の悪い方につきましては、乗るときに村のほうで車椅子をご準備いたします。 ですので、車椅子に乗っていただいて、それから昇降機で上に上がってもらうという対応を、村のほうで取らせていただきたいと思いますと考えております。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	きれいな階段ができて、きれいな乗り物でございますので、せっかくできたので利用ができるように、もっと使いやすいようにですね、考えていただきたいと思います。 続いて、岩屋駅のことについて質問いたします。 先日も同僚議員がアロマ事業について質問をしておりました。私は短く聞きます。このアロマ事業に将来性はあるのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	すみません、短く質問をいただきましたので、できるだけ短く答弁と思っておりますが。 昨日の樋口議員の一般質問の際もお答えしたとおりでございます。 収支については、1年目ということで、人件費が出ないという、あれは事実としてそのくらいを見込んでおりますが、最終的にはさまざまな地域との関わりや体験型のツーリズムの展開など収益を上げるための取り組みを行う。その中で、観光客等の取り組みやそういった部分も踏まえて販売戦略等を整理して、しっかり進んでいくという形で、将来性においては、村としては十分にあるというふうには思っております。 ただ、数字を示せと言わせると、今の時点で示せる数字としては、ちょっと手持ちがございませんということになります。

議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	昨日の同僚議員の質問のときにもありましたけども、あまり収益性を求めている。それ以上に地域振興とかいろいろあがってございましたけれども、わたしですね、こういったことを継続していくためにはですね、やっぱり収益性を追い求めていかなければならない部分があると思います。 いつか収益性がない、赤字ばかり続くということになれば閉鎖せざるを得ないようになりますので、ぜひともですね、収益性もしっかり考えていただいて、そして村の観光の資源とかですね、イメージアップとか、また、そこに仕事が増えるとか、そういったことができるようにですね、工夫をしていただきたいと思いますがいかががでしょうか。
議 長	村長
村 長	言われるとおりだと思っておりますので、しっかりその辺りについても、そこ自体での収益はもちろんでございますけど、そこで波及する村内における波及効果ですね、そういった部分もしっかり加味しながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	収益性について考えると、やはり行政は専門外と思うわけですね。地域おこしの方が入っても、やはり専門外の部分もありますので、その辺は十分に勉強していただいてですね、収益性を求めていっていただきたいと思います。 これでBRT3駅のことについての質問は終わります。 続いて、のる一について質問いたします。 これも前日ですね、同僚議員が質問しておりまして、なかなか重ならないように質問したいと思うわけでございますけれども。 この電気自動車が故障がちであるということを聞いておりますけれども、この電気自動車を使ったですね、安全運行ができるのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	電気自動車、EVのワゴン車については、安全性、安全運行については、現状のところ、警告灯の点灯という部分はございましたが、問題はないところではございます。 ただ、昨日来のやり取りの中で、スライドドアの電動のドアが途中で止まるとかステップが出てこないとか、そういった部分、利便性におけるエラーが非常に多いということで、これについては、しっかり業者のほうとですね、解決をしていくべきものというふうに思っております。 それを踏まえた中で、今後の対応については、しっかり事業者のほうとですね、進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	昨日同僚議員の質問の中でもありましたけれども、その事業者が来てから原因が分かるみたいなことがありました。その故障の原因が分からんまま運行していいのか、その辺り私は非常におかしいと思うんですけども。 やはり初めて事業者が来て、これは安全運行に支障がございませんということがない限り、運転したら、運営したいかんと思うわけでございますけれども、いかががでしょうか。
議 長	村長
村 長	繰り返しにはなりますが、走行の性能においての不具合はないということで、事業所のほうと打ち合わせをしながらですね、現状のところでは運行はしていただいているというところでございます。今月中には業者のほうがまいりますので、しっかり原因等ですね、調査を行いたいというふうに思っております。以上です。

議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	例えば大手の交通機関、西鉄とかですね、ああいったところが、扉が開いたとか、そういったことがあったら原因が分かるまで運行はしないと思いますが、そこ辺はですね、今、村長が業者と話し合って、それからやるということでございますけれども。 私は、心配してるのは、予測不能な事故がないか。大きな事故が起きた場合、運転手、乗客にけががあった場合、取り返しのつかない自体になると思うんですよ。 だからこういった、お客さんにお金を貰う、そういった仕事をするのに、故障車とかですね、ちょっと私は考えにくいと思うんですよ。もう一度ですね、運行を別の車に変えるとか、そういったことも考える必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	今、EVが2台ございます。1台のほうですね、ちょっと警告灯の点灯等があった、原因が不明ということで、今運行はしておりません。1台の分をですね、2社で交互で使っているという状況でございます。 走行中に扉が開いたとかいう事例は、ないというふうに伺っております。 ただ、じゃあ起きるんじゃないかという想定も、これは、どういう想定でそういうことを協議するのか、車って、絶対安全な車というのはありません。その部分を突き詰めると、ほんと水掛け論になってしまいます。 現状のところ車の性能としては動いているという部分で、ドアの開閉、それもちょうと業者にとってはすごくストレスのある部分というふうに伺っておりますが、その部分を踏まえた中で運行をしていただいているということで、村としては判断をしているというところでございます。 ちょっとこれ以上の答えは出ませんが、よろしくお願いします。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	水掛け論みたいになっておりますけれども、本当に運転手と乗客の安全だけを最優先にしてですね、営業を続けていただきたいと思います。 それでは、次の質問に行きます。 のる一とが始まってどれくらいですかね、経ちますけれども、利用実績はですね、上向いているのか、お聞きします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	のる一の実績でございますが、村内便における乗車数は、令和6年度の3,218人から令和7年度は3,692人と474人増えております。 また、西鉄バス廃線のため開始いたしました杷木方面の定時定路線便においては、令和6年度は、10月から朝・夜便のみの運行のため、現時点で年間実績の比較はできませんが、令和6年度の利用者数は170人でございます。 令和7年度から朝・夜便に加え日中便の運行を始めましたので、利用者は2,501人となっております。以上です。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	ずいぶん値段が安いのでね、もうちょっと増えるのかなと思っておりましてけれども、人口が少ないからこれで仕方がないのかもしれないかもしれませんけれども。 例えば、運行時間をもうちょっと遅くするとか、そういったことになると思うんですけど、うきはのほうを見てみると、7時までですかね、営業が。そういったことまでできないのか、ちょっとお聞きします。
議 長	村長
村 長	台数の運行次第というところで、自分の思いとしては、今、杷木便をずっと定時定

	路線で動かしております。 これを乗り換え方式に、例えばすることで、3台、例えば4台を有効に使う、その中でコアタイムとずらした時間を有効に使うことで、ちょっと時間を延ばすことはできるんじゃないかなというふうには思っております。 事業所様との打ち合わせ、今後の方式、その部分においての、やっぱり経費の算定等も行わなければなりません、それについては、やはり住民の皆様のニーズというものを把握したうえで、検討、判断をさせていただきたいと思っております。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	ぜひとも善処していただきたいと思っております。 次の質問に行きます。 次は、職員の不祥事について質問いたします。 全協でもですね、説明を受けておりますけれども、ふるさと納税でですね、職員のミスがあったようでございます。去年もですね、職員のミスについて、どういった対処するのかみたいなことを質問したことがあります。 また、今回こういったことになりましたけれども、この繰り返す職員の不祥事の原因は何か、お聞きします。
議 長	村長
村 長	この度ですね、ふるさと納税における人為的なミスがあったこと、最初の開会のときにも申しましたが、大変これについては、対象者の方も非常に多い、自治体にもご迷惑をかけるということで、非常に大変申し訳ないというふうに思っているところでございます。 昨年、一昨年とですね、不祥事、不適切な事務等において懲戒処分等を行った。これについて、その後の事務処理の適正化を図るために工程表の強化、またチェック機能の強化のためのチェックリストを作る。また、事業見直しや事業効率化等に取り組むという形で、実際に取り組んでおります。 ただ、その中でも今回の事案が発生したということで、これまでの取り組みが本当に効果があったのか、一定の効果はあったというふうに思っております。 ただ、その中でも実際にどういう形でこの事例が起きたのか、これは先日来からの全員協議会等でも時系列等についてはですね、ご説明をしたところではございますが。原因としては、やはり職員が一つ一つの業務についてのスケジュール管理、これが本人任せになっている部分がまだ少し、まだあったというふうに感じておるところでございます。 工程表における管理は行っておりましたが、じゃあ何月何日までにこの処理をしなければいけない、その処理をしたのかという確認はしたけど、やっぱりちゃんとできたのかというフォローアップをしていなかった。こういった部分について、ほんと課題として捉えておりますので、そういった部分も今後についてはしっかり確認できるような方策をですね、職員の負担にならないようにという見方はあるんですけど、やっぱり住民の皆様にご迷惑をかけるというのは、絶対あってはいけないということで、職員としても実際に、最初の段取りをしっかりやることですね、それをやった中で確認をしていく、こういった取り組みを必要というふうには思っているところでございますが、原因としてはそういった部分で、今のところは分析と申しますか、把握をしているところでございます。以上です。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	さっき言いましたけど、去年も質問したと。不祥事の原因、チェック方法と、またスキルアップについても質問しました。そういったことが生かされてないのかなと、まだ思っております。

	今は善後策を講じている段階だと思いますので、こういったことは、また全協で話すことになっておりますので、ここで深くは話はしませんけれども、ぜひともですね、村民の期待を裏切らないように、そういった方法を見つけてですね、本当にふるさと納税が減ってしまえばですね、悲しいことでございますので、村にとって大きな痛手でございますので、しっかりとした処理を取っていただきたいと思います。 続いて、次の質問に移ります。 これは、1月に亡くなった方にですね、特定健診の受診券がですね、5月に届いたということがございました。遺族の方はですね、深い悲しみからようやく立ち直りかけたときに、そういった通知が届いております。そういったことでですね、ひどい憤りを感じたようでございます。 どうしてですね、1月から5月、タイムラグじゃ済まない部分だと思うんですけども、どうしてこういった事例が発生したのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	議員さんが申されました、このたび本村が実施しております国民健康保険の被保険者の方に対します特定健診健康診査事業において、先ほど申されました国民健康保険の資格を喪失していた村民の方に対しまして、今年度の検査受診券が誤って送付されたという部分でございます。 この件については、受診券の発送作業を行うときにおいて、通常であれば国民健康保険団体連合会という組織があって、そちらのほうと共有しておりますデータに基づいて、紐付けてですね、リストを送っていただいて、それに基づいてご案内をするところでございます。 これについては、本リストについては、通常であれば喪失等の資格データは、随時反映されるシステムになってはいるんですけど、その1件だけ不能データが反映されてなかったというのが原因、その原因が、国保連合会のほうにも確認を取っておりますけど、システム上の原因なのかヒューマンエラーなのかというのは確認が取れておりません。 ただ、村としても、やっぱり送られてきたデータが正しいという思い込みの中で、その部分のチェックをですね、一応二重に健康診断の案内が来たときに、ちょっと苦情がある方とかですね、そういった部分については、除外をしてたというふうには聞いているんですけど、そういった思い込みの中で、データが正しいという中で、その部分については、1名の方ではございますけど、ちょっとチェックがされずにですね、送られてしまったという経緯になっているところでございます。 ご自宅を訪問し、今、お詫び等や再発防止についてお伝えさせていただいたところでございますが、ご本人さんのお気持ちも十分感じております。亡くなられている中で、何で来るとというのがですね、その分についてはしっかり住民福祉課のほうでも、これは反省というか、しつかりチェック体制をですね、そういった部分もあり得るところが、想定外ではない、想定でもあるのかなというふうには思っているところあります。 ただ、国保連合会のほうともしっかり連携を取りながら、そういったことの事例のですね、発生がないようなことについては、しっかり強化を図ってまいりたいというふうに思っているところであります。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	遺族の方とお話し合いができたようでございますけれども、遺族の方は納得されておるのでしょうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	遺族の方と、担当とご自宅のほうに2回ほど訪問させていただきまして、1回目は

	お怒りの気持ちを、そこでしっかりと正直に伝えていただき、こちらとしても再発防止に努めていきたいということをお伝えしました。 そのときにきちんと、どうしてこういったことが起こったのかという経緯とかですね、今後の対策について文面にまとめてほしいというようなご指示、ご希望をされましたので、きちっと持ち帰りまして、課内の中で経緯等もう1回整理しまして、お詫びの気持ちと合わせて、こういったことで再発防止に努めていきますということを、文面を持って、またご家族のほうにそれをお伝えしまして、その場では「分かりました」ということでおっしゃっていただきました。 その後、再びそのことでお問い合わせであったりといったことは、今のところいただいておりますので、また、何か改めて思われるところがあったら、こちらもしつかり対処はしていきたいと考えておるところでございます。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	遺族の方がですね、それ以上何も言わないで、納得していただけるのですね、それでいいかなと思いますけれども。 ぜひともこういったことが二度と起こらないように、遺族の気持ちを逆なでするようなことがないように、よろしくお願いします。 それと、これをですね、全協でも説明してよかったんじゃないかなと思うんですけど、なぜ、説明がなかったのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	この案件については、報告を受けたときに、まだ原因が全く分かっていなかったという部分でございます。 件数が1件であって、これをことさら表に出すと、その方が特定されてしまうとかですね、そういった部分もございましたので、報告としてはですね、今度広報を使って、こういうことがありましたという部分については、出すということにしておりますので、発覚というか、分かってからまだ日にちのほうで十分調査ができてなかったもので、先日の全協の中では、ご報告はしていなかったということでございます。以上です。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	住民福祉課でですね、立て続けに去年からミスが続いておりました。そういったことで、全協で話さなかったのかと思いましたけれども、そうじゃないようですので安心しておりますけれども。 やはりミスがあった場合は、速やかに全協なり常任委員会にですね、伝えていただきたいと思います。 続けて、次の質問に行きます。 基幹産業の振興について、お聞きします。まず、農業振興について質問いたします。 農業振興、また米作についてはですね、以前も一般質問を出したり、また提案もしてきましたけれども、村長の答弁がですね、私の納得いくような答弁じゃなかったように思います。それで、今回も質問を出すわけでございますけれども。 農業振興についてですね、新たな振興策はあるのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	納得できないという部分が、どこの部分が納得できないか、私にもちょっと到底理解できませんが。 東峰村農林業振興に関わる農業関係、また農林業者が一体となり、長期的かつ総合的な村の農林業振興を図ることを目的とする東峰村農林業振興協議会の下部組織として、米作については、昨年来から経済常任委員会の皆様もですね、一緒に話し合っていたいただいて、うまい米作りという提案をいただいて、それに取り組んでいるとこ

		ろでございます。 第3期東峰村総合計画においても、持続可能な農業体制の確率という観点で、うまい米作りがですね、生産振興として追記をされております。 6年度に食味分析計を購入し、7年度にうまい米コンクールを行いました。 それを受けて、また8年度もおいしいお米をどう作るか、その分の取り組みに力を入れているというところでございます。 農業振興、米作りについての取り組みは、これは継続中でございますが、今後展開が期待されるものというふうに思っております。 担い手の部分については、昨日来他の議員さんとのやり取りを行っております。この分については、特に組織づくり、その農地とそれを作付けをする方、受委託等ですね、関りをしっかりシステム化、見える化をしていく、この取り組みしかないのではないかなというふうに、自分としては思っているところでございますが、さまざまなご意見をいただきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	8 番	8 番 大蔵久徳議員 米価がですね、生産者米価が去年は非常に高騰しました。しかし、今年の米価は大きく下落するんじゃないかなと言われてますね。 そして、片一方で飼料代、肥料代、それは高騰するんだらうと。そういったことになると、ほぼ収益がなくなると、そういったところもあるんじゃないかなと思います。 そういった中で、離農する方が増えればですね、また振興にならないと思うわけで、思い切った振興策を村長にはお願いしたかったわけでございますけれども。 そういったことが、今のところ考えてないようでございますけれども、ぜひとも、私がこの前から言っていたのは、助成をもうちょっと出してくれたらいいかなと思ったことがありましたけれども、今そういったことが考えてないならですね、今後考えていただきたいと思います。 それでは、次の質問に行きます。時間が経ちましたので急ぎます。 窯業の振興について質問いたします。 窯元の方ですね、いろいろお話することがありました。皆さん独自にですね、工夫をしたり販路を見つけているようでございますけれども、いろいろお話を聞くとですね、もっと村のほうが振興策を考えてくれと、そういったことを言われることがあります。何か新しい振興策があるか、お聞きします。
議 長	村 長	村長 窯元さんのご意見とか要望等のお話をいただきました。村のほうが振興策を行ってほしいという分については、どういった部分について行ったのか、これまでトーキコーディネーター事業等行って取り組んだ部分、これが、実際村は一生懸命やったところではございましたが、なかなか身にならなかった。 こういった部分について、窯元さんが自分自身で、どうやって振興していくかという部分について、今度陶器組合の組合長も代わりました。その中で、やっぱりチーム窯元じゃないですけど、窯元が一体としてどうやって進んでいくか、どういうビジョンを持っているか、村にお任せじゃなくて、そういうふうにやっていただきたいというふうに話はしております。 その中で、今、村として行っている部分、今、村旅観光局が発足いたしました。観光客をどう連れて来て、その方々に滞在をしていただいて、当然窯元等も動いていただく、そして、どうお金を落としていただくか、やっぱり地域にお金が落ちる仕組みを作らなければいけないというのが、第一だというふうに思っております。 その中でも、今、米欧豪のインバウンドの方が、結構体験型、ツーリズムの希望で

	日本に來られている。その方については長期的に全国回られて、非常に大きいお金を落とす。そういった方をターゲットにしたツーリズムを窯元のですね、ツーリズムとして商品化をしようという意取り組みを行っております。 また、県の事業にはなりますが、複数の窯元で見学や体験など、観光客の受け入れ環境を整備するオープンファクトリーという事業もですね、今年度取り組むことになっているところでございます。 また併せて、それぞれの窯元の売り上げは、仮に変わらないとしても、それをとほびペイのふるさと納税で振り替えることで、村の財源として確保することができる。それについて窯元の組合等で考える振興策について、村としても応援ができるんじゃないかという話をして、これはもう新しい組合長の下で、今年度重点事業として取り組むという話を伺っております。 そういった形で、やっぱり窯元、極端に言えば、やっぱり個人事業主の集合体ではございますけど、やっぱりブランド化ですね、窯元のブランドを売っていくという部分を、しっかり皆さんが共通の認識を持ったうえで取り組んでいく形、その集合体として伝統産業会館の30周年に向けたリニューアルという部分が、シンボリックとして立ち上がっていくというふうに考えておりますので、伝産館のリニューアルについても、組合の皆さんに対しては、もう30年ありきじゃないというふうには言っております。 窯元の皆さんがしっかり昨年考えて、今年村とどういう形にするのかを考えて、じゃあ、そこで何をやるのかという部分もしっかり踏まえたいですね、取り組んでいくという形にしておるところでございます。 そういった取り組みをしながら、村の基幹産業であります小石原焼、高取焼、窯業の振興は図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。
議 長	8 番 大蔵久徳議員
8 番	とうとうと語っていただきました。期待をします。 ぜひともですね、先ほど言った米作と窯業、基幹産業でございます。これが衰退してしまうと東峰村はなくなってしまう。そういった感じもいたしますのでですね、この2つに対して、特に振興をお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。
休 憩	
議 長	11時20分まで休憩します。 (11時11分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (11時20分)
議 長	4 番 和田将幸議員の質問を認めます。 4 番 和田将幸議員
4 番	私は、大きく分けて4つの質問をさせていただきます。 一つ目の質問ですが、東峰村の農業について質問させていただきます。 東峰村では、米を栽培している方、田んぼをやっている方は、村のいろいろな補助を受けられているのが現状です。 ですが、東峰村に住所がない方は補助が受けられないという現状があります。東峰村で親がお米を作り、子どもと一緒に手伝って、手伝ってというか、親子で米作りをしてたが、親が亡くなり、米作りを受け継いだ後は、農地を荒らしたくはないので、村外に住んでいるが村外から通いながら、農地の名義変更とかはやったが、今までどおり米作をしていますが、今までどおり村内に通って農地を守っている方も多くいます。

		こういう方が村の補助を受けられない現状にあります、村長はこのことについて、考えをお伺いいたします。
議 長	村 長	村長 議員さん申されました村外にお住いの方、相続等ですね、村外在住の方で村の農地を耕作、保全をしていただいている方々には、心より感謝を申し上げるところでございます。 ただ、農業振興に関する補助金については、村に住所を有する者という条件を、これまでですね、付けてまいったところであります。これは、財政を負担していただいている村民の皆様を対象とした制度設計ということとしているためでございます。 しかし、議員ご指摘のように農地を守る、やっぱり耕作を続けていただくという観点から見ると、村外から村に来てご尽力いただいている耕作者の方へも支援の可能性ができるのであれば、村の農業者ではなかなか守ることが難しいという農地の保全へと繋がるのではないかなということでは、提案に基づき検討すべきものかなというふうには思っております。 ただ、一方で、さまざまな要件、先ほど申された、やっぱり親が作ってたものがどうしても作れなくなって、子どもが引き継いで、どうにか農地を守っているという部分と、実際にはほぼほぼないとは思いますが、耕作ができない部分について、外部の全く血縁のない方が耕作をするという部分、そういった部分について、どういう形でその補助制度を組み立てていくのか、この辺りについては、実際には農業をやっている方々は移住してほしいという本音の部分もでございます。 外部から来られている方も、親の家があるのであれば戻ってきてという、これは願いではございますけど、そういった兼ね合いもあって、ちょっと慎重に判断していかなければいけないのかなというふうに、今思っているところでございます。以上です。
議 長	4 番	4 番 和田将幸議員 村長が前向きに考えてもらっていることはありがたいなと思っております。 私が知っている方も昔から顔なじみで、地域の人とも一緒に地域事も入ってもらったりして、東峰村を盛り上げていってしますので、その方が今後子どもが巣立って行った後Uターンとか、そういうので帰って来る可能性もありますので、できる限り村に思いがあるなら、その辺は補助をしていってもらいたいと思っております。 次の質問に入ります。 耕作放棄地について質問させていただきます。 現在、村では、地域計画に基づいて5年後、10年後の担い手や耕作の可能性などを取りまとめているんですが、東峰村の農業は、先日同僚議員も言ってましたが、もう既にがけつぷち、待ったなしの状態にあります。抜本的に考え直す必要があるのではないかなと思っております。 担い手の問題や農地の貸し借りの問題等いろいろな課題がある中、農業からの目線だけでなく、美しい景観を含めた村づくりからの目線も必要だと思います。 耕作放棄地が増えた東峰村を美しい東峰村と言えるのか、一度耕作放棄地が増えると、加速するようにどんどん増えていくんじゃないかという懸念があります。 一言に農地を守る、農業を守ると言ってもいろいろやる必要があります。圃場の貸し借りの問題、圃場の作業性の問題や担い手の問題、昨日も同僚議員言ってましたが、機械の問題、品質の問題、流通価格の問題、その他いろいろな問題が複合的にあります。 ですが、この問題を考える場所が縦割りで別々なのが現状です。農業委員会は農地の適正な管理と利用、遊休農地の解消などを一生懸命してます。生産検討委員会は精算の振興、農産加工の振興など、流通販売検討委員会は直売所の活性化や新たな商品

	や商材の開発、販売交流の推進など、いろいろなものを考えています。 各会が受け持っている仕事が違うので、東峰村の農地・農業を守るのがワンチームになれてないような気がしています。 先日村長が言っていた、宮崎県の日之影町のアグリファームなのですが、そこは日之影町を守るには農地・農業を守らなければいけないと、町長自ら先頭して取り組んでいってるそうです。 東峰村も東峰村のために農地を守らないかと、農業を守らないかと、農地・農業を守らないかと、共通の課題を見つけ、そのためには品質を向上して質を上げる。質が上がるなら、東峰村の米に付加価値を付けて流通させる。秋祭りで食味機などを使い村外にPRする。東峰村の米価が上がるなら、若い世代を育成して稼げる仕組みを作るなどの、一つの流れを作れないかと思っています。 東峰村の農業は、もう何度も言うようですが、がけっぶち、待ったなしです。視察などいろいろ行きましたが、ほとんどの自治体は圃場整備前提の取り組みです。参考にできる自治体は非常に少ないと思っています。東峰村独自で考えていくしかありません。担当課や各種農業関係者と一緒に東峰村の農地、景観の将来を議論できる、そういう場を作るべきではないかと思うのですが、村長の考えをお伺いします。
議 長	村長
村 長	ありがとうございます。 この問題については、昨年来から経済常任委員会のほうでもずっと、何度も何度も会議をしていただいて、提案という形で日之影の部分とさまざまな提案をいただいたところでございます。 自分といたしましても、先ほど言われました農林業振興協議会の生産検討委員会と流通販売検討委員会、これの仕組みを作ったのは、申し訳ありません、平成14年、15年にかけて、自分が担当のときに作ったものでございます。 そのときの課題が、その当時は水稻検討委員会、園芸検討委員会、作物別に分かれて行ってたんで、それこそ縦割りじゃないかという部分があって、実際に作って、それが売れて、初めて完結するんだよというテーマの中で、それぞれが関わり合いながら、生産と流通販売を、共にお互いの部分を考えながらやっていくというスキームで立ち上げた、大きく組織をですね、変えたところだったという自分の思いがありました。 その後、自分は仕事で、職員として行ってた部分があったので、東峰村になって東峰村農林業振興協議会という形になったときに、そういった仕組みはですね、ずっと受け継がれてきておりましたが、段々とその取り組みについて、熱意と申しますか、その辺りがやっぱり薄れて来ている。それをどうにか立て直さなければいけない、頑張らなければいけないというのは感じているというか、実際にやらなければいけないというふうに思っているところでございます。 その中でも、やっぱりそういう美しい景観を含めた村づくり、非常に重要な視点だと思っています。これに取り組むにあたっては、やはりそれに取り組める担える人づくり、組織づくりが絶対的に必要だ。 これについて、一つの考え方は農村RMOという考え方、もう一つの考え方が、昨日来からのやり取りの中で、やっぱり中心になる、マネジメントを全体的にやっていただく。例えば、日之影アグリファームの母体となるような組織、それを考えたときには、やっぱり農業生産組合がしっかり組織として成り立っていく。 これについて、今、職員の問題等があるというのは承知をしておりますが、そこでしっかり人員体制、またその取り組みが集落営農組織とか、そういった部分としっかり結びついて取り組める。その仕組みが出来上がると、たぶん日之影アグリファーム

		と同等か、以上のものがですね、出来上がるのではないかというふうに思っているところで、昨年の提案をお受けいたしまして、今年度そういった部分についてもアクションプランという形で、しっかり見える形ですね、取りまとめをさせていただいて、やっぱりそういった部分、声をあげるだけではなかなか人は動かないという部分はありますけど、やっぱり実態の中でどういうふうに組織化をし、その中でどういう形で、やっぱり稼げるというか、生活ができる算段ができるか、その分も踏まえた中で、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。
議 長	4 番	4 番 和田将幸議員
	4 番	私も経済常任委員会で食味分析機を入れるときに、いろいろその場にいました。ですが、いざ活用しようというときには、自分たちが使うところじゃない、他がもうちょっと使うんじゃないとか、そういう話になっていたんで、もっと村が、村長が、何のためにやっているのか、その達成の目標を掲げて、そのためにみんな一緒になって一丸と進んでいってもらいたいもんだと思います。 次にまいります。 東峰村独自の担い手バンク、農地バンクを作るべきではないかと思っています。 以前の農地バンク、以前してた農地バンクは、ただ申請するだけのものでした。イメージとはちょっと違った、ただ申請するだけの農地バンクだったように思っています。 例えば、私の場合で言いますと、私の営農集落で担い手バンクの人材リスト、私の地区の、を作るといったときに、もう私は農業の経験が20年あり、機械も操作でき、6月以降なら用事がなければ、何日と何日はできますよと。機械は持ってるし、そちらの機械も操作できますよと。そういう情報をですね、集落で出して、全体で共有できないかと思っています。 私の場合だったら、小石原地区や福井地区、品種が違うんで手伝いに行くこともできます。担い手として。 農地バンクでしたら、どれぐらいの広さで水利や搬入道の情報を不動産屋みたいに、不動産情報みたいに見える化できないか。 昨日の質問でも出た農機具の話でも、農機具が眠っているなら、それを利活用できるような情報が見える化できないか。 そういう見える化をして、技術と人材と、機械はあるが搬入ができない、機械を運ぶことが難しいというところは村が支援、個人間ではできない、大きな重機とかで運ばなければいけないというところは村が支援して、それ以外は自分の機械を持って行ったり、地権者の機械を使ったり、そういうような活動ができないか。 日之影町みたいに中山間直接支払制度などを活用して、担い手の報酬にも、多少なりとも金銭的支援ができないかと思っています。 村の中に眠っている人材と人材を必要としている農地、これをマッチングできるシステムが構築できれば、村の耕作放棄地も少しは減っていくと思いますが、村長の考えをお伺いします。
議 長		村長
村 長		ありがとうございます。 農地バンクという部分がですね、昨年から変わって、前は利用権設定という形で農業委員会に届ければよかった。その部分が今、中間管理機構という部分を通して行く。ただ、中間管理機構はマッチングをしてくれないという、ほんとに中間管理機構がそういうデータベース持って、マッチングまでするスキームがあるものと思ってたら、全く違った、現実がですね。そういった中で、今提案をいただいたというふうに思っ

	ています。 先ほど言った地図上にプロットされて行いう貸し借りのシステム、近くで言えば香春町がですね、農地バンクということでされてるとというのがございました。 そういった部分、これをほんとうまく立ち上がるというか、これが機能する、それが先ほど来から申しておりますアグリファームモデルと申しますか、そういった形にシステム的に立ち上がっていく、そういった部分もしっかり機能すればですね、すばらしい取り組みになるというふうに思っております。 その中で、今年からDXの関係で、地域活性化起業人の方にも来ていただいております。こういった部分についてはシステム化、DX化のほうの取り組みもできる可能性は非常に高いと思っております。 ただ、それをどこの組織が受けるか、どういう仕組みですか、誰がするかという部分についてですね、先ほど来から言っております、やはり組織としては農業生産組合、なんでんかんでん俺たちに持って来ても無理という感情も一部あるかもしれませんが、やっぱり村の農業をですね、どう守り続けていくか、そのための組織として立ち上げた組織でございますので、そこが今、農事組合法人でございますが、組織のあり方を考えれば違う組織にして、やっぱり収益を上げるための取り組みを行っていく。その中でいろんなデータベースを構築して、そのマネジメントをしていって、やっぱり作れない農地を作ってあげようという思いを持っている方はですね、やっぱりおられるところでございます。 ただ、それが個人対個人になるとなかなかちょっと手を挙げにくいという部分もございますので、その辺りのハードルを下げる部分については、この取り組み、今年、来年という話は、ちょっとロードマップ的にはですね、すぐできるものかどうかというのは、ちょっとこれからやっぱりいろんな組織、人との兼ね合いがございますので、取り組んでいかなければいけないですけど、この考え方については、もう逆に言えばがけっぷちという言い方もされました。もうこのやり方しかないというふうに、今のところはですね、思っている中で、これをどう具体化していくかという部分について、振興協議会もそうです。その中での事務局会、農協さんとか普及センターとか入っている会があります。そこの重要テーマとしてですね、しっかり協議と言いますか、進めさせていただきたいというふうに思っております。以上です。
議長	4番 和田将幸議員
4番	村長の言うとおりのシステムを構築するのはかなりハードルが高いかなと思っておりますが、そういうことができれば30代、40代、子育て真っただ中、いちばんお金が要る世代、休みの日に遊ぶよりも子どものためにちょっと働こう、60代過ぎ、家でゆっくりするよりは体を動かした方が健康のためにはいいと。 そういつて村内から担い手の卵みたいな者がいっぱい出てくるんじゃないかと思うし、次の世代も、次世代も育っていくんじゃないかと思っていますので、そこは力を入れて、今から推し進めていってください。 次の質問にまいります。 次は、東峰村の振興対策について、お伺いします。 東峰村では、BRT3駅の周辺整備や地域交通のるーととの振興策が進んでいます。が、地域経済への恩恵がまだまだ見えてない状況です。 近隣の日田市、原鶴、秋月等にはインバウンドの客が多くみられるようになってきました。BRT等を利用して、小石原地区の窯業にインバウンドの方を呼び込めないか、そういうPRができないか、お伺いします。
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進	議員ご指摘のとおりですね、近隣の日田市では、ここ数年外国人の宿泊者数が右肩

課長	上がりに伸びており、特にアジア圏の旅行者が大半を占めていると聞いております。 また、福岡県のほうからはですね、添田町にある外国人向けの1棟貸し宿泊施設に多くのインバウンドが来ているということも伺っております。 小石原地区におきましても、ドイツ、フランス、スイスなどの欧州圏や台湾、香港、韓国などのアジア圏、またはオーストラリア等ですが、少しずつではありますが、インバウンドの方たちがですね、来られていると聞いておるところでございます。 こうした状況を踏まえ、日田彦山線BRT沿線エリア、マース検討会議において、インバウンドによるBRT利用や村内周遊を促すため、のるーと東峰の多言語対応、キャッシュレス決済導入等について、福岡県とですね、意見交換を行っているところでございます。 また、東峰村旅観光局による国の補助を活用したインバウンド対応のツアーの造成であったり、福岡県が行うオープンファクトリー事業も予定をされているところでございます。 こうした取り組みを通じて、インバウンドの誘客を図ってまいりたいと考えております。
議長	4番 和田将幸議員
4番	私たち世代のイベントというと、ポスターをいろいろ貼ってチラシを配る。そういった集客の集め方が多かったと思うんですけども、先日の竹地区の火祭りですね、来村者、お客さんがかなり多く増えてまして、事務局のほうに何か新しい集客の取り組みをしたんですかと、そういうことを聞いたんですけど、いや、全然やってないと、SNSで流れ出したと。それで風向きが変わったらしいです。 同じ竹でも棚田のライトアップは、全然と言ったら悪いですけども、かなり集客が低いです。やっぱり何かのきっかけ、情報発信の仕方ひとつで、そこまで違うんだなと感じているところです。 その難しいところはあるとは思いますが、そういう情報発信を常にして、今後役に立つために、そういう取り組みも常にしていてもらいたいと思っています。 次の質問にまいります。 筑前岩屋駅周辺整備について、質問させていただきます。 岩屋駅の改修や駐車場の整備は進んでいるが、地域住民から見た全体像が見えていません。村が描いている全体像が分かればお伺いしたいのですが、先日同僚議員からいろいろな質問が出て、もう1回仕切り直して考え直すようなことを言っていたんですけど、もう一度村が描いている全体像、分かる範囲でいいのでお伺いします。
議長	村長
村長	全体像につきまして、イメージとしては、先日岩屋地区またほうしゅ楽舎で開催した説明会において示したイメージ図がですね、最新のものはなっております。 ただ、全体のイメージとしては、やはり釈迦岳トンネル、岩屋の湧水、この水のイメージをどう活かしていくか、この部分でテーマを絞ったうえでですね、計画をさせていただいてたところでございます。 その中で、昨日からのやり取りの答弁の中にもございましたが、やはり基本的には水を活かす。今、水の関係で行っている事業としては、ふるさと村さんが行っている事業で、岩屋地区の皆さんが行っている事業、特に岩屋駅ですので、竹や岩屋神社への玄関口となるその機能ですね。 そういった部分を踏まえた中で、どういう形にすればいいのかという部分を、前回の説明会等でお示しをさせていただいたところでございます。 ただ、その中で入った部分について、やはり地域の方が、やっぱり昨日からのやり取りの中で、なかなか整備の内容についてですね、村はどう考えているのかという部

	分、また、村としては、地域としてやりたいことは何なんだろうという部分、このコミュニケーションがなかなか取れていなかったという現実の中で、実際にその岩屋という部分をどう活かしていくか、テーマはもう水です。それをどうやっていくかという部分についてですね、先ほど言っておりましたが、今年度しっかり話し合いながらですね、やっていきたいというふうに思っております。 今のところ飲食の部分については、やっぱり地域が主体となってやるべきものでありますので、ちょっと率直に厳しいのかなというイメージは持っております。 また、ボトリングについても、昨日のやり取りにもありました。やっぱりビジネスとして成り立つかどうか、そこをしっかりと考えていかなければいけないと思っております。 それ以外の部分についてもですね、ちょっとふるさと村という名称を、固有名詞を出して申し訳ないんですけど、そちらの団体が中心となって岩屋地区また東峰村のさまざまな事業者、関係者の方とですね、取り組める内容について、しっかり進めてまいりたいというふうに、検討を進めたいというふうに思っているところでございます。 岩屋周辺の整備については、地域の将来に関わる重要なことであることから、地域の皆様と丁寧な協議と合意形成が不可欠であると考えておりますので、ちょっとこれまで計画等を作ってまいりましたが、少し実現に向けて時間がかかる可能性もありますが、地域にとって真に必要で喜んでもらえる、有効に活用される施設を目指してまいりたいというふうに思っております。以上です。
議 長	4 番 和田将幸議員
4 番	ありがとうございます。 住民の声をもう一度きちんと聞き、本当に必要なもの、必要とされるものを一緒に考えていくということだったんですけども。 今まで話し合いとかが遅れ遅れ、秋以降、冬になって、ギリギリとなるパターンが多かったような気がします。今後どのようなスケジュール、スキームで整備をしていく、地域住民への説明会等も踏まえて、どういう話し合いをやっていくのか、今のところ考えがあれば伺います。
議 長	村長
村 長	ありがとうございます。 今後のスケジュール等でございますが、本来であれば6月ぐらいに地域との協議を行いたいという意向はございましたが、ちょっとボトリングのほうの将来性というか展開が、ちょっとまだ見えてない部分があったので、その辺り。 先日、3月に行ったときにも、お一人でございましたが、ボトリングがいいんじゃないかというご意見もいただいたところではございます。 ボトリングという話になったときに、どれだけの雇用というかですね、仕事が地域の方になるのか、それはもうちょっと形態の検討が必要にはなります。 ただ、早期に地域の皆様との協議の場はですね、村の考え方を一度整理したうえで、持ちたいというふうに思っているところでございます。 予算としては計上しているところでありますが、これは、執行ありきではございません。しっかり検討を踏まえたうえでですね、今後これについては、日田彦の基金を充てるというのは、事業ごとにですね、考えるべきものでございますので、そういった部分の協議も当然行ってまいります、事業費的にはもっと他の農水省とか、そういった部分の補助金を取りにいかなければいけない事業にはなっていると思いますので、それについて、しっかりと事業化等に向けて、地域の方とですね、協議を深めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議 長	4 番 和田将幸議員
4 番	地域住民も最初のワークショップなどではいろんな案を出しました。何でもいいから出してくださいということで、いろんな案を出しましたが、根本的なところは、岩屋湧水を来る方や登山客が災害前のように、また、それ以上に集まり、農産物や加工品などの販売で少しでも、そういう販売をして、少しでも生きがいを作れるような地域づくり、将来を願っています。 そういう流れに、地域になるのが、自分たちもいいかなと思っていますが、そういう地域の生きがいづくり、そのことについては、考えをお聞かせください。
議 長	村長
村 長	当然地域に根差した活用策と申しますか、振興策が必須でございますので、そういった部分についても丁寧と申しますか、しっかり協議、共通の認識を持ちながらですね、進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。
議 長	4 番 和田将幸議員
4 番	これから地域住民と納得のいくような施策を作っていきたいと思っています。これで私の質問は終わります。
議 長	以上で、一般質問を終わります。
散 会	
議 長	これをもちまして、本日の会議を終了します。 明日18日は、午前9時30分から開会します。 本日は、これにて散会いたします。 (11時53分)

第5回 東峰村議会定例会会議録

令和8年6月18日

(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和 8 年第 5 回東峰村議会定例会議事日程

令和 8 年 6 月 1 8 日開議

開会宣言

議事日程報告

日程第 1 議案第 2 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 2 議案第 2 7 号 東峰村の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

日程第 3 議案第 2 8 号 東峰村学校教育施設整備基金条例の制定について

日程第 4 議案第 2 9 号 令和 8 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

日程第 5 報告第 1 号 令和 7 年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告

日程第 6 報告第 2 号 令和 7 年度東峰村事故繰越し繰越計算書報告

日程第 7 同意第 6 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 8 同意第 7 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第 8 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 0 同意第 9 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 1 同意第 1 0 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 2 同意第 1 1 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 3 同意第 1 2 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 4 同意第 1 3 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 5 同意第 1 4 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 6 同意第 1 5 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 7 同意第 1 6 号 東峰村農業委員会委員の任命について

日程第 1 8 同意第 1 7 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第 1 9 同意第 1 8 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第 2 0 同意第 1 9 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第 2 1 議案第 3 0 号 令和 8 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

日程第 2 2 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	おはようございます。 ただ今の出席議員数は、１０名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりです。 （９時３０分）
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第１	
議 長	日程第１ 議案第２６号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 （討論なし）
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第２６号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第２７号「東峰村の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 ７番 伊藤均議員
７ 番	この中ですね、取り扱う業務等については説明がっておりますので、理解をしておるところであります。 しかしながらですね、この指定期間、これが今年度については、令和９年３月３１日までというようなことでの指定になっておりますが、半年間という形になりますか。 その中でですね、じゃあ、この以降についてはですね、毎年この郵便局の指定についてのですね、案が、期間ごとに毎年出てくるのか、それともこれから以降についてはですね、何年間とかいう指定期間が出てくるのか、その辺りの説明があっておりませんので、まず、そこを教えていただきたいんですが。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	今現在、指定期間として、このように３月３１日までの約半年間となっておりますが、今後郵便局と契約を結ぶ中で、期間等改めて協議をいたしまして、決めていくというふうに聞いております。
議 長	７番 伊藤均議員
７ 番	そうすると、前提とするものは何もないということで理解してよろしいんですか。 毎回毎回協議をして、郵便局がじゃあ、辞めましたと言えば、それで終わりというよ

	うな指定になるんですか。 何か前提としてきちっとしたものがあって、その中での、この取り扱いということではないと、マイナンバーカード自体も5年には更新なんですよ。そうすれば毎年いろんなところで出てくるかと思うんですよ。 なんか付け焼刃みたいな感じの、今のこの指定ではなっておるので、その辺りのところはですね、きちっとしたものを説明いただかないといけないのかなと思いますが、いかがですか。
議 長	村長
村 長	ちょっと自分の報告を受けている部分についての認識でございますが。 今回にあたっては、郵便局にこういう事務を行わせるという指定の案件でございます。 指定期間については、他の自治体の例によって、の参考にさせていただいて、一旦9年3月31日までという部分で、指定期間という設定をさせていただいております。その中で、これについて業務の委託に関する契約を結びます。 これについては、その期間について郵便局のほうと協議を行うという形を行っておりますので、今回の分については、一旦9年3月という期間を切らせていただいているのは、他の自治体の例を参考にさせていただいているというところでございます。 実際の契約については、ちょっと年限について詳細な打ち合わせをしているというふうには聞いておりませんが、数年にわたる契約を行うというふうに理解をしているものでございます。
議 長	7 番 伊藤均議員
7 番	村長、答弁いただきましたけど、そういうようなことで、指定の取り扱いについてですね、議会に出てくるというのは、少しおかしくはないかなと思うんです。 きちっとしたものが定められておって、その中でこの取り扱いをしていきたいということがないのに、ないというか、はっきりしないのに、とりあえず半年間だけのですよ、指定取り扱いを、こうやってやりたいと。 確かに村民の利便性には、なってくる可能性はあるかとは思いますが、こういう大事なところをですね、そういう簡単な、わずかな期間だけで、後はしっかりとした目的というか運用が考えられてないというようなところはですね、もう少し考えてやっていただかないと、はっきり言って付け焼刃と、言ったような考え方で取られても、仕方ないのじゃないかと思います。 それで、しっかりしたものをですね、やはり提示いただかないかんのかなと思いますが。
休 憩	
議 長	9時50分まで休憩します。 (9時39分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (9時50分)
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	今回、期間としまして、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとさせていただきます。 ただ、今後契約内容等に変更申し入れがなければ、順次更新という、他の自治体の例に倣って、進めてまいるようなことになろうかと思っておりますが、ちゃんとこちらで、今回そういった内容はお入れしておりませんので、この形で一旦提出をさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

議 長	4 回目の質問でございますが、重要な案件でございますので、質問を認めます。 7 番 伊藤均議員
7 番	今回についてですね、どう言ってもどうしようもないという話みたいなんですけれども。 しっかりですね、次回のときに、じゃあ、これ半年しかありませんので、また今度出てくるのかなと。そのときにはですね、もうちょっとしっかりとした形でですね、議案提出をしていただかないと、中途半端で分からないという形はですね、今後避けていただくようお願いしまして、終わりたいと思います。
議 長	9 番 梶原伯夫議員
9 番	今のことでですね、これ基本ですよ。そういう先のことなんかですね、出すのは。だから、そこのところはちゃんとしていただきたいと思うんですが。 これにですね、村内郵便局と書いてあるわけですよ。それで2局あるわけですよ。なんで小石原は書いてないのか、お伺いします。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	今回東峰村の郵便局とされておりますが、順次準備をしていくということで、今年度につきましては宝珠山郵便局、来年につきましては、小石原郵便局を新たに追加で指定をさせていただくという協議をして、お互いに協議は終わっているところでございます。
議 長	9 番 梶原伯夫議員
9 番	それだとは思ったんですが、それならそれとですね、ある程度は説明の中でですね、おっしゃっていただきたい。 宝珠山のほうはですね、この役場とすぐ筋向いなんですけど、小石原のほうはちょっと遠いわけですよ。窓口を増やして、住民に便利が良くなるようにするということは、小石原のほうが便利になるということなんですよ。だから、そこのところは十分考えて、やっていただきたいと思います。
議 長	村 長
村 長	この事務の関係については、郵便局自体、単体が来たというわけではなくて、熊本の郵政省のほう等のあり方として、こういうことについて提案があった。その分で協議をして、郵便局、うちが2つありますので、どういう形とするのかという協議を行った中で、出来上がったスキームでございますので、その説明が足りなかったことについてはですね、大変申し訳ないというふうに思っています。
議 長	他に、質疑はありませんでしょうか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第27号「東峰村の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第28号「東峰村学校教育施設整備基金条例の制定について」を、

	議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6 番 佐々木孝議員
6 番	この設置条例の第4条、村長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとありますが、必要があるときというのは、どういうことを指しているのか。 それと、最も確実、有利な有価証券というのは、どういうことを想定してあるのか、教えてください。
議 長	村長
村 長	基金条例の統一の立て付けという部分ではございますが。 第4条につきましては、最も確実かつ有利な有価証券、これについては、いわゆる国債または自治体が発行する債券で運用、今、村のほうも一部行っている分がございます。 ただ、そのときに必要があるという、認めるという部分については、基本的には基金に積み立てるお金によりますけど、それを、例えば国債であれば10年とか、長期になります。その部分で、要するに取り崩して活用する見込みが、可能性として少ない場合は、そういう利率の高い、運用の高いほうで運用することができる、という立て付けになっております。 ですので、基本的にこの基金条例の金額的にはですね、そんなに大きな金額にはならないんですけど、一応基金の性質上の公文として入れているところでございます。 運用としては、そういう運用のあり方があるということでございます。
議 長	6 番 佐々木孝議員
6 番	こういうふうに代えるときには、どなたかに相談をしての実施になるわけでしょうか。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらですね、基金等の運用につきましてはですね、基本的に会計管理者が責任を持って、そういった運用等を行うというふうになっております。 ですので、こういった必要性、当然、村長等に相談、もしくは必要とあれば決裁等をいただくというような流れになりますけれども、総合的にですね、この基金がそういった有益な有価証券等で運用するのが可能である。そういった判断ができれば、そういった運用を行うというふうな流れになっております。 ですので、基金ごとにですね、そういった取り扱い、会計管理者のほうで判断して行うというところになっております。以上です。
議 長	6 番 佐々木孝議員
6 番	ちょっと私の認識不足だと思いますが、会計管理者をもう少し分かりやすく教えてください。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	会計管理者といいますのはですね、昔から言うところ収入役とかいう感じで、村のですね、金銭、出納関係の責任者というところで置いてあったところを、現在、会計自体のところをですね、一手に運用とかですね、行うような職責というか、そういった部局というところになっております。 ですので、確実にですね、村の資金、こちらのほうをショートさせることなく適切に回す、そういったところ。 すみません、それで会計管理者のほうは、総務企画課長が現在兼ねておりますので、私のほうがそういった判断をさせていただいているというところになります。以上で

	す。
議 長	7 番 伊藤均議員
7 番	この学校教育施設整備基金条例についてですが、これについては先日のですね、説明において理解はしておるところであります。 その中でですね、1つちょっと教えていただきたいのは、第7条の処分です。 基金は、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り処分することができる。ということ謳ってありますけど、これについて、具体的にですね、どういうものに使っていくのか、また、将来的にはどういうものを考えているのかと、いうところについて説明をお願いしたいと思いますが。
議 長	村長
村 長	この基金の管理運営については、教育委員会で行うという形になっております。 もう条文にあるとおり、学校教育施設整備の財源ということで、もううちとしては東峰学園、今、現に存する学校施設の整備、改修等に係る資金に充てるというところで、例えて言えば、学校のトイレ改修、これはもう、来年度やるところありますので、そういった部分の財源として充てることができるというふうにしているものでございます。以上です。
議 長	7 番 伊藤均議員
7 番	立て付けの話はよく分かるんですよ。 ただ、実際に、この財源に充てる場合に限るというのは、あまりにも広すぎるから、これについて、何か、こういうものに充てていきたいというものがあるのか。 ただ、基金上はこうやって、名目はね、なるんだけど、本来運用がどうなるのかというのを少し心配するので、そここのところのね、説明がいただきたいと、いうところを私は聞いているところです。 そここのところの説明が、じゃあ、今何をしますよと言うことはできませんと、まだ分かりませんという答えは、それは出てくるのかもしれませんが、具体的にはこういうものにやっていきたいと。 例えば、学校がね、要するに施設が老朽化したから、こういうものに変える場合に使いますよとか、こういうのに使いますよというのがね、具体的にあれば、そういうふうに出していただければなど。 そうしないと、あまりにも間口が広いので、これも施設整備ですよ、何も施設整備ですよと言われるのもね、ちょっと理解しがたいところがありますので、その辺りのところの説明をいただけたらと思っていますところです。
議 長	副村長
副 村 長	お答えさし上げます。 ちょっと条例の条文ということで、かなり広い表現になっているところのご理解いただければと思いますが。 基金の処分、いわゆる取り崩して予算化して、執行していくということになりますので、今回は積立の分の予算のみ計上しておりますので、歳出のほうを組んでおりませんので、ここぐらいの説明で、先ほど村長が申し上げたような例示となっております。 実際にこの基金を処分、取り崩して使用する際にはですね、基金を財源とした歳出予算を組んで、予算をお諮りするという形になりますので、具体的な内容はその中で説明していくことになろうかと思います。以上です。
議 長	他に、質疑はありませんでしょうか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

	(討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 28 号「東峰村学校教育施設整備基金条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 4	
議 長	日程第 4 議案第 29 号「令和 8 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)」を、議題といたします。 説明は終わっておりますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 7 番 伊藤均議員
7 番	28 ページのですね、民生費、4 項の災害救助費の関係なんですが、10 節の需用費、障害物の撤去ということで 300 万ほど出ておりますけれども、具体的にこれは、どの部分の災害撤去なのか、具体的なものがあつたらお示しいただきたいんですが。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらの分につきましては、令和 5 年災害でですね、黒谷地区のほうで斜面の土砂崩落がございまして、それが民家のほうに流入をしたというところになっています。 こちらのほうのですね、土砂の撤去の費用というところで、今回計上のほうをさせていただいているというところでございます。以上です。
議 長	7 番 伊藤均議員
7 番	ちょっと説明が理解できなかったんで、もう一度お願いします。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらのですね、4 項の災害救助費、1 目と 2 目、こちらは同じ箇所というところでございます。 それで、1 項の災害救助費のほうは、先ほど申しました土砂の撤去分、それから、2 目の再建支援、こちらのほうにつきましては、その上物ですね、建物の公費解体の分というところで、ちょっと計上的には別々のところで計上をさせていただいているというところでございます。以上です。
議 長	7 番 伊藤均議員
7 番	具体的に、私は申し上げたと思うんです。 だから、どこの分とか、そういうものがあるのですかと。ただ、5 年度の災害の中で、土砂撤去でというようなことで、今の説明でね、上物が 2 目ですよ。 じゃなくして、その具体的に、じゃあ、5 年度の残りがどこの撤去ですよというのは、ないんですか。きちっとしたものがあれば、教えてほしいということを言ってるだけで、土砂撤去でと、それは分かりますよ、字を読めば。 そうじゃなくして、その具体的なものをですね、説明をしていただきたいと、私は言ってるんです。
議 長	村長
村 長	説明が舌足らずで申し訳ありません。 この箇所については、先ほども課長が申したとおり、令和 5 年の災害において家屋内に流入した土砂、また、家屋の撤去の部分で災害救助費の予算を計上しております。 これについては、地区としては、小石原鼓地区の黒谷の法面の崩壊があつた箇所に

	なります。 時期的に、この時期になったという部分におきましては、そこの部分の災害復旧の法面工事等がですね、ずれ込んだ関係で、実際に工事に入る時期が遅れたという形で、今回ちょっと、申請としては5年度、災害直後に出されていた分でございますが、その関係で、今回計上をさせていただいたところでございます。
議 長	他に、質疑はありませんか。 6 番 佐々木孝議員
6 番	28ページの6目の企画振興対策費の中の工事請負費1, 210万ですね。 課長から詳しい話はお聞きはしたんですけども、確認の意味を含めて質問します。 これは、新しくできるコンビニの横の工事費ということで、県が全額負担というふうになってたと思いますが、その後ですね、いつまでこの県からの補助が出るのかと。花代とかいろんな部分が必要になってくるんじゃないかと思いますが、その辺りの補助がどれだけ続くのかということと、その後の管理、そういったものはどういうふうになっているのか、確認の意味で聞かせてください。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	まず、コンビニの横に整備しました花壇につきましての管理でございますが。 管理につきましては、コンビニを運営する会社のほうにお願いをしたいというふうに考えております。委託料等については、今のところ考えておりません。 それから、やはり季節に応じて花を植え替えるという必要が生じると思います。その場合はですね、県のほうから花苗の補助という形で2分の1出るようになってございます。残りの2分の1については、村のほうで単独で補助するかどうかというところをですね、今、検討をしているところでございます。 ただ、県の補助金についてはですね、いつまでかというのは、ちょっと今の時点では、明確には理解しておりませんが、今のところ数年、今後続くんではないかというふうに考えております。以上です。
議 長	他に、質疑はありませんでしょうか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第29号「令和8年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第1号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第1号「令和7年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、議題といたします。 説明は終わっておりますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑はこれで終結し、報告第1号「令和7年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を終了します。

日程第6	
議 長	日程第6 報告第2号「令和7年度東峰村事故繰越し繰越し計算書報告」を、議題といたします。 説明は終わっておりますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 7番 伊藤均議員
7 番	ここにですね、事故繰越しで残っておりますけれども、これについて、災害復旧という形になっております。それで、これは、事故繰越しで残っている分は何カ所で、大体どんだけのものが残つとると、というようなところの説明をいただけますか。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	こちらのほう事故繰越しの部分でございますけれども、令和5年災になります、大字宝珠山の迫地区でございます。箇所数的には5カ所ほどの部分でございます。 農地の国庫補助事業の繰越しというところでございます。以上です。
議 長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑はこれで終結し、報告第2号「令和7年度東峰村事故繰越し繰越し計算書報告」を終了します。
日程第7～ 日程第17	
議 長	日程第7 同意第6号から日程第17 同意第16号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、議題といたします。 説明は終わっておりますので、質疑を行います。 質疑については、一括質問といたします。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 採決します。 同意第6号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第8 同意第7号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっておりますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第9 同意第8号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっておりますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第10 同意第9号「東峰村農業委員会委員の任命について」

	質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第 1 1 同意第 1 0 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。
議 長	日程第 1 2 同意第 1 1 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第 1 3 同意第 1 2 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第 1 4 同意第 1 3 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第 1 5 同意第 1 4 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第 1 6 同意第 1 5 号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)

議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第17 同意第16号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
日程第18～ 日程第20	
議 長	日程第18 同意第17号から日程第20 同意第19号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、議題といたします。 住民福祉課長より、議案の訂正の申し出がっておりますので、説明をお願いいたします。 住民福祉課長
住民福祉課長	42ページをお願いいたします。 同意第17号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」という議案ですが、訂正をお願いしたいと思います。 訂正箇所は、4番目の任期のところでございます。 任期が令和8年6月23日から令和11年6月22までとなっております。これを6月22日までと、日にちを入れていただきたいと思います。 22までとなっておりますので、その次に日をお願いいたします。 それと併せまして、44ページのところも6月22となっておりますので、22日までのほうに、日の字を追加いただきますようお願いいたします。 そして、最後に46ページですね。こちらも6月22までとなっておりますので、日を入れて6月22日までに訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。 訂正は、以上です。
議 長	説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑については、一括質問といたします。 質疑はありませんか。 7番 伊藤均議員
7 番	この固定資産評価委員につきまして、皆さん継続という形で出されてあるかと思えます。 それでこれ、年数のほうですね、人によって違うのかなと思いますけれども、概ねこの固定資産評価委員は、何年とかいうような形があるんですか、それともずっと継続していただければ、いつまでも固定資産評価委員をしていただくというような考え方なのか、概ね、例えば3回したらもう新しい人を探すとか、なんかいろんな形があるかと思うんですよ。 それで、今の、現在の考え方として評価委員は、どういう形ですね、やっていこうかなと考えてあるのか、その考え方を教えていただきたいんですが。
議 長	村長
村 長	固定資産評価審査委員の3名の方につきましては、法律上定年があるとか、そういうものではございません。 村としては、任期満了前に再任の意向をお伺いして、その方の健康状況等にもよりますが、再任いただける方については再任をしていただく、お願いをするとい

	う形で、これが方針と言えるかどうか分かりませんが、こういう形で今、執り行っているところでございます。以上です
議 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 採決します。 同意第 1 7 号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第 1 9 同意第 1 8 号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
議 長	日程第 2 0 同意第 1 9 号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 質疑は終わっていますので、採決します。 お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定しました。
日程第 2 1	
議 長	日程第 2 1 議案第 3 0 号「令和 8 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）」を、議題といたします。 村長に提案理由の説明を求めます。 村長
村 長	それでは、追加して上程をいたしました、1 件の議案についてご説明申し上げます。 議案第 3 0 号、令和 8 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれに 6 9 7 万 3 千円を追加し、歳入歳出総額を 3 8 億 8, 7 7 9 万 9 千円とするものであります。 歳出では、税務総務費に 6 9 7 万 3 千円を計上しているところでございます。 歳入では、基金繰入金を計上しています。 以上、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	本日、追加でお配りしております、議案書のほうをよろしくお願いいたします。 議案第 3 0 号「令和 8 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）」 令和 8 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 9

	7万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,779万9千円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和8年6月18日提出、東峰村長名でございます。 2ページのほうをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。 15款2項基金繰入金、補正額697万3千円、補正合計697万3千円、補正後総額38億8,779万9千円。 続きまして、3ページ、歳出でございます。 2款2項徴税費、補正額697万3千円、補正額合計697万3千円、補正後の額38億8,779万9千円でございます。 6ページのほうをお願いいたします。歳入の明細のほうでございます。 15款2項1目財政調整基金繰入金、補正額59万5千円、こちら財政調整基金からの繰入金でございます。 15目ふるさと基金繰入金637万8千円、こちらふるさと基金のほうからの繰入金でございます。歳入からは以上です。 歳出のほうにつきましては、担当課のほうよりご説明を申し上げます。以上です。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	7ページをお願いいたします。 歳出でございます。 2款2項1目税務総務費の中の11節役務費59万4千円でございます。こちらにつきましては、令和7年分ふるさと納税ワンストップ特例申請データの未送信による寄付者の方へのお詫び等の対応をする、通知等の対応をするための経費を上げております。役務費として59万4千円計上させていただきます。 続きまして、22節償還金利子及び割引料につきましては、637万9千円でございます。こちらにつきましては、更正依頼をしましたが、その対応ができない自治体にお住いの寄付者の方が、確定申告を依頼をしても、できないという方へ対して、一部返金をするための経費として計上をさせていただくものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	以上、説明が終わりました。 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第30号「令和8年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第２２	
議 長	日程第２２ 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から閉会中の継続調査申出がなされております。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。（異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があります。これを許可いたします。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 １６日から本日まで、令和８年第５回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおり可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。 議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存であります。 さて、今年も６月４日に梅雨入りし、４日と８日にまとまった雨は降りましたが、昨日までの雨量としては、小石原で９０ミリ、宝珠山で約９５ミリと、昨年６月の１カ月雨量４００から４５０ミリに比較して、依然として少雨傾向が続いています。 土曜日には、警報級の大雨の予測もされており、まだまだこれから下旬にかけ、また、梅雨末期の大雨については予断を許しません。まだ、どのような状況で気象庁から大雨の警報や土砂災害危険警報などが発表されるか、シミュレーションができていないところではございますので、手探りにはなりますが、早めの村からの情報発信、避難情報の発令を行うこととしておりますので、テレビなどからの気象情報や防災無線での情報を確認し、防災タオルに書かれてあるとおり、自分の命は自分で守る。地域の安全はみんなの手で、を第一に、梅雨を乗り切っていきたいと思っています。 また、来たる２８日には、村の防災訓練が実施されます。併せて、設定されている各避難所において、買い物拠点の名称、この投票を行うことと予定をしております。 東峰学園の生徒に応募していただいた名前の候補について、皆様に投票してもらいたいと思っています。 当日の天気はまだ分かりませんが、まず行動することが、防災スイッチを入れることとなりますので、皆様の積極的な訓練への参加をお願いするものであります。 議員各位におかれましても、暑さ対策を十分していただき、今後も農作業やお仕事に無理をしないで、水分補給や休憩をしっかりとって、健康でご活躍されますよう心からお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。どうもお疲れ様でございました。
議 長	これをもちまして、令和８年第５回東峰村議会定例会の全日程を終了します。 （１０時３６分）

	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 議 員 議 員
--	--